第９章　　総合評価

第9章　総合評価

9.1　環境要素ごとの調査、予測及び評価結果

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は以下に示すとおりである。

9.1.1　大気質

調　　査

＜環境大気質＞

事業実施区域１地点及び周辺５地点の計６地点で実施した調査結果は以下に示すとおりである。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、事業実施区域では通年、周辺５地点では四季に各１週間実施した。塩化水素、水銀及びダイオキシン類は、各地点で四季に各１週間、微小粒子状物質は事業実施区域で四季に各１週間、降下ばいじんは事業実施区域で四季に１ヶ月間実施した。

○二酸化硫黄

期間平均値（全季）は0.001ppm、日平均値の最高値（全季）は0.002ppm、１時間値の最高値（全季）は0.009ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化硫黄調査結果　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	0.001	0.008	0.002
地点B 古知野北小学校	0.001	0.009	0.002
地点C すいとぴあ江南	0.001	0.006	0.001
地点D　東ライフ デザインセンター	0.001	0.006	0.001
地点E 扶桑町図書館	0.001	0.006	0.001
地点F 小淵地区神明社前	0.001	0.008	0.002

注）地点Aの事業実施区域は通年調査の結果であり、日平均値の最高値は日平均値の２％除外値を記載している。

○二酸化窒素

期間平均値（全季）は0.007～0.008ppm、日平均値の最高値（全季）は0.017ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた

二酸化窒素調査結果　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	0.007	0.036	0.013
地点B 古知野北小学校	0.008	0.031	0.017
地点C すいとぴあ江南	0.008	0.028	0.017
地点D　東ライフ デザインセンター	0.008	0.027	0.016
地点E 扶桑町図書館	0.007	0.027	0.015
地点F 小淵地区神明社前	0.007	0.028	0.016

注）地点Aの事業実施区域は通年調査の結果であり、日平均値の最高値は日平均値の年間98％値を記載している。

○浮遊粒子状物質

期間平均値（全季）は0.016～0.018mg/m^3、日平均値の最高値（全季）は0.039mg/m^3、１時間値の最高値（全季）は0.171mg/m^{3}であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質調査結果　（単位：mg/m^3）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	0.016	0.171	0.039
地点B 古知野北小学校	0.017	0.052	0.025
地点C すいとぴあ江南	0.016	0.041	0.023
地点D　東ライフ デザインセンター	0.016	0.042	0.025
地点E 扶桑町図書館	0.018	0.050	0.028
地点F 小淵地区神明社前	0.016	0.042	0.024

注）地点Aの事業実施区域は通年調査の結果であり、日平均値の最高値は日平均値の２％除外値を記載している。

○微小粒子状物質

期間平均値（全季）は9.2μg/m^{3}であり、環境基準値を下回っていた。また、１日平均値が35μg/m^{3}を超えた日はなかった。

微小粒子状物質調査結果　（単位：μg/m^3）

調査地点	期　間 平均値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	9.2	14.5

○塩化水素

期間平均値（全季）は0.00021～0.00039ppm、日平均値の最高値（全季）は0.0011ppmであり、すべての地点で目標環境濃度を下回っていた。

塩化水素調査結果　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
地点A 事業実施区域	0.00021	0.00071	0.00003 未満
地点B 古知野北小学校	0.00023	0.00073	0.00003 未満
地点C すいとぴあ江南	0.00034	0.00097	0.00003 未満
地点D　東ライフ デザインセンター	0.00027	0.00080	0.00003 未満
地点E 扶桑町図書館	0.00033	0.0010	0.00002
地点F 小淵地区神明社前	0.00039	0.0011	0.00003 未満

調　　査

○水銀
期間平均値（全季）は0.0020～0.0024μg/m³であり、すべての地点で指針値を下回っていた。

水銀調査結果　（単位：μg/m³）

調査地点	期　間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
地点A 事業実施区域	0.0021	0.0030	0.0014
地点B 古知野北小学校	0.0021	0.0039	0.0016
地点C すいとぴあ江南	0.0020	0.0026	0.0016
地点D　東ライフ デザインセンター	0.0020	0.0025	0.0016
地点E 扶桑町図書館	0.0020	0.0042	0.0014
地点F 小淵地区神明社前	0.0024	0.0060	0.0016

○ダイオキシン類
期間平均値（全季）は0.0061～0.0096pg-TEQ/m³であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

ダイオキシン類調査結果　（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	毒性等量 期間平均値
地点A 事業実施区域	0.0088
地点B 古知野北小学校	0.0086
地点C すいとぴあ江南	0.0061
地点D　東ライフ デザインセンター	0.0075
地点E 扶桑町図書館	0.0083
地点F 小淵地区神明社前	0.0096

○降下ばいじん
期間平均値（全季）は4.0t/km²/月であった。

降下ばいじん調査結果　（単位：t/km²/月）

調査地点	季節	降下ばいじん量
事業実施区域内	春季	2.6
	夏季	12.0
	秋季	0.9
	冬季	0.5
	全季	4.0

注）全季とは、全調査期間（四季×１カ月間）の結果を整理したものである。

＜沿道大気質＞
沿道大気質の調査地点は、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行ルートにおける５地点とした。四季に各1週間実施した調査結果は以下に示すとおりである。

○二酸化窒素
期間平均値（全季）は0.008～0.012ppm、日平均値の最高値（全季）は0.023ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化窒素調査結果　（単位：ppm）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点１ 江南関線	0.009	0.031	0.020
地点２ 浅井犬山線西側	0.008	0.031	0.016
地点３ 浅井犬山線東側	0.008	0.028	0.017
地点４ 草井羽黒線	0.011	0.039	0.023
地点５ 小渕江南線	0.012	0.035	0.021

○浮遊粒子状物質
期間平均値（全季）は0.014～0.019mg/m³、日平均値の最高値（全季）は0.033mg/m³、１時間値の最高値（全季）は0.057mg/m³であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質調査結果　（単位：mg/m³）

調査地点	期　間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点１ 江南関線	0.016	0.048	0.029
地点２ 浅井犬山線西側	0.014	0.041	0.020
地点３ 浅井犬山線東側	0.017	0.044	0.026
地点４ 草井羽黒線	0.016	0.050	0.025
地点５ 小渕江南線	0.019	0.057	0.033

調　　査

＜交通量＞

沿道大気質調査地点と同様の５地点で平日及び休日に各１回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。

交通量調査結果　（単位：台/24時間）

		大型車（台）	小型車（台）	合計（台）	大型車混入率（%）
地点１ 江南関線	平日	1,224	10,410	11,634	10.5
	休日	159	11,069	11,228	1.4
地点２ 浅井犬山線西側	平日	943	10,544	11,487	8.2
	休日	151	9,904	10,055	1.5
地点３ 浅井犬山線東側	平日	977	11,778	12,755	7.7
	休日	147	11,137	11,284	1.3
地点４ 草井羽黒線	平日	3,500	10,999	14,499	24.1
	休日	514	12,585	13,099	3.9
地点５ 小渕江南線	平日	2,220	9,470	11,690	19.0
	休日	319	11,106	11,425	2.8

＜地上気象＞

事業実施区域内で実施した調査結果（風配図）は以下に示すとおりである。事業実施区域の年間平均風速は1.6m/秒、最多風向はNW（北西）であった。

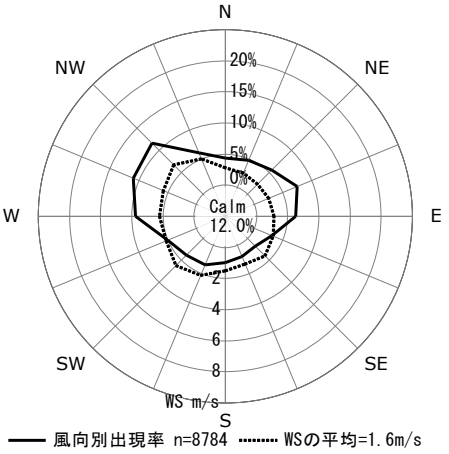

年間風配図（通年調査）

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

○二酸化窒素、浮遊粒子状物質

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項　目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	地点１ 江南関線	0.000049	0.009 (0.020)
	地点２ 浅井犬山線西側	0.000036	0.008 (0.020)
	地点３ 浅井犬山線東側	0.000041	0.008 (0.020)
	地点４ 草井羽黒線	0.000028	0.009 (0.021)
	地点５ 小渕江南線	0.000028	0.009 (0.020)
浮遊粒子状物質（mg/m³）	地点１ 江南関線	0.000003	0.016 (0.041)
	地点２ 浅井犬山線西側	0.000002	0.016 (0.041)
	地点３ 浅井犬山線東側	0.000002	0.016 (0.041)
	地点４ 草井羽黒線	0.000002	0.016 (0.041)
	地点５ 小渕江南線	0.000002	0.016 (0.041)

注）（　）内の数字は日平均値の98％値又は２％除外値を示す。

【１時間値】大気質予測結果

項　目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	地点１ 江南関線	0.000897	0.038
	地点２ 浅井犬山線西側	0.000655	0.038
	地点３ 浅井犬山線東側	0.000774	0.038
	地点４ 草井羽黒線	0.000580	0.038
	地点５ 小渕江南線	0.000561	0.037
浮遊粒子状物質（mg/m³）	地点１ 江南関線	0.000130	0.099
	地点２ 浅井犬山線西側	0.000096	0.099
	地点３ 浅井犬山線東側	0.000112	0.099
	地点４ 草井羽黒線	0.000085	0.099
	地点５ 小渕江南線	0.000085	0.099

○粉じん等

粉じん等については、車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することにより、環境への影響の程度は小さいと予測する。

（２）建設機械の稼働等

○二酸化窒素、浮遊粒子状物質

最大着地濃度地点での二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項　目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	0.00141	0.008 (0.017)
浮遊粒子状物質（mg/m³）	0.00051	0.017 (0.039)

注）（　）内の数字は日平均値の98％値又は２％除外値を示す。

【１時間値】大気質予測結果

項　目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	0.18582	0.194
浮遊粒子状物質（mg/m³）	0.06719	0.083

○粉じん等

粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4％、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0％であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

（３）掘削・盛土等の土工

○粉じん等

粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4％、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0％であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

予　　測

２）施設の供用

（１）ばい煙の排出

最大着地濃度地点での大気汚染物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項　目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄（ppm）	0.00005	0.001 (0.003)
二酸化窒素（ppm）	0.00003	0.007 (0.015)
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	0.00005	0.016 (0.038)
水銀（μg/m^3）	0.00015	0.002
ダイオキシン類(pg-TEQ/m^3)	0.00005	0.009

注）（　）内の数字は日平均値の98％値又は２％除外値を示す。

【１時間値】大気質予測結果

項　目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄（ppm）	0.0056	0.0136
二酸化窒素（ppm）	0.0140	0.0500
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	0.0056	0.1046
塩化水素（ppm）	0.0056	0.0063

注）周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち、予測結果が最大となる予測条件における予測結果を示す。なお、いずれの項目もダウンドラフト時の予測結果が最大となった。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項　目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	地点１ 江南関線	0.000022	0.008 (0.020)
	地点２ 浅井犬山線西側	0.000047	0.008 (0.019)
	地点３ 浅井犬山線東側	0.000071	0.008 (0.020)
	地点４ 草井羽黒線	0.000028	0.009 (0.020)
	地点５ 小渕江南線	0.000006	0.008 (0.019)
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	地点１ 江南関線	0.000001	0.016 (0.041)
	地点２ 浅井犬山線西側	0.000002	0.016 (0.041)
	地点３ 浅井犬山線東側	0.000003	0.016 (0.041)
	地点４ 草井羽黒線	0.000001	0.016 (0.041)
	地点５ 小渕江南線	0.000000	0.016 (0.041)

注）（　）内の数字は日平均値の98％値又は２％除外値を示す。

【１時間値】大気質予測結果

項　目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素（ppm）	地点１ 江南関線	0.000038	0.037
	地点２ 浅井犬山線西側	0.000104	0.037
	地点３ 浅井犬山線東側	0.000184	0.037
	地点４ 草井羽黒線	0.000069	0.037
	地点５ 小渕江南線	0.000019	0.037
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	地点１ 江南関線	0.000004	0.099
	地点２ 浅井犬山線西側	0.000013	0.099
	地点３ 浅井犬山線東側	0.000022	0.099
	地点４ 草井羽黒線	0.000008	0.099
	地点５ 小渕江南線	0.000002	0.099

評　　価

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。
・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
・資材等運搬車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車の禁止や交通ルールの順守などの交通安全教育を徹底する。
・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。
・構内道路への鉄板の敷設等を行い、粉じんの飛散を防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000049ppm、浮遊粒子状物質が0.000003mg/m^3、１時間値で二酸化窒素が0.000897ppm、浮遊粒子状物質が0.000130mg/m^{3}と小さい。また、粉じんについても車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【年平均値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98％値は最大で0.021ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値は、最大で0.041mg/m^{3}となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準＞

項　目	環境基準
二酸化窒素(ppm)	日平均値の98％値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	日平均値の２％除外値が0.10以下

【１時間値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素が0.038ppm、浮遊粒子状物質は0.099mg/m^{3}となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化窒素(ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.20以下

（２）建設機械の稼働等

① 環境保全措置

・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・建設機械の整備、点検を徹底する。
・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、排出ガスの排出の抑制に努める。
・建設機械の使用時における配慮について、工事関係者への講習・指導を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.00141ppm、浮遊粒子状物質が0.00051mg/m^3、１時間値で二酸化窒素が0.18582ppm、浮遊粒子状物質が0.06719mg/m^{3}となり、１時間値の二酸化窒素については付加濃度が他の項目に比べ高い傾向がみられるものの、その他の項目は小さい。また、風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4％、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0％であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【年平均値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化窒素の日平均値の年間98％値が0.017ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値が0.039mg/m^{3}となり、環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準＞

項　目	環境基準
二酸化窒素(ppm)	日平均値の98％値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	日平均値の２％除外値が0.10以下

【１時間値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、二酸化窒素が0.194ppm、浮遊粒子状物質は0.083mg/m^{3}となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化窒素(ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.20以下

評　　価

（３）掘削・盛土等の土工

① 環境保全措置

・事業実施区域内に掘削土等を仮置きする場合は、シート等で養生し粉じんの飛散を防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

２）施設の供用

（１）ばい煙の排出

① 環境保全措置

・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。
・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

煙突排出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化硫黄が0.00005ppm、二酸化窒素が0.00003ppm、浮遊粒子状物質が0.00005mg/m^3、水銀が0.00015μg/m^3、ダイオキシン類が0.00005pg-TEQ/m^3、1時間値で二酸化硫黄が0.0056ppm、二酸化窒素が0.0140ppm、浮遊粒子状物質が0.0056mg/m^3、塩化水素が0.0056ppmであり、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【年平均値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化硫黄の日平均値の２％除外値が0.003ppm、二酸化窒素の日平均値の98%値が0.015ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値が0.038mg/m^3、水銀の年平均値が0.002μg/m^3、ダイオキシン類の年平均値が0.009pg-TEQ/m^{3}となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化硫黄(ppm)	日平均値の２％除外値が0.04以下
二酸化窒素(ppm)	日平均値の98%値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	日平均値の２％除外値が0.10以下
水銀(μg/m^3)	年平均値が0.04以下
ダイオキシン類(pg-TEQ/m^3)	年平均値が0.6以下

【１時間値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大でも二酸化硫黄が0.0136ppm、二酸化窒素が0.0500ppm、浮遊粒子状物質が0.1046mg/m^3、塩化水素が0.0063ppmとなり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	0.1以下
二酸化窒素 (ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.20以下
塩化水素 (ppm)	0.02以下

評　　価

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。
・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。
・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。
・組合から２市２町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000071ppm、浮遊粒子状物質が0.000003mg/m^3、１時間値で二酸化窒素が0.000184ppm、浮遊粒子状物質が0.000022mg/m^{3}と小さいことから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【年平均値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98％値は最大で0.020ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値は、最大で0.041mg/m^{3}となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準＞

項　目	環境基準
二酸化窒素(ppm)	日平均値の98％値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	日平均値の２％除外値が0.10以下

【1時間値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素が0.037ppm、浮遊粒子状物質は0.099mg/m^{3}となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

＜評価の指標：環境基準等＞

項　目	環境基準等
二酸化窒素(ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.20以下

9.1.2　騒音及び超低周波音

調　　査

＜環境騒音＞

事業実施区域敷地境界付近２地点及び周辺の住宅地を代表する２地点の計４地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

すべての地点において、環境基準を満足していた。

環境騒音調査結果　（単位：デシベル）

調査地点		等価騒音レベル（L_{Aeq}） 昼間 午前６時～午後10時	環境基準	夜間 午後10時～午前６時	環境基準
地点１ 西側敷地境界	平日	46	55以下	43	45以下
	休日	45		40	
地点２ 南側敷地境界	平日	55	70以下	49	65以下
	休日	54		48	
地点３ 西側最寄住宅地付近	平日	47	55以下	44	45以下
	休日	44		41	
地点４ 南側最寄住宅地付近	平日	54	65以下	48	60以下
	休日	53		46	

注１）地点２及び地点４については、どちらも道路に面する地域に該当することから、環境基準については、地点２は幹線交通を担う道路に近接する空間の値、地点４は道路に面する地域の値を用いた。

注２）事業実施区域周辺は市街化調整区域であり、環境基準はＢ類型の基準値を示している。

＜道路交通騒音＞

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道５地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

いずれの地点についても平日、休日ともに環境基準を満足していた。

道路交通騒音調査結果　（単位：デシベル）

調査地点		等価騒音レベル（L_{Aeq}） 昼間 午前６時～午後10時	環境基準
地点１　江南関線	平日	67	70以下
	休日	66	
地点２　浅井犬山線西側	平日	67	
	休日	66	
地点３　浅井犬山線東側	平日	67	
	休日	66	
地点４　草井羽黒線	平日	68	
	休日	67	
地点５　小渕江南線	平日	70	
	休日	68	

注）いずれも主要地方道または一般県道であることから、環境基準については、幹線交通を担う道路に近接する空間の値を用いた。

＜低周波音＞

事業実施区域の敷地境界２地点で平日に１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

いずれの地点も「心身に係る苦情に関する参照値」のG特性92デシベルを下回っていた。

低周波音調査結果　（単位：デシベル）

調査地点	Ｇ特性音圧レベル	参照値
地点１ 西側敷地境界	65	G特性92
地点２ 南側敷地境界	69	

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果（L_{Aeq}）　（単位：デシベル）

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点１ 江南関線	67 (67.3)	0.4	68 (67.7)	70 以下
地点２ 浅井犬山線西側	67 (66.6)	0.4	67 (67.0)	
地点３ 浅井犬山線東側	67 (67.0)	0.3	67 (67.3)	
地点４ 草井羽黒線	68 (68.3)	0.3	69 (68.6)	
地点５ 小渕江南線	70 (69.5)	0.4	70 (69.9)	

注１）騒音の環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう（　）内に、小数点以下第一位まで表示した。

注２）「増加分」は資材等運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

（２）建設機械の稼働等

騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業騒音予測結果（L_{A5}）　（単位：デシベル）

予測地点		予測結果	規制基準
最大レベル地点		79	85 以下
参考	地点１　西側敷地境界	67	
	地点２　南側敷地境界	70	
	地点３　西側最寄住宅地付近	63	
	地点４　南側最寄住宅地付近	66	

２）施設の供用

（１）機械等の稼働（騒音）

騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設騒音予測結果（L_{A5}）　（単位：デシベル）

予測地点		予測結果		規制基準値注１）	自主規制値注２）
		昼間	夜間		
最大レベル地点		49	48	昼間：60 朝･夕：55 夜間：50	50
参考	地点１　西側敷地境界	44	43		
	地点２　南側敷地境界	48	47		
	地点３　西側最寄住宅地付近	39	38		
	地点４　南側最寄住宅地付近	44	43		

注１）規制基準値の時間区分は以下のとおり。
昼間：８～19時、朝：６～８時、夕：19～22時、
夜間：22～翌日の６時

注２）自主規制値については時間区分を設定していない。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果（L_{Aeq}）　（単位：デシベル）

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点１ 江南関線	67 (67.3)	0.1	67 (67.4)	70 以下
地点２ 浅井犬山線西側	67 (66.6)	0.3	67 (66.9)	
地点３ 浅井犬山線東側	67 (67.0)	0.2	67 (67.2)	
地点４ 草井羽黒線	68 (68.3)	0.1	68 (68.4)	
地点５ 小渕江南線	70 (69.5)	0.1	70 (69.6)	

注１）騒音の環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう（　）内に、小数点以下第一位まで表示した。

注２）「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

（３）機械等の稼働（低周波音）

各類似施設の調査結果は、いずれの施設もすべての地点で手引書の心身に係る苦情に関する参照値G特性92デシベルを下回っている。

本事業では壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止する計画である。また、計画施設はいずれの類似施設よりも処理能力が小さく、建屋から敷地境界までの距離が最も短いところでも約17m程度となることから、計画施設においても影響は小さいものと予測する。

評　　価

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。
・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
・資材等運搬車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車の禁止や交通ルールの順守などの交通安全教育を徹底する。
・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で0.4デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～70デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

（２）建設機械の稼働等

① 環境保全措置

・保全対象がある事業実施区域西側には、仮囲いに加えてさらに防音パネルを設置する。
・仮囲いの通用門は、通行時以外は閉じておく。
・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・建設機械の整備、点検を徹底する。
・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、騒音の抑制に努める。
・建設機械の使用時における配慮について、工事関係者への講習・指導を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械等の稼働に伴う騒音は、工事区域の周囲には仮囲いを設置し周辺地域への騒音を防止することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界において最大79デシベルであり、特定建設作業騒音の規制基準値以下となっていることから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

２）施設の供用

（１）機械等の稼働（騒音）

① 環境保全措置

・騒音のさらなる低減のため、プラットホームの出入口部分を防音性のあるものとする、蒸気復水器の天井開口部分にサイレンサーを設置する、などの騒音対策を検討する。
・騒音発生源は極力敷地境界から離した位置に配置する。
・外部への騒音を防止するため、プラットホームの出入口に自動開閉扉を設置し可能な限り閉鎖する。
・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

機械等の稼働に伴う騒音は、著しい騒音を発生する設備機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

機械等の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界の最大で昼間49デシベル、夜間48デシベルであり、昼間、夜間ともに規制基準値及び自主規制値との整合性が図られている。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。
・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。
・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。
・組合から２市２町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で0.3デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～70デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

評　　価	
（３）機械等の稼働（低周波音） ① 環境保全措置 ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 機械等の稼働に伴う低周波音については壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止することにより低減されることから、環境への影響の程度が小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 類似施設の測定結果において、心身に係る苦情に関する参照値G特性92デシベルを下回っていることから、低周波音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

9.1.3　振動

調　　査

＜環境振動＞

事業実施区域敷地境界付近２地点及び周辺の住宅地を代表する２地点の計４地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

すべての地点において、振動感覚閾値を下回っていた。

環境振動調査結果　（単位：デシベル）

調査地点		昼間（７時～20時）	夜間（20時～７時）
地点１ 西側敷地境界	平日	25未満	25未満
	休日	25未満	25未満
地点２ 南側敷地境界	平日	29	25未満
	休日	25	25未満
地点３ 西側最寄住宅地付近	平日	25未満	25未満
	休日	25未満	25未満
地点４ 南側最寄住宅地付近	平日	25未満	25未満
	休日	25未満	25未満

注）人が振動を感じ始めるとされる値（振動感覚閾値）は、55デシベルといわれている。

＜道路交通振動＞

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道５地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

参考として要請限度と比較すると、いずれの地点もすべての時間帯において要請限度を下回っていた。また、振動感覚閾値についても下回る結果であった。

道路交通振動調査結果　（単位：デシベル）

調査地点		時間率振動レベル（L_{10}）昼間（７～20時）	要請限度
地点１　江南関線	平日	35	70以下
	休日	32	
地点２　浅井犬山線西側	平日	42	
	休日	36	
地点３　浅井犬山線東側	平日	34	
	休日	30	
地点４　草井羽黒線	平日	47	
	休日	42	
地点５　小渕江南線	平日	39	
	休日	37	

注）地点１～４は市街化調整区域、地点５は工業地域であり、第二種区域の値を示している。

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果（L_{10}）　（単位：デシベル）

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点１ 江南関線	８時台	37 (37.4)	1.2	39 (38.6)
地点２ 浅井犬山線 西側	13時台	44 (44.0)	1.8	46 (45.8)
地点３ 浅井犬山線 東側	13時台	36 (36.1)	1.1	37 (37.2)
地点４ 草井羽黒線	13時台	50 (50.1)	0.6	51 (50.7)
地点５ 小渕江南線	８時台	41 (41.0)	0.9	42 (41.9)

注１）将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
注２）要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう（　）内に、小数点以下第一位まで表示した。
注３）「増加分」は資材等運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す
注４）要請限度は70デシベル以下、振動感覚閾値は55デシベルである。

（２）建設機械の稼働等

振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業振動予測結果（L_{10}）　（単位：デシベル）

予測地点		予測結果	規制基準
最大レベル地点		68	75以下
参考	地点１　西側敷地境界	61	
	地点２　南側敷地境界	63	
	地点３　西側最寄住宅地付近	47	
	地点４　南側最寄住宅地付近	55	

２）施設の供用

（１）機械等の稼働

振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設振動予測結果（L_{10}）　（単位：デシベル）

予測地点		予測結果	
		昼間	夜間
最大レベル地点		54	54
参考	地点１　西側敷地境界	44	43
	地点２　南側敷地境界	43	41
	地点３　西側最寄住宅地付近	30	30
	地点４　南側最寄住宅地付近	35	34

注１）規制基準値は昼間65デシベル、夜間60デシベル、自主規制値は55デシベル、振動感覚閾値は55デシベルである。
注２）規制基準値の時間区分は以下のとおり。
　　昼間：７～20時、夜間：20～７時
注３）自主規制値については、各時間区分一律で55デシベルとしている。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果（L_{10}）　（単位：デシベル）

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点１ 江南関線	８時台	37 (37.4)	1.1	39 (38.5)
地点２ 浅井犬山線 西側	11時台	45 (44.9)	1.1	46 (46.0)
地点３ 浅井犬山線 東側	10時台	36 (36.2)	0.9	37 (37.1)
地点４ 草井羽黒線	13時台	50 (50.1)	0.2	50 (50.3)
地点５ 小渕江南線	10時台	41 (40.9)	0.1	41 (41.0)

注１）将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
注２）要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう（　）内に、小数点以下第一位まで表示した。
注３）「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す。
注４）要請限度は70デシベル以下、振動感覚閾値は55デシベルである。

評　　価

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。
・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
・資材等運搬車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車の禁止や交通ルールの順守などの交通安全教育を徹底する。
・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で1.8デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

道路交通振動の将来振動レベルは、平日で37～51デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

（２）建設機械の稼働等

① 環境保全措置

・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・建設機械の整備、点検を徹底する。
・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、振動の抑制に努める。
・建設機械の使用時における配慮について、工事関係者への講習・指導を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械等の稼働に伴う振動は、可能な限り低振動型の建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界において最大68デシベルであり、特定建設作業振動の規制基準値以下となっていることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

２）施設の供用

（１）機械等の稼働

① 環境保全措置

・振動を発生する設備機器類の床は、床板を厚くするなど、構造強度を確保する。
・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

機械等の稼働に伴う振動レベルは、振動の大きい設備機器は防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置することなどにより、振動感覚閾値以下の値となり、環境への影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

機械等の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界の最大で昼間、夜間ともに54デシベルであり、規制基準値及び自主規制値を満足し、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合が図られている。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。
・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。
・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。
・組合から２市２町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で1.1デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

道路交通振動の将来振動レベルは、37～50デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

9.1.4　悪臭

調　　査	
事業実施区域の敷地境界２地点（風上、風下）、周辺の住宅地付近２地点の計４地点で梅雨期及び夏季に各１回実施した調査結果は右に示すとおりである。	特定悪臭物質調査については、事業実施区域がある江南市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として第３種地域の規制基準と比較すると、いずれの時期・地点ともに、すべての項目で規制基準値未満であった。 また、臭気指数については、いずれの時期もすべての地点において10未満であった。

予　　測	
１）施設の供用 施設の供用に伴う悪臭の予測は、事業計画に基づく環境配慮事項とともに、同様の悪臭防止対策を行っている類似施設における調査結果を基に、定性的に予測した。 類似施設における調査結果として、東京二十三区清掃一部事務組合の施設や他地域でのごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価書の調査結果を使用した。 類似施設においては、以下に示す悪臭対策を実施している。 ・プラットホームの出入口にエアーカーテンを設置し、消臭剤を噴霧することにより臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピット内の空気を焼却炉に送り、燃焼用空気に使用して臭気の熱分解を図る。 ・焼却炉停止時は、脱臭装置の使用及び消臭剤散布により臭気の漏洩を防止する。	計画施設では、類似施設と同様の悪臭防止対策を講じることから、類似施設の調査結果と同等の悪臭の状況になると考えられる。類似施設の調査結果を予測結果とすると、臭気指数は10未満で、敷地境界において悪臭防止法施行規則による規制基準（臭気指数18）及び計画施設の自主規制値（臭気指数13）を下回ると予測する。

評　　価	
１）施設の供用 ① 環境保全措置 ・プラットホームの洗浄を適宜行う。 ・洗車場を設け、適宜廃棄物運搬車両の洗車を行う。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 施設の供用に伴う悪臭は、廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止するなどの悪臭対策を講じることにより低減される。また、同様の悪臭対策を実施している類似施設の調査結果でも、臭気指数は10未満であり、環境影響の程度は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 計画施設の敷地境界における臭気指数は10未満となり、悪臭防止法施行規則による規制基準（臭気指数18）及び計画施設の自主規制値（臭気指数13）を下回ることから、悪臭の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

9.1.5　水質

調　　査

＜水質（通常時）＞

事業実施区域からの工事中の排水の放流先である排水路で四季に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

水素イオン濃度は秋季を除きアルカリ性側に偏っている状況であった。

水質調査結果

項目	調査結果			
	春季	夏季	秋季	冬季
水素イオン濃度	9.1	9.8	6.2	9.0

注）調査地点である鴨川排水路には環境基準は適用されない。

＜水質（降雨時）＞

降雨時の調査結果の最大値は、浮遊物質量が390mg/L、濁度が180度であった。また、測定開始前30分を含む雨量は５時間で49.5mmであった。

水質（降雨時）調査結果

項目	調査結果
浮遊物質量（mg/L）	390
濁度（度）	180

予　　測

１）工事の実施

（１）掘削・盛土等の土工

○水素イオン濃度

工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH：5.8～8.6）内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。

○水の濁り

工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（SS：200mg/L）内になることを確認した上で既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。

評　　価

１）工事の実施

（１）掘削・盛土等の土工

① 環境保全措置

・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。
・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。
・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。
・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

【水素イオン濃度】

工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6）内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

【水の濁り】

工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（SS=200mg/L）内になることを確認した上で既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さく、環境への影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【水素イオン濃度】

工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6）内になることを確認した上で内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。

9.1.6　地盤・土壌（土壌環境）

調　　査
事業実施区域内３地点で実施した調査結果は、環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値を下回っていた。

予　　測
１）工事の実施 （１）掘削・盛土等の土工 事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。 以上のことから、掘削・盛土等の土工による汚染土壌の拡散はないと予測する。

評　　価	
１）工事の実施 （１）掘削・盛土等の土工 ① 環境保全措置 ・発生土を事業実施区域外に搬出する場合は、受け入れ先の受け入れ基準との適合を確認する。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、掘削・盛土等の土工による汚染土壌の拡散はないと判断し、土壌環境に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準との整合は図られている。

9.1.7　地下水の状況及び地下水の水質

調　　査

＜地下水位＞

事業実施区域１地点で四季に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

事業実施区域内の地下水位は、地盤面から6.64m～9.11mで年間約2.5mの水位の変動があった。

地下水位調査結果　（単位:m）

時期	地盤面からの深さ	参考：犬山観測所（愛知県犬山市栗栖）の木曽川の水位注)	参考：川島大橋観測所（岐阜県各務原市川島笠田）の木曽川の水位注)
春季	9.11	1.92	-5.98
夏季	6.64	2.07	-5.52
秋季	7.47	1.80	-6.10
冬季	8.77	1.74	-6.15

注)「水文水質データベース」(国土交通省ホームページ)より引用

＜地下水質＞

事業実施区域１地点で四季に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

地下水環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値を下回っていた。

予　　測

１）工事の実施

（１）掘削・盛土等の土工

○地下水位の低下

計画施設の主な地下構造物として、ごみピットを設置する。掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられる。具体的な工法や山留壁の深さについては、現時点ではごみピットの詳細は未定のため、今後詳細な工事計画において、必要に応じてごみピット設置地点の地質調査等を行い、不透水層の位置を確認し検討していくものとする。したがって、工事中のごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと予測する。

○地下水質の汚染

地下水及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていないことから、掘削による地下水汚染の拡散はないと予測する。

２）施設の存在

計画施設の主な地下構造物として、ごみピットがある。ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の低下は小さいと予測する。

評　　価

１）工事の実施

① 環境保全措置

・地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握する。
・採用する山留壁工法の適正な施工に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

○地下水位の低下

ごみピットの掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられ、工事中のごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

○地下水質の汚染

地下水質及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていないことから、掘削による地下水汚染の拡散はないと判断し、地下水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

２）施設の存在

① 環境保全措置

・可能な限りごみピットなどの地下構造物を小さくするよう努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の変化は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.8　日照阻害

予　　測	
１）施設の存在 時刻別日影図では、煙突の影の位置は時刻とともに移動し、一部、住居等に影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図をみると１時間以上の影となる範囲は建物周辺になり住居等は存在しないものと予測する。	等時間日影図では、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制（敷地境界線からの水平距離が５～10m以内で４時間を超えないこと、10ｍ以上で2.5時間を超えないこと）を満足している。

評　　価	
１）施設の存在 ① 環境保全措置 ・建築物を可能な限り小さくする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 施設の存在に伴う日照阻害は、煙突の影は長時間の継続はなく、また、建築基準法等に基づく日影規制を満足しており、環境影響の程度は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、日影に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 施設の存在に伴う日照阻害は、建築基準法等に基づく日影規制を満足していることから、日照阻害の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

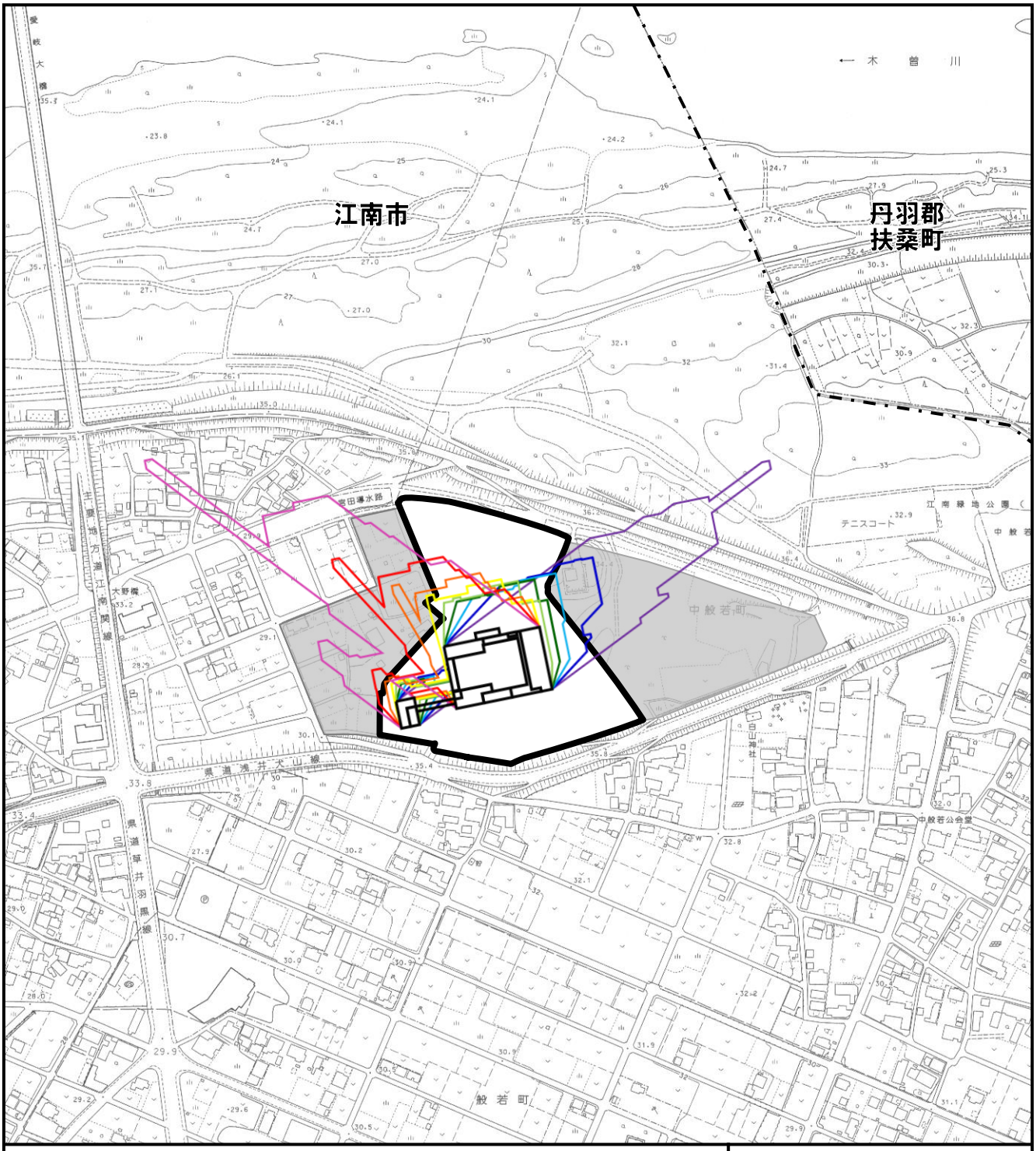

凡　例

事業実施区域

市町境

日影線

８時	11時	14時
９時	12時	15時
10時	13時	16時

注１）時刻別日影図に煙突を含む。
注２）網掛け部分は、隣接して別途開発事業が計画されている区域を示す。

この地図は、「江南市都市計画基本図№02 1：2,500」を使用したものである

N

1：5,000

0　50m　100m　200m

図　時刻別日影図

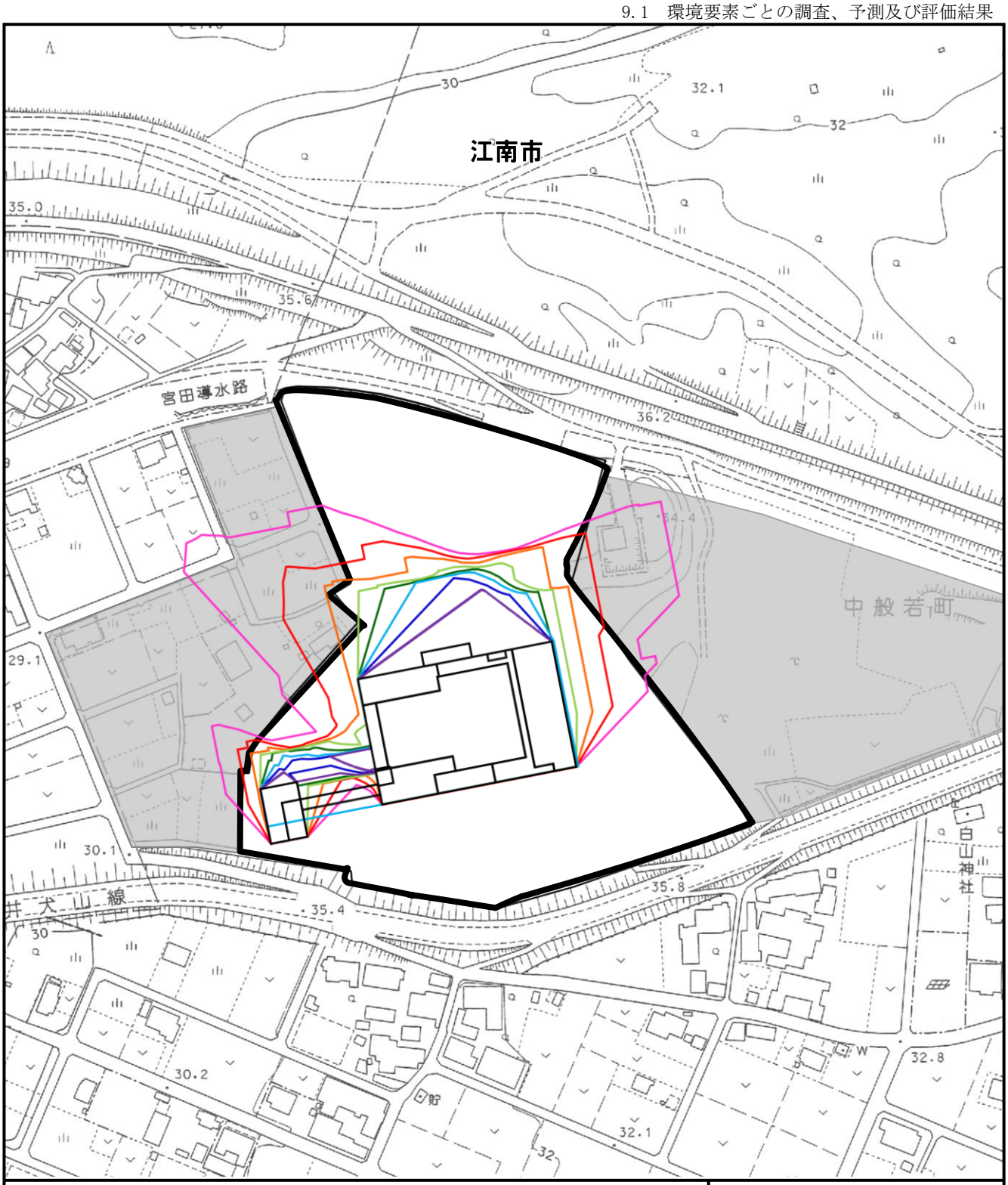

凡　例

事業実施区域

１時間以上	４時間以上	７時間以上
２時間以上	５時間以上	８時間以上
３時間以上	６時間以上	

注１）等時間日影図に煙突を含む。
注２）網掛け部分は、隣接して別途開発事業が計画されている区域を示す。

この地図は、「江南市都市計画基本図№.02 1：2,500」を使用したものである。

N

1：2,500

0　25m　50m　100m

図　等時間日影図

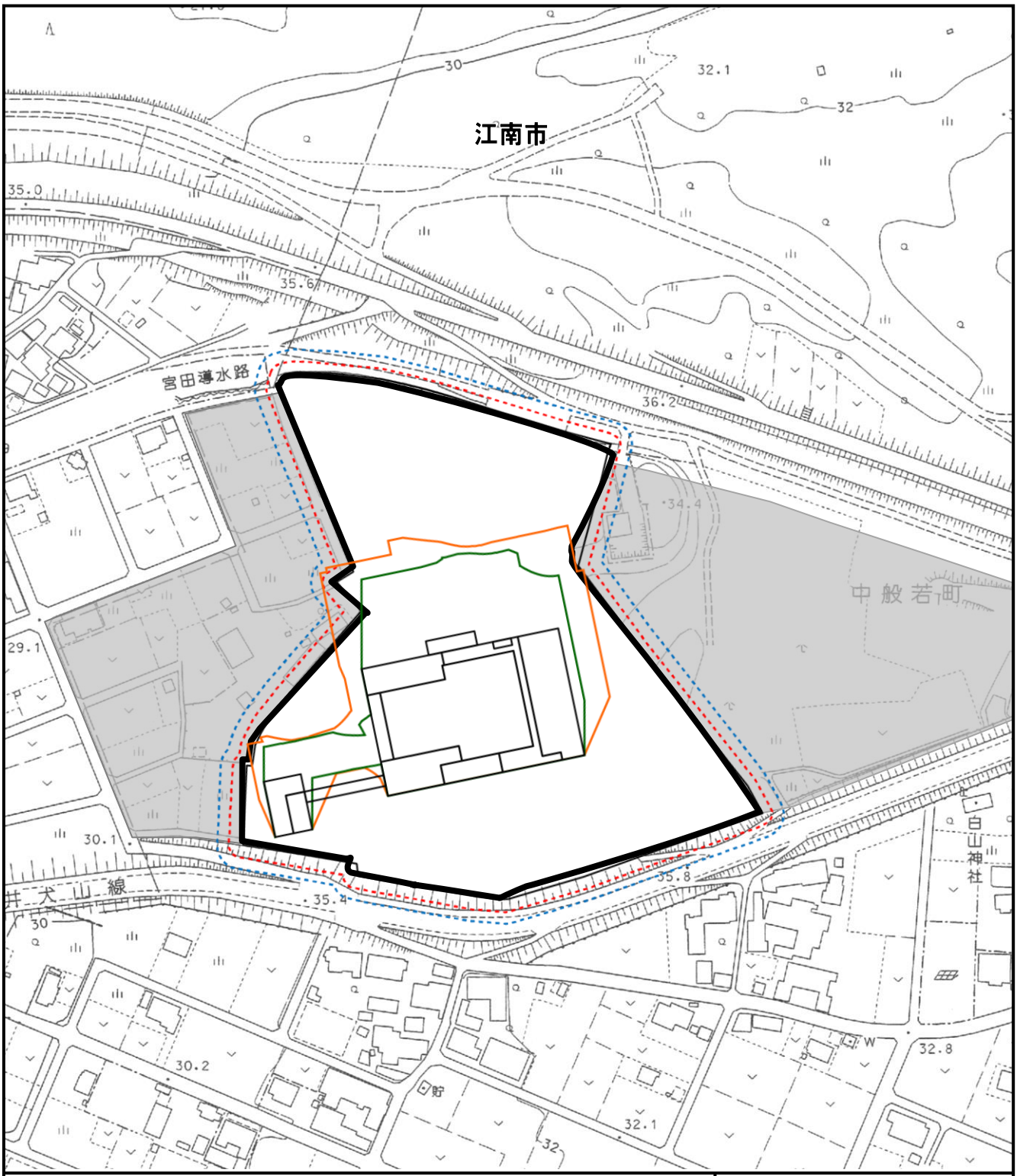

凡　例

事業実施区域

２．５時間以上　　５ｍライン

４時間以上　　10ｍライン

注１）等時間日影図（日影規制面）に煙突は含まない。
注２）網掛け部分は、隣接して別途開発事業が計画されている区域を示す。

この地図は、「江南市都市計画基本図№.02　1：2,500」を使用したものである。

N

1：2,500

0　25m　50m　100m

図　等時間日影図（日影規制面）

9.1.9　動物

調　　査

○確認種

調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりである。

動物調査結果

項目	確認種数
哺乳類	６目　９科　14種
鳥類	15目　36科　82種
昆虫類	20目269科2,047種
両生類	１目　４科　５種
爬虫類	１目　４科　４種
魚類	１目　１科　１種
底生動物	５綱　９目　17科　27種
クモ類	１目　22科　97種
陸産貝類	３目　15科　36種

○重要な種

調査で確認された種から重要な種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。

重要な種

項目	重要な種	
	種数	種名
哺乳類	１種	カヤネズミ
鳥類	16種	カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、ケリ、イカルチドリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、サンショウクイ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ
昆虫類	11種	グンバイトンボ、ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンスズメバチ、コシロシタバ
両生類	１種	トノサマガエル
爬虫類	０種	－
底生動物	０種	－
クモ類	４種	キノボリトタテグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、アワセグモ
陸産貝類	３種	ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ビロウドマイマイ

予　　測

１）工事の実施

事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は極めて小さいと予測する。

事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域またはその周辺で広く確認された猛禽類４種（ミサゴ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ）については、事業により主要な利用範囲は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

事業実施区域内で確認された重要な種のうち、鳥類４種（センダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラ）、昆虫類８種（ノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ、モンスズメバチ、コシロシタバ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ）、クモ類３種（シロオビトリノフンダマシ、キノボリトタテグモ、アワセグモ）、陸産貝類１種（オオウエキビ）については、事業実施区域内を利用している可能性はあるが、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

事業実施区域内及び隣接するその他事業区域で確認された重要な種である昆虫類１種（シロヘリツチカメムシ）、クモ類１種（コガネグモ）については、事業実施区域内の生息環境は少なく、その他事業区域の生息地は本事業では直接的には改変しないが、掘削、盛土等の土工による生息環境の変化に伴い、間接的に生息環境の一部が改変される可能性があり、さらに、将来的に改変されるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

事業実施区域外で確認された重要な種のうち、鳥類１種（ケリ）については、事業により主要な生息範囲と考えられる耕作地や木曽川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

また、哺乳類１種（カヤネズミ）、鳥類６種（カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、イカルチドリ、サンショウクイ）、昆虫類２種（グンバイトンボ、チョウセンゴモクムシ）、両生類１種（トノサマガエル）、陸産貝類２種（ウメムラシタラガイ、ビロウドマイマイ）については、生息環境は事業による改変はなく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

予　　測	
２）施設の存在 事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域の周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業により行動圏の一部が改変されるものの、その割合は小さいことから、施設の存在による影響は極めて小さいと予測する。 事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域またはその周辺で広く確認された猛禽類４種（ミサゴ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ）については、事業により主要な利用範囲は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。 事業実施区域内で確認された重要な種のうち、鳥類４種（センダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラ）、昆虫類８種（ノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ、モンスズメバチ、コシロシタバ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ）、クモ類３種（シロオビトリノフンダマシ、キノボリトタテグモ、アワセグモ）、陸産貝類１種（オオウエキビ）については、事業実施区域内を利用している可能性はあるが、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。	事業実施区域内及び隣接するその他事業区域で確認された重要な種である昆虫類１種（シロヘリツチカメムシ）、クモ類１種（コガネグモ）については、事業実施区域周辺に生息環境となりうる場所は残存するため、施設の周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。 事業実施区域外で確認された重要な種のうち、鳥類１種（ケリ）については、事業により主要な利用範囲は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。 また、哺乳類１種（カヤネズミ）、鳥類６種（カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、イカルチドリ、サンショウクイ）、昆虫類２種（グンバイトンボ、チョウセンゴモクムシ）、両生類１種（トノサマガエル）、陸産貝類２種（ウメムラシタラガイ、ビロウドマイマイ）については、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さい予測する。

評　　価	
１）工事の実施 ① 環境保全措置 ＜建設機械の稼働等＞ ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 ＜掘削・盛土等の土工＞ ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工に伴う重要な動物等への環境影響については、重要な動物等のうち事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカについては行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。 オオタカ以外の重要な動物については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、動物に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	２）施設の存在 ① 環境保全措置 ・植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 ・施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 施設の存在に伴う重要な動物等への環境影響については、重要な動物のうち事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカについては行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さいことから、影響は極めて小さいと判断する。 オオタカ以外の重要な動物等については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、施設の上空または周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、地形改変並びに施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、動物に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.10　植物

調　　査

○植物相
調査地域内で確認された種数は、現地調査では、104科446種の植物が確認され、事業実施区域内では192種、事業実施区域外では392種が確認された。以下に示すとおりである。なお、水生植物相としてはオギやツルヨシ等の抽水植物は確認されたものの、安定した水域に生育する浮葉植物や沈水植物は確認されなかった。

植物調査結果

項目				確認種数
シダ植物				10科　15種
種子植物	裸子植物			５科　７種
	被子植物	双子葉植物	離弁花類	57科 200種
			合弁花類	20科 108種
		単子葉植物		12科 116種
合計				104科 446種

○植生
調査地域内で確認された植物群落のタイプ及び土地利用は、以下に示すとおりである。

植物群落及び土地利用

分類	群落名等
植物群落	ヤナギ低木群落
	ヤナギ高木群落
	エノキ群落
	アベマキ群落
	アカメガシワ－エノキ群落
	竹林
	ネザサ群落
	ツルヨシ群落
	オギ群落
	ヨモギ群落
	チガヤ－ススキ群落
	シバ群団
	クズ群落
土地利用	畑雑草群落
	自然裸地
	道路及び人工構造物

○重要な種及び群落
調査で確認された重要な種は、カワラサイコ、ヒトツバタゴ、ミゾコウジュの３種であり、重要な群落は、木曽川沿いに生育しているヤナギ低木群落及びヤナギ高木群落（いずれも植生自然度９）である。

予　　測

１）工事の実施
○植物相
工事の実施に伴う建設機械の稼働により、発生する粉じんによって、事業実施区域及びその周辺の植物種の生態機能が変化する可能性があると考えられるが、事業実施区域の周囲には仮囲いを設置する。さらに、粉じんが飛散すると考えられる場合には、散水を行う等の粉じん飛散防止対策を実施することから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。
また、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工により、これまで事業実施区域内で形成されてきた、アベマキやアラカシ、竹林などから成立する二次林を中心とした植物相は消失し、アカメガシワ及びヌルデなどの先駆植物が生育する環境も減少すると考えられるが、事業実施区域外に事業実施区域内と同様の植物相は残ることから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。

○植生
工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工により、予測地域の植生についてはアベマキ群落が4.2%、アカメガシワ－エノキ群落が0.5%、竹林が0.3%、チガヤ－ススキ群落が0.1%、畑雑草群落が1.5%減少するが、アベマキ群落、竹林、チガヤ－ススキ群落、畑雑草群落、エノキ群落及びヤナギ高木群落などは事業実施区域外に広く残る。また、事業実施区域は事業実施区域外と道路によって分断されている場所に位置しており、木曽川沿い及びその周辺の植生と直接的なつながりはないことから、群落の種類や各群落の階層構造については大きな変化は生じない。よって、植生への影響は極めて小さいものと予測する。

○重要な種及び群落
重要な種のうち、カワラサイコについては、直接的な改変は行われず、生育地周辺の環境の変化に伴い、間接的な影響があると考えられるものの、その変化はわずかであることから、工事の実施に伴う影響は極めて小さいものと予測する。また、ヒトツバタゴ及びミゾコウジュについては、いずれも生育地が事業実施区域から離れており、事業により直接的な改変はされず、間接的影響もないと考えられることから、生育地周辺の環境は変化せず、影響はないものと予測する。
重要な群落については、事業実施区域内には重要な群落は確認されず、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工による増減はなかった。また、事業実施区域周辺の重要な群落は、堤防道路を挟んだ対岸に位置しており、直接的な改変はされない。また、間接的影響もないと考えられることから、生育状況は変化せず、改変される土地と道路によって分断されている場所に位置していることから、重要な群落への影響はないものと予測する。

予　　測	
２）施設の存在 ○植物相 施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。 ○植生 施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、植生への影響は極めて小さいものと予測する。	○重要な種及び群落 事業実施区域内には、重要な種及び群落は存在しておらず、また、事業実施区域周辺の重要な種及び群落は、本事業により改変される場所と堤防道路によって分断されている場所に位置している。 また、日照阻害の予測結果によると、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、重要な種及び群落の生育場所から離れていることから、予測範囲内の重要な種及び群落への影響は極めて小さいものと予測する。

評　　価	
１）工事の実施 ① 環境保全措置 ・伐採後裸地化した場所は、可能な限り速やかに緑化を行い、植生を回復させる。 ・事業実施区域の表土を保全し、周辺緑化の際の客土として利用する。 ・構内道路への鉄板の敷設等を行い、粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域内に掘削土等を仮置きする場合は、シート等で養生し粉じんの飛散を防止する ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 工事の実施に伴う重要な種及び群落への環境影響については、重要な種及び群落は事業実施区域内において確認されていない。また、アベマキ群落などの事業実施区域において成立していた二次林や、畑雑草群落などが消失するが、本事業により改変されることのない事業実施区域周辺にも同様の植生が存在していることから、植物への影響の程度は極めて小さいものと判断する。 また、建設機械の稼働により発生する粉じんにより植物種の生態機能に影響を及ぼすと考えられるが、適切な粉じんの飛散防止対策を講じることにより植物への影響の程度は極めて小さいものと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。	２）施設の存在 ① 環境保全措置 ・本事業の緑地における植栽樹種等には、事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。 ・民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。 ・現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。 ・事業実施区域北側の、日影が生じない場所を植栽などに活用する。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 施設の存在に伴う重要な種及び群落への環境影響については、重要な種及び群落が事業実施区域内においては確認されていない。また、日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、重要な種及び群落にはかからず、植物の生育場所にかかる可能性もわずかであることから、植物への影響の程度は極めて小さいものと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.11　生態系

<table>
<tr><th colspan="2">調　　査</th></tr>
<tr>
<td>
○確認種
上位性・典型性・特殊性の観点から注目種を以下の通り選定した。

注目種選定結果
<table>
<tr><th>項目</th><th>確認種数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">上位性</td><td>ホンドキツネ</td></tr>
<tr><td>オオタカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">典型性</td><td>ヒガシキリギリス</td></tr>
<tr><td>カナブン</td></tr>
<tr><td>ヒゲナガカワトビケラ</td></tr>
<tr><td>特殊性</td><td>カヤネズミ</td></tr>
</table>
＜上位性＞
・ホンドキツネ
一般的には、餌生物が豊富であり、隠れ場所の多い林や草原に生息するが、排水溝や民家、農耕地などの人為的環境に生息する事例もある。
事業実施区域内の樹林下で２年連続して営巣・繁殖し、それぞれ３頭の幼獣が生まれている。古い巣穴が散見されることから、調査を始めた令和元年以前にも生息していた可能性がある。
事業実施区域の南側の畑地や、河川敷までの広い範囲を利用している。

・オオタカ
平地から山地の樹林地に生息し、主として鳥類を捕食する。
猛禽類調査等で、ほぼ周年確認され、事業実施区域周辺の樹林地で営巣が確認されて、繁殖に成功し、５羽（平成 31 年・令和元年：２羽、令和２年：３羽）の幼鳥の巣立ちを確認した。
</td>
<td>
＜典型性＞
・ヒガシキリギリス
やや草丈の高い陽当たりのよい草原に生息する。裸地や背丈の低いシバ草原には見られない。雑食性だが肉食性が強く、他の昆虫などを捕食する。
調査地域の草地で広く確認された。幼虫から成虫の各時期で多く確認された。

・カナブン
雑木林の林内や周辺で普通に見られ、都会の公園でも発生している。日中、活発に活動し、樹液に来たり、林の周辺を飛び回る。
調査地域内の落葉広葉樹林で確認された。成虫は主にアベマキ等の落葉広葉樹の樹液に集まるが、ヤナギ樹林でも確認された。

・ヒゲナガカワトビケラ
奄美大島以南を除き、全国の河川の上流から下流にかけて、もっとも普通に生息するトビケラの一つ。
木曽川から発生した成虫が調査地域全体で確認された。春から秋のすべての時期で確認され、個体数も多かった。

＜特殊性＞
・カヤネズミ
低地の草地、水田、畑、休耕地、沼沢地などのイネ科・カヤツリグサ科植物が密生し、水気のあるところに多い。
河川敷の高茎草本群落で局所的に確認された。河川敷に分布するススキ草地やオギ群落で確認されたが、一定の広がりがあるオギ群落で一部のみに確認されたことから、冠水しない場所等を選択的に利用している可能性がある。
</td>
</tr>
</table>

予　　測	
１）工事の実施 ・上位性（ホンドキツネ） 採餌環境としては、事業実施区域内は消失し直接改変されるが、事業実施区域周辺には、餌資源であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されない。工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。 しかし、事業の実施にあたり、営巣地として利用されてきた場所が直接改変されるため、直接改変による生息環境への影響はあると予測する。 ・上位性（オオタカ） 事業実施区域周辺で営巣が確認され、事業実施区域及びその周辺を採餌場所として利用していると考えられる。事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、高利用域、主要な採食地の改変率は小さい。さらに、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は極めて小さいと予測する。 また、餌資源は、事業実施区域周辺の堤内地から堤外地にかけて広く生息する小型から中型鳥類等が考えられ、事業により、事業実施区域を生息環境としていた種の生息地は一部改変されるものの、周辺に同様の環境は分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による餌資源の生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） 事業実施区域及び隣接するその他事業区域の草地環境やその周辺の草地環境で広く確認されている。 事業実施区域周辺及びその他事業区域の生息地は本事業では直接的に改変されないが、間接的に生息環境の一部が改変される可能性があるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性（ヒゲナガカワトビケラ） 木曽川で発生した成虫が調査地域の広い範囲で確認された。 工事中の雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、幼虫が生息する木曽川への影響は極めて小さいと考えられる。成虫が見られる事業実施区域の樹林縁は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・特殊性（カヤネズミ） 木曽川の河川敷に分布するススキやオギ等の高茎草本の群落を生息環境としており、餌資源も草本に依存する。カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。 さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されない。工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることにより、事業により生息環境・採餌環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境・採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。 ２）施設の存在 ・上位性（ホンドキツネ） 採餌環境としては、事業実施区域周辺には、餌動物であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されないことから、施設の存在による採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。しかし、事業の実施にあたり、営巣地として利用されてきた場所が直接改変されるため、施設の存在による生息環境への影響はあると予測する。 ・上位性（オオタカ） 事業実施区域周辺で営巣が確認され、事業実施区域周辺の畑地で狩りが確認されていることから、事業実施区域及びその周辺を採餌場所として利用していると考えられる。事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、高利用域、主要な採食地の改変率は小さいことから施設の存在による影響は極めて小さいと予測する。 また、餌資源の生息環境が一部改変されるものの、周辺に同様の環境は分布しており、これらは改変されないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） 事業実施区域及び隣接するその他事業区域の草地環境やその周辺の草地環境で広く確認されている。 事業実施区域周辺及びその他事業区域の生息地は本事業では直接的に改変されず、これらの場所では生息環境が残存するため、施設の周辺を移動することにより生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性（ヒゲナガカワトビケラ） 木曽川で発生した成虫が調査地域の広い範囲で確認された。成虫が見られる事業実施区域の樹林縁は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではなく、発生地の木曽川は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・特殊性（カヤネズミ） カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、施設の存在により事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

評　　価	
1）工事の実施 2）施設の存在 ① 環境保全措置 ＜建設機械の稼働等＞ ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 ＜掘削・盛土等の土工＞ ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。 ・ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等環境整備を実施するとともに関係機関（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行う。 ・ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。 ・工事着手時期はホンドキツネの繁殖等へ影響を及ぼさない時期となるよう配慮する。 ・事業実施区域内の北東側は、まとまった緑地として現況を維持し、実行可能な範囲内で、下層植生の管理等を行うほか、工事関係者は原則として立ち入らない等の取組を実施する。 ＜施設の存在＞ ・植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 ・施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 ・ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等環境整備を実施するとともに関係機関（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行う。 ・ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。	② 環境影響の回避・低減に係る評価 工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては営巣場所及び採餌環境が改変されることから、影響はあると判断される。 しかし、環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上し、ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がることが期待されることから、ホンドキツネに係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。 ホンドキツネ以外の注目種への環境影響については、事業実施区域を生息環境や採餌環境として利用している種がいるものの、事業により主要な利用範囲は改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断される。 また、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.12　景観

調　　査

事業実施区域周辺10地点で繁茂季及び落葉季に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。（各地点とも繁茂季の写真）

○地点１　西側住居付近

事業実施区域から西側に位置する最寄住居付近の地点として、主要地方道江南関線の歩道上から事業実施区域を見た景観であり、ここからは畑地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点２　南側住居付近

事業実施区域から南側に位置する最寄住居付近の地点として、市道上から事業実施区域を見た景観であり、ここからは草地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点３　東側交差点付近

事業実施区域から東側に位置する県道浅井犬山線沿道上からの景観であり、ここからは草地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点４　サイクリングロード付近

事業実施区域から北側に位置する木曽川沿川サイクリングロード上からの景観であり、ここからは堤防の法面に遮られ、事業実施区域内は眺望できない。

○地点５　木曽川扶桑緑地公園

事業実施区域から東側に位置する木曽川扶桑緑地公園からの景観であり、ここからは堤防に遮られ事業実施区域内は眺望できない。

○地点６　般若公園

事業実施区域から南側に位置する般若公園からの景観であり、ここからは畑地越しに住宅の間から事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

調　　査	
○地点７　すいとぴあ江南（展望台） 事業実施区域から西側に位置するすいとぴあ江南（展望台）からの景観であり、ここからは住宅地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。 ○地点８　愛岐大橋 事業実施区域から北西側に位置する愛岐大橋からの景観であり、ここからは木曽川河川敷越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。	○地点９　木曽川対岸 事業実施区域から北側に位置する岐阜県側の木曽川対岸からの景観であり、ここからは木曽川河川敷の樹木に遮られ事業実施区域内は眺望できない。 ○地点10　西側最寄住居付近 事業実施区域から西側に位置する最寄住居付近からの景観であり、住宅越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

予　　測

１）施設の存在

○景観資源への影響

事業実施区域から景観資源は約0.6km以上離れており、本事業によって事業実施区域周辺の景観資源は改変されないことから、本事業によるこれらの景観資源への影響はないと予測する。

○主要な眺望点等からの景観（いずれも繁茂季）

なお、将来の計画施設の色彩や形状及び隣接する開発事業実施区域の整備状況については、現時点でのイメージである。

○地点１　西側住居付近

畑地越しに計画施設が視認される。

現況では、畑地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の建物と煙突が出現することにより、主な景観要素に計画施設が加わり、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点２　南側住居付近

草地越しに計画施設が視認される。

現況では、草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の建物と煙突が出現することにより、主な景観要素に計画施設が加わり、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点３　東側交差点付近

正面に計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の建物と煙突が出現するとともに、前面は隣接する開発事業（緊急時の防災拠点としての盛土造成工事）が行われることにより、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点４　サイクリングロード付近

草地越しに計画施設の煙突と建物の一部が視認される。

現況では、草地及び樹木が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの、景観の変化は小さいと予測する。

予　　測

○地点５　木曽川扶桑緑地公園

公園越しに計画施設の煙突の一部が僅かに視認される。

現況では、公園の遊具や草地及び樹林が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の煙突の一部が僅かに出現するものの、景観の変化は小さいと予測する。

○地点６　般若公園

畑地越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、畑地や樹林及び住宅が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの、景観の変化は小さいと予測する。

○地点７　すいとぴあ江南（展望台）

住宅越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、住宅及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が僅かに出現するが景観の変化は小さいと予測する。

○地点８　愛岐大橋

木曽川河川敷の樹木越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が出現し、新たな景観構成要素が加わることから、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点９　木曽川対岸

木曽川河川敷の樹木越しに計画施設の煙突と建物の一部が視認される。

現況では、樹林が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が僅かに出現するが景観の変化は小さいと予測する。

○地点10　西側最寄住居付近

道路や住宅越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、道路や住宅が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の建物と煙突が出現することにより、主な景観要素に計画施設が加わり、景観の変化が生じるものと予測する。

評　　価	
１）施設の存在 ①　環境保全措置 ・圧迫感を低減するため、可能な限り建築物を小さくする ・建築物は、大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩等に配慮する。 ・事業実施区域の周縁部には可能な限り高木による植栽とする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。	②　環境影響の回避・低減に係る評価 ○景観資源への影響 事業実施区域周辺の景観資源については、本事業によって改変されるものはなく、影響はないと判断することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。 ○主要な眺望点等からの景観 計画施設の存在により、視点によっては景観に変化が生じると予測するが、外観、形状、色彩等について周辺景観との調和及び圧迫感の低減に努めていると判断する。さらに、環境保全措置を実施することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.13　人と自然との触れ合いの活動の場

調　　査

＜主要な人と自然との触れ合いの活動の場＞

事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、木曽川沿川サイクリングロード及び木曽川扶桑緑地公園の２地点で平日及び休日に各１回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況

項目	調査結果
調査地点	木曽川沿川サイクリングロード
利用環境	・木曽川に沿って犬山市から一宮市までの約18kmが整備されている。 ・河川敷の緑の木立の中に遊歩道(幅２m)とサイクリングロード（幅３m）が整備されており、自動車の走行や交差がなく、安全に散歩等を楽しむことができる。
利用状況	・散歩、ジョギング、サイクリングでの利用であり、平日よりも休日の利用が多く、平日・休日ともに午前中の利用が多い。 ・平日の利用者は散歩、健康のために利用している人が多く、日常的な利用が中心である。 ・方向別（東側（犬山市方面)、西側（江南市方面)）の利用者は同程度となっている。
調査地点	木曽川扶桑緑地公園
利用環境	・約10haの広大な敷地の中に広場、グラウンド、コンビネーション遊具、キャンプ場などが整備されている。 ・木曽川沿川サイクリングロードが扶桑緑地公園内を通っており、散歩やサイクリングの利用もできる。
利用状況	・散歩、サイクリング、スポーツ、公園遊び等での利用であり、平日よりも休日の利用が多く、いずれも昼前後の利用が多い。 ・平日は散歩など日常的な利用が中心である。 ・駐車場の利用状況は公園の利用者数と連動しており、休日の利用が多い。方向別でみると、犬山市方面(東方向)、江南市方面（西方向）からの利用は同程度であるが、やや犬山市方面からの利用が多くなっている。 ・利用者の居住地では、江南市、扶桑町、犬山市、大口町、各務原市が中心であるが、休日は、それ以外の地域からの利用もみられる。 ・交通手段は、車の利用が最も多いが、休日に比べて平日は自転車・徒歩・バイクなどの割合が高く、近隣の住民が日常的に利用していると考えられる。

＜交通量＞

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道５地点(大気質、騒音・振動の調査と同様の地点)及び１交差点(愛岐大橋南交差点)で平日及び休日に各１回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。

断面交通量調査結果　（単位：台/12時間）

調査地点		大型車（台）	小型車（台）	合計（台）	大型車混入率（%）
地点１ 江南関線	平日	1,018	7,924	8,942	11.4
	休日	107	9,132	9,239	1.2
地点２ 浅井犬山線西側	平日	809	8,053	8,862	9.1
	休日	104	8,301	8,405	1.2
地点３ 浅井犬山線東側	平日	831	8,912	9,743	8.5
	休日	99	9,188	9,287	1.1
地点４ 草井羽黒線	平日	2,405	7,809	10,214	23.5
	休日	283	9,841	10,124	2.8
地点５ 小渕江南線	平日	1,523	7,311	8,834	17.2
	休日	183	8,920	9,103	2.0

注）小型車と大型車の区分は次のとおりである。
小型車：軽乗用車、乗用車、軽貨物車、小型貨物車
大型車：バス、普通貨物車、特種(殊)車

交差点交通量調査結果　（単位：台/12時間）

調査地点（断面・方向）		大型車（台）	小型車（台）	合計（台）	大型車混入率（%）
平日	断面ａ 愛岐大橋	1,457	5,377	6,834	21.3
	断面ｂ事業実施区域	430	3,974	4,404	9.8
	断面ｃ 江南市	1,380	5,293	6,673	20.7
	断面ｄ 一宮市	514	3,710	4,224	12.2
	合計	3,781	18,354	22,135	17.1
休日	断面ａ 愛岐大橋	181	6,512	6,693	2.7
	断面ｂ事業実施区域	63	4,587	4,650	1.4
	断面ｃ 江南市	145	6,454	6,599	2.2
	断面ｄ 一宮市	67	4,391	4,458	1.5
	合計	456	21,944	22,400	2.0

注）小型車と大型車の区分は次のとおりである。
小型車：軽乗用車、乗用車、軽貨物車、小型貨物車
大型車：バス、普通貨物車、特種(殊)車

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

交通量の予測結果は以下に示すとおりである。

交通量予測結果

〈休日〉

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量（台）	寄与割合（%）	時間帯	交通量（台）	寄与割合（%）
地点１ 江南関線	9,587 (348)	3.6	16時台	923 (14)	1.5
地点２ 浅井犬山線西側	8,753 (348)	4.0	10時台	859 (14)	1.6
地点３ 浅井犬山線東側	9,635 (348)	3.6	14時台	935 (30)	3.2
地点４ 草井羽黒線	10,472 (348)	3.3	13時台	1,019 (48)	4.7
地点５ 小渕江南線	9,451 (348)	3.7	14時台	946 (30)	3.2

〈平日〉

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量（台）	寄与割合（%）	時間帯	交通量（台）	寄与割合（%）
地点１ 江南関線	9,290 (348)	3.7	７時台	908 (98)	10.8
地点２ 浅井犬山線西側	9,210 (348)	3.8	７時台	1,316 (98)	7.4
地点３ 浅井犬山線東側	10,091 (348)	3.4	７時台	1,428 (98)	6.9
地点４ 草井羽黒線	10,562 (348)	3.3	16時台	1,021 (14)	1.4
地点５ 小渕江南線	9,182 (348)	3.8	10時台	820 (14)	1.7

注１）交通量の（　）内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。

注２）予測地点における資材等運搬車両等の走行割合は現時点では未定であるため、安全側評価の観点から、各予測地点において資材等運搬車両等がすべて走行するものと設定した。

交差点需要率予測結果（愛岐大橋南交差点）（平日）

交差点需要率（７時台）		
現況交通量	将来交通量	増加量
0.682	0.703	0.021

注）交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率は0.9とされている。

交通混雑度予測結果（愛岐大橋南交差点）（平日）

断面・方向		車線	交通混雑度（７時台）		
			現況交通量	将来交通量	増加量
a	愛岐大橋	直進・左折	0.635	0.635	0.000
		右折	0.186	0.186	0.000
b	事業実施区域	直進・左折	0.675	0.833	0.158
		右折	0.398	0.412	0.014
c	江南市	直進・左折	0.317	0.317	0.000
		右折	0.201	0.328	0.127
d	一宮市	直進・左折	0.820	0.869	0.049
		右折	0.341	0.350	0.009

注）各車線について、円滑な交通処理が可能とされる目安は1.0とされている。

２）施設の存在

木曽川沿川サイクリングロード及び木曽川扶桑緑地公園では、将来は計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの景観の変化は小さいと考えられる。したがって、人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、小さいものと予測する。

２）施設の供用

（１）廃棄物等の搬入及び搬出

交通量の予測結果は以下に示すとおりである。

交通量予測結果

〈休日〉

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量（台）	寄与割合（%）	時間帯	交通量（台）	寄与割合（%）
地点１ 江南関線	9,321 (82)	0.9	16時台	911 (2)	0.2
地点２ 浅井犬山線西側	8,657 (252)	2.9	10時台	889 (44)	4.9
地点３ 浅井犬山線東側	9,609 (322)	3.4	10時台	952 (58)	6.1
地点４ 草井羽黒線	10,294 (170)	1.7	16時台	1,006 (4)	0.4
地点５ 小渕江南線	9,139 (36)	0.4	14時台	920 (4)	0.4

〈平日〉

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量（台）	寄与割合（%）	時間帯	交通量（台）	寄与割合（%）
地点１ 江南関線	9,024 (82)	0.9	８時台	847 (4)	0.5
地点２ 浅井犬山線西側	9,114 (252)	2.8	８時台	876 (10)	1.1
地点３ 浅井犬山線東側	10,065 (322)	3.2	８時台	988 (14)	1.4
地点４ 草井羽黒線	10,384 (170)	1.6	16時台	1,011 (4)	0.4
地点５ 小渕江南線	8,870 (36)	0.4	12時台	818 (2)	0.2

注）交通量の（　）内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。

交差点需要率予測結果（愛岐大橋南交差点）（平日）

交差点需要率（10時台）		
現況交通量	将来交通量	増加量
0.741	0.746	0.005

注）交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率は0.9とされている。

交通混雑度予測結果（愛岐大橋南交差点）（平日）

断面・方向		車線	交通混雑度（10時台）		
			現況交通量	将来交通量	増加量
a	愛岐大橋	直進・左折	0.574	0.574	0.000
		右折	0.213	0.213	0.000
b	事業実施区域	直進・左折	0.533	0.642	0.109
		右折	0.534	0.545	0.011
c	江南市	直進・左折	0.752	0.752	0.000
		右折	0.090	0.149	0.059
d	一宮市	直進・左折	0.789	0.813	0.024
		右折	0.222	0.227	0.005

注）各車線について、円滑な交通処理が可能とされる目安は1.0とされている。

評　　価	
１）工事の実施 （１）資材等の搬入及び搬出 ① 環境保全措置 ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事用車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車の禁止や交通ルールの順守、公園を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を徹底する。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 予測の結果、資材等運搬車両等の走行に伴い事業実施区域周辺の交通量の増加がみられ、人と自然との触れ合いの活動の場である木曽川扶桑緑地公園が接する県道浅井犬山線（地点３）については、休日の12時間交通量で3.6%、ピーク時間交通量で3.2%、平日の12時間交通量で3.4%、ピーク時間交通量で6.9%となる。また、車両が集中する愛岐大橋南交差点での交差点需要率は0.703、各車線での交通混雑度は0.186～0.869となり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率0.9、車線別の交通混雑度は円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ることから、影響の程度が小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。	２）施設の存在 ① 環境保全措置 ・圧迫感を低減するため、可能な限り建築物を小さくする。 ・建築物は、大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩等に配慮する。 ・事業実施区域の周縁部には可能な限り高木による植栽とする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 予測の結果、施設の存在に伴う景観の変化については、木曽川沿川サイクリングロード及び木曽川扶桑緑地公園ともに、将来は計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの景観の変化は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。 ３）施設の供用 （１）廃棄物等の搬入及び搬出 ① 環境保全措置 ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守、公園等を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を行う。 ② 環境影響の回避・低減に係る評価 予測の結果、廃棄物運搬車両等の走行に伴い事業実施区域周辺の交通量の増加がみられ、人と自然との触れ合いの活動の場である木曽川扶桑緑地公園が接する県道浅井犬山線（地点３）については、休日の12時間交通量で3.4%、ピーク時間交通量で6.1%、平日の12時間交通量で3.2%、ピーク時間交通量で1.4%となる。また、車両が集中する愛岐大橋南交差点での交差点需要率は0.746、各車線での交通混雑度は0.149～0.813となり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率0.9、車線別の交通混雑度は円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ることから、影響の程度が小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.14　廃棄物等

予　　測

１）工事の実施

○残土

造成工事、土木・建築工事（基礎・地下躯体工事）に伴う残土量は約5,287m³と予測する。発生土は、場内の埋戻土、盛土として再利用を図り、残土については、場外再利用又は適正処分する計画である。

○建設工事に伴う副産物

副産物の発生量は以下に示すとおりである。これらの副産物については、「あいち建設リサイクル指針」を踏まえて、分別の徹底を図り可能な限り資源化を行うものとする。なお、埋立処分となっている副産物についても、できる限り資源化が図れるよう努める。

また、事業実施区域内に樹林地があるため、伐採木材が1,750ｔ発生するものと予測される。これらは、できる限り有効利用が図られる方法で処理を行う計画である。

副産物発生量　（単位：t）

区分		発生量	有効利用量	処分量
廃プラスチック類		40	38	2
木くず		100	100	0
紙くず		10	9	1
繊維くず		5	0	5
金属くず		60	60	0
ガラス及び陶磁器くず		20	0	20
がれき類	コンクリート塊	200	200	0
	アスファルト・コンクリート塊	50	50	0
	その他がれき	20	0	20
その他（混合廃棄物）		30	0	30
合計		535	457	78

２）施設の供用

廃棄物の発生量は以下に示すとおりである。廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるものの、焼却灰、焼却飛灰、溶融飛灰、溶融スラグ、溶融メタル及び金属類等は可能な限り資源化に努める計画である。

廃棄物の発生量　（単位：t/年）

廃棄物の種類	年間発生量		
	ストーカ式焼却炉＋灰の外部資源化	ガス化溶融炉・シャフト式	ガス化溶融炉・流動床式
焼却灰	3,119	－	－
焼却飛灰	1,515	－	－
溶融飛灰	－	1,320	1,089
溶融不適物	－	－	87
溶融スラグ	－	3,710	2,317
溶融メタル	－	410	－
金属類	－	－	167
焼却磁性物	235	－	－

評　　価

１）工事の実施

① 環境保全措置

・業者の選定にあたっては、再資源化の実施状況についても考慮する。
・可能な限り再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。
・再生砕石の使用等、施設建設において再生材の活用に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

工事の実施に伴う残土及び副産物については、残土は場外再利用又は適正処分する計画であることや建設工事に伴って発生する建設副産物は分別の徹底を図り可能な限り再利用・資源化を行うことにより､影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避･低減が図られている。

２）施設の供用

① 環境保全措置

〈ストーカ式焼却炉〉
・焼却灰及び焼却飛灰は、外部での再資源化を行い、埋立処分量を低減する。
・焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。
〈ガス化溶融炉〉
・溶融スラグは、路盤材、埋戻し材等として有効利用する。
・溶融メタルは、カウンターウェイトとしての利用や非金属精錬用還元剤として有効利用する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

施設の供用に伴う廃棄物については、処理方式により廃棄物の種類及び発生量が異なるものの、いずれの処理方式についても可能な限り資源化に努めることから影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

9.1.15　温室効果ガス等

予　　測

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。

温室効果ガス排出量予測結果
（資材等の搬入及び搬出）

（単位：t-CO_2/工事中）

車種	温室効果ガス排出量	
		合計
大型車	338	558
小型車	220	

（２）建設機械の稼働等

工事期間全体の温室効果ガス排出量は、計画施設の建設工事で1,414t-CO_2/工事中と予測する。

２）施設の供用

（１）ばい煙の排出及び機械等の稼働

温室効果ガス排出量及び発電による温室効果ガス削減量の予測結果は以下に示すとおりである。

温室効果ガス排出量予測結果
（ばい煙の排出及び機械等の稼働）

（単位：t-CO_2/年）

区　分	ストーカ式焼却炉	ガス化溶融炉
排出量	27,518	33,207
削減量	13,673	13,455
排出量－削減量	13,845	19,752
削減の程度（%）	49.7	40.5

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。

温室効果ガス排出量予測結果
（廃棄物等の搬入及び搬出）

（単位：t-CO_2/年）

車種	温室効果ガス排出量	
		合計
大型車	447	553
小型車	106	

評　　価

１）工事の実施

（１）資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。

（２）建設機械の稼働等

① 環境保全措置

・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
・建設機械の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低炭素型建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。

２）施設の供用

（１）ばい煙の排出及び機械等の稼働

① 環境保全措置

・廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努める。
・施設の設備機器及び照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

ばい煙の排出及び機械等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量については、余熱は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。

（２）廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

・廃棄物等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
・廃棄物等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
・廃棄物等運搬車両の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。

9.2　総合評価

国は、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう都道府県に通知を行った。これを受けて、愛知県は、「広域化計画」を策定し、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町においては、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成 30 年度以降に統合することとされた。

その後、２市２町では、人口やごみ減量状況等の変化、大規模災害時の廃棄物処理体制の確立などの社会情勢の変化に対応するため広域化実施計画の改訂を行い、新ごみ処理施設稼働目標を令和７年度（平成 37 年度）とした。また、平成 29 年４月には、一部事務組合「尾張北部環境組合」を設置した。

本事業は、２市２町の新ごみ処理施設の建設を目的とし、尾張北部環境組合が事業主体となり、施設を整備するものである。

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の 15 項目の環境要素を対象に、計画段階での環境配慮事項も勘案して調査、予測及び評価を行った。その結果、公害防止に関する自主基準値を遵守するとともに、適切な環境保全措置を実施することにより、本事業による周辺環境への影響は小さいものと評価した。

また、現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、「第 13 章事後調査計画」に記載のとおりの事後調査を実施することとしており、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減することとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進めていく。

以上のことから、本事業による工事の実施、施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価する。また、環境保全に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると評価する。

第10章　　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

第10章　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

10.1　準備書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

10.1.1　縦覧状況

・縦　覧　期　間：令和２年８月 14 日（金）～９月 14 日（月）
・意見書提出期限：令和２年９月 28 日（月）

表 10.1.1　縦覧場所及び縦覧者数

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	3
		布袋支所	3
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	1
	大口町	まちづくり部環境対策室	1
	扶桑町	産業建設部産業環境課	0
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室　環境政策課	1
合　計			9

10.1.2　意見書の提出状況

準備書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は５通（107 件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表 10.1.2 に示すとおりです。

表 10.1.2　準備書についての意見書の意見の分類

分　　類		意見数
1	都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見	12
	（1）都市計画対象事業の目的に関すること	3
	（2）都市計画対象事業の内容に関すること	9
2	方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解に関する意見	3
	（1）社会的状況に関すること	3
3	計画段階配慮事項に関する内容に関する意見	1
4	方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関する意見	22
	（1）方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関すること	22
5	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、及び評価の手法に関する意見	1
6	環境影響の調査、予測及び評価に関する意見	55
	（1）大気質に関すること	9
	（2）騒音及び超低周波音に関すること	9
	（3）振動に関すること	4
	（4）悪臭に関すること	1
	（5）水質に関すること	5
	（6）地盤・土壌（土壌環境）に関すること	2
	（7）地下水の状況及び地下水質に関すること	2
	（8）日照阻害に関すること	5
	（9）動物に関すること	7
	(10) 植物に関すること	5
	(11) 生態系に関すること	1
	(12) 景観に関すること	2
	(13) 廃棄物等に関すること	1
	(14) 温室効果ガス等に関すること	2
7	事後調査計画に関する意見	1
8	その他の事項に関する意見	12
合　　計		107

10.2　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表10.2.1 (1)～(44)に示すとおりです。

表 10.2.1 (1)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1　都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見（計 12 意見）		
（1）都市計画対象事業の目的に関すること（３意見）		
1	＊　建設地の決定経緯は公明盛大に 方法書への意見「＊p7　建設地の決定経緯として、“犬山市塔野地地区…犬山市善師野地区…犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。”とあるが、それぞれ３回の地元調整が難航した理由を明記すべきである。こうした事実を明らかにすることが、今回の計画地で同様の問題が発生しないかを判断できる重要な要素である。」に対し、“過去の地元調整が難航した理由については、ごみ処理施設という性質から主に生活環境への影響に対する懸念によるものと考えております。今回の建設地の決定にあたっては、地元との意見交換会をはじめ、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組み及び経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、正式な候補地として決定しております。また、令和２年４月には、地元６地区との公害防止協定を締結しており、…同様の問題は発生しないと考えております。”p220 とあるが、各地区とも個別に選定結果を押し付けるだけで“市内の３ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された５つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。”ｐ５と言うような選定基準と評価内容を当初の段階から正確に説明しなかったことが主要因である。	江南市内の５地区から北浦地内を選定する段階で配慮書手続きを実施することは、ごみ処理施設の性質上、各候補地の地元住民に不安や混乱を与えるという懸念があったことから建設地決定後に配慮書手続きを実施しています。 なお、今回の建設地の決定にあたっては、地元との意見交換会をはじめ、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組み及び経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成を得られたものと判断した上で、正式な候補地として決定しております。
2	＊　候補地決定こそ配慮書段階で 方法書への意見「＊p7　建設地の決定経緯として、…嫌悪施設の受入を表明した江南市の態度は評価できるが、その後の経緯で、“江南市…５つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価”という点に違和感を覚える。中環審答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」で、…「対象とする計画の段階は、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべき。」としており、本来はこうした候補地選定という重要なことこそ、ごみ処理施設の計画段階配慮書で、第１に扱うべき事項である。位置が決まってから、その中の施設配置、煙突の高さ・位置などを検討するような配慮書ではほとんど意味がない。一定の評価基準項目が適切なのか、評価結果が適切かなど、検討すべき点はいろいろあり、事務局の江南市が作成し、それを地元だけに説明するということは避けるべきであった。」に対し、“ごみ処理施設という性質上，建設候補地の選定にあたっては地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元に多大な影響を及ぼすことが懸念されました。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施しています。”とあるが、計画段階配慮書の性格を大きくゆがめるものである。	同上

表 10.2.1(2)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	＊p7　候補地で評価が×の項目への対応を 江南市による評価結果で得点が１点の×が“学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無”であり、その内容を確認すると、“周囲 500m以内の住宅等が 500 戸以上である。”p6 に該当するためであり“まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、西側の江南市草井町となっている。”p118 と記載してある。このため、選定されたこの地区への騒音、低周波、日照被害などの環境影響は極力少なくなるような措置が必要である。間違っても日影規制の規制基準を守れていればいいなどと考えるべきではない。	本準備書において、現時点の事業計画を基に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、騒音、低周波音、日照等の影響を少なくするための措置を検討し、その内容を準備書に記載しております。 また、今後詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるよう検討してまいります。
（２）都市計画対象事業の内容に関すること（９意見）		
4	＊　粗大ごみ処理施設の能力に疑問 粗大ごみ処理施設の処理能力は、処理能力=計画年間日平均処理量(a)÷実稼働率（b)×計画月間変動係数(c)で、 処理能力=(7.6t/日〕(a)÷((365 日-115 日)÷365 日〉(b)×1.26(c)=13.98t/日≒14t/日(小数点以下繰上げ)とある p14。このうち、計画処理量(a)は、２市２町のごみ処理基本計画における令和７年度の年間搬入量の目標値を踏まえ 7.6t/日、計画月間変動係数(c)は、２市２町の過去５年間における月別搬入量より算出とあるので、とりあえず信じるとして、(b)実稼働率:0.685(実稼働日数(365 日-115 日)÷365 日)とあるだけで、年間 365 日の内、115 日は稼働しないという理由が不明である。 ごみ焼却処理施設では、(b)実稼働率:0.767(実稼働日数(365 日-85 日注))÷365 日)として、注)補修整備期間(30 日)+補修点検期間(15 日×２回)+全停止期間(７日) +起動に要する日数(３日×３回)+停止に要する日数(３日×３回)p13 とあり、補修の整備・点検・全停止・起動・停止とそれなりに説明があるが、粗大ごみ処理施設の能力についても、これぐらいの説明ぐらいは必要である。もしかすると過大な設備投資なのではないか。	粗大ごみ処理施設の実稼働日数において、稼働しない日を 115 日とした理由については、土日や補修整備に要する日数を考慮したものです。 その旨が分かるように評価書に記載することとします。
5	＊　建設計画に廃棄物運搬車両の動線記載を 建設計画で、施設配置図等があるが p19、廃棄物運搬車両の動線記載をすべきである。“可燃ごみ処理施設については DB+0 方式（長期包括運営業務委託方式)、粗大ごみ処理施設では DBM 方式とした。”p10 とのことで、施設配置等についても修正の余地が残っており、車両の動線によっては工場棟配置を約 20m 北西端から離して南側や東側に移動したり、出入り口付近の駐車場を管理棟北側に移動することで日照被害を減らしたり、騒音被害を少なくする可能性がある。 なお、方法書では搬入車両動線が想定 p27 されているのに準備書には記載していない意味はあるのか。	搬入車両動線については、準備書 2-17 ページの施設配置図に示しており、方法書で示した想定車両動線と同様としておりますが、駐車場や雨水流出抑制設備の管理用通路等と見分けがつかないため、評価書において色分けをします。 施設配置については、ご意見のとおり、今後民間事業者からの提案の中から、環境影響の低減を含め、より良い内容を選定します。さらに、詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について検討を行ってまいります。

表 10.2.1 (3)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
6	＊p22　公害防止の自主規制値は見直しを(騒音) “排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、より厳しい値を自主規制値として設定した”とあるが、騒音の夜間が規制値と同じ 50dB となっていることは、“規制基準値に比べ、より厳しい値”と異なるため、表現を修正する必要がある。 “施設騒音レベルの敷地境界における最大値は、昼間で 49 デシベル、夜間で 48 デシベル” p468 であり、北西側の敷地境界で夜間騒音が 48dB と予測されており、自主規制値は法規制値の 50dB ではなく 48dB にすることは可能であるし、もう少し工場棟を南側に移動したり環境保全措置を追加して 45dB にまで下げることは可能である。 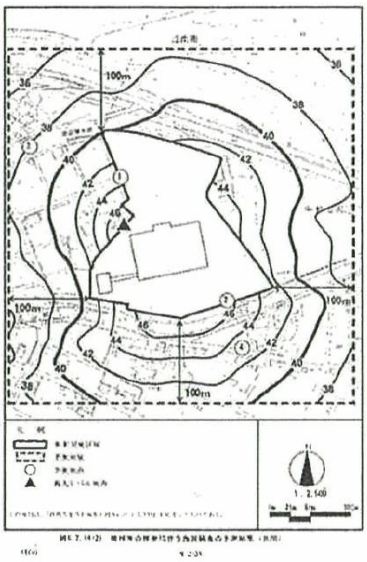	自主規制値は、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。 ご意見のとおり、騒音の夜間の自主規制値は規制値と同様となっていますので、評価書で表現を修正します。
7	＊p22　公害防止の自主規制値は見直しを(水銀) 水銀の自主規制値は法規制値と同じ 30μg/m³N であるが、もっと他事業所の実績を参考に下げるべきである。名古屋市南陽工場では、現施設の年４回の水銀排出濃度実績(市 WEB：ごみ焼却工場の維持管理状況の公表について)によれば、1 号炉が 0.27～1.1、2 号炉が 0.047～0.54、3 号炉が 0.057～1.9μg/m³N である。新設施設であれば更に低減か可能と思われる。それなのになぜ、現在の施設の実績より 15 倍以上も高い値である規制基準を用いるのか。	自主規制値は、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。 なお、水銀の自主規制値は法規制値と同様となっていますので、評価書で表現を修正します。
8	焼却方式について シャフト式 「シャフト炉式ガス化溶融炉は災害ごみ処理が可」など詳細な利点や悪い点などが計画の中に記載されていなかったと思います。使い道が多少違い、燃料なども異なっていますので表記がほしかったです。 どういうものか市民の皆が知っても良いと思い、環境及び経済的にも良い施設かどうか知っても良いと思います。耐久性についての情報もほしかったです。	処理方式については、シャフト式も含めた３方式から選定することとしており、処理の過程や燃料の違いについては準備書の第２章及び第８章に記載しています。 なお、耐久性、経済性を含めた３方式の比較検討結果については、組合が平成 30 年度に設置しました、ごみ処理方式検討委員会において、技術的かつ詳細な検討を行っており、その内容は組合のホームページにて公表しています。

表 10.2.1(4)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	ごみ処理場の排水装置（施設）等について、１時間当たり 110 ミリの降雨について対応が出来るのか心配です。(過去に日本の中で実際にあった結果により)	排水について、「江南市雨水流出抑制基準」では 120.8mm/ｈの降雨強度で算定することとしていますので、基準を満たす施設を整備することとしています。
10	焼却するしかない生活ごみが発生する以上焼却残渣の処理は必然となります。 廃棄物は収集・焼却のどの過程でも環境対策に万全を期さねばなりません。焼却残渣の処理においても同じです。全ての過程で行政責任を果たすことが求められており、直営による運営で行政責任を貫徹するのが筋です。環境課題の多い廃棄物処分であるがゆえに、仮に運営の一部でも民間に委託することとなれば、委託業務内容の最後の局面まで重大な管理・監督責任が伴います。　ところが環境影響評価準備書(以下準備書と略)は、新ごみ処理施設の供用に伴う廃棄物の処理方法において、委託業務内容の最後の局面まで管理・監督を貫徹する責任を放棄し、「あとは任せた」式の無責任な方針となっています。 環境影響評価は単に運搬や施設運営に関してだけではなく、焼却残渣の最終処理に関する環境影響評価も含めすべての局面に責任を負うべきと考えます。 処理場に持ち込まれる廃棄物を外部処理方式を採用せず、最終処分を含め全てを施設内並びに施設周辺で完結させるとした前提での環境影響評価を行うととらえれば自明のことです。	施設の運営開始時に焼却残渣の運搬車両の追跡調査を行い、資源化先まで適切に運搬していることを確認することや、資源化の状況を実地にて確認すること、焼却残渣の搬出量及び資源化量の報告を運営事業者から得ることにより確認することで、事業者が適切に処理を実施していることを確認していきます。
11	「ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」の「焼却灰・焼却飛灰」の処理方式に関して 準備書 2-14 に「ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」に至る経緯があり、「焼却灰等の全量資源化の長期的な受け入れ可能が確認できた」としています。　長期的な受け入れとは、従来施設の利用実態から 20～30 年+α年を確実に担保できていなければならず、その点準備書では抽象的に述べるだけで全く触れられていません。 ストーカ式焼却炉に関しては、焼却灰・焼却飛灰を全量「セメント原料化、焼成、溶融固化等」により資源化としており、説明会資料 81 で焼却灰・焼却飛灰はそのままの形で「安全」に外部搬出・外部処理としています。 セメント原料化は廃棄物の有効利用とされていますが、近年セメント生産量は頭打ちとなっており、また製品規格上、混合率に規制を加え無制限に廃棄物を受け入れられる余地はありません。「長期的な受け入れ可能が確認できた」とする根拠は、メーカーの「言い分」を鵜呑みにしただけです。責任ある行政の方針とは言えません。「受け入れ処理」	施設の運営開始時に焼却残渣の運搬車両の追跡調査を行い、資源化先まで適切に運搬していることを確認することや、焼却残渣の搬出量及び資源化量の報告を運営事業者から得ることにより確認することで、事業者が適切に処理を実施していることを確認していきます。 なお、飛灰の搬出車両は運搬企業及び資源化先の企業によって異なることが考えられますが、粉粒体運搬車を採用する等により飛灰の飛散はないものと考えます。

表 10.2.1(5)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	（続き）の実態と将来性、その安全性を十分調査し、根拠を示してこそ環境影響評価に値するものと考えます。 焼却灰・焼却飛灰はそのままの形で「安全」に外部搬出としていますが、飛灰は電気集塵機などによってしか採集できないとてつもない微粒子状態のものを、「適切な運搬車両」で確実・「安全」に搬出できる保証がありません。 現在、江南・丹羽環境組合では、焼却灰・焼却飛灰にセメントを混ぜ固化する装置を焼却施設に併設し、組合保有の最終処分場に埋め立て処分しており組合の責任は明確になっています。これが最終責任のあるべき形です。 「焼成」処理並びに「溶融固化」処理は、セメント原料化と同じく外部に持ち出しての処理であり、各処理施設での環境影響調査の対象外としています。 いずれの処理方法も程度の差こそあれ超高温での処理であり、二酸化炭素の大量発生による環境等を含めた処理施設周辺への影響の評価、最終製品処分の安全性に関する評価も必要です。持ち出したから環境影響評価は関係なしとはなりません。行政姿勢が問われています。	
12	「ガス化溶融炉・シャフト式」「ガス化溶融炉・流動床式」の処理方式に関して 溶融飛灰は「山元還元による資源化」処理としています。山元還元を行っている施設は全国で 4 か所、一番近いもので香川県の直島、次が茨城県いわき市、福岡県北九州市並びに大分県大分市です。これら施設の合計処理量は月間 12,000t 程度、2012 年時点で 7300t 程の処理となっているようです。(いずれも 2013 年現在) 長距離輸送に加え処理枠の狭さ、還元物たる銅や亜鉛の需要の推移、トン当たり数万円の処理費用、年間 2～3 億円程度の処理費等の周辺課題もあります。委託処理による環境への影響は前述した通りです。 溶融スラグについては「路盤材、埋め戻し材」で有効活用するとしています。ガラス状で形状が似たような大きさでは路盤材として柔軟性にかけ、しまりが悪く不適格との見解も広く存在しています。そうではなく安全に資源化でき、需要もあって全量処理に障害はないとの見解を保持するなら、2 市 2 町管内の土木・建設事業等で全量活用するとの方針を明らかにすべきです。 溶融スラグの最終活用上の欠点を解消する新しい処理方式も提案されているようで、溶融スラグの最終処理を含めた環境影響を十分考慮した準備書とすべきです。	溶融飛灰の資源化方法については長期にわたって安定的に資源化を実現するためのリスク分散として、山元還元に限定せず、近隣の施設で実施しているような資源化方法と組み合わせることも考えられます。 なお、溶融スラグは JIS 規格及び引取先における基準を満足していることを確認するために、民間事業者が分析・管理を行い、その結果を組合へ報告することとしており、適切に管理していることを確認します。また、２市２町の公共事業での溶融スラグの一部利用についても検討します。

表 10.2.1(6)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
２　都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見（計３意見）		
（１）社会的状況に関すること（３意見）		
13	＊p124 大気規制基準(NOx、ばいじん)の適応がわかるように “当該対象に係る規制の内容”で、大気汚染に係る規制基準は“ばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)に該当する。…ダイオキシン類対策特別措置法…特定施設(廃棄物焼却炉)に該当する。”p124 と大まかには規制対象であることがわかるが、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類の排出基準が規模別に掲げてあり p126、128、そのどれが適用されるか判断できないため、どの規模の排出基準が適用されるか明記すべきである。 なお、塩化水素と水銀は廃棄物焼却炉で一つの排出基準があるだけなので理解できる。騒音の特定工場等に係る規制基準は“第 3 種区域”p131、特定建設作業に係る規制基準は“①地域”p132、振動も特定工場等で“第２種区域”p134、特定建設作業で“①地域”p135、悪臭の規制基準も“第３種区域”p136 と判断できる。	計画施設は、１時間あたりの焼却能力が４ｔ以上であり、排出ガス量が４万m^3_N/時以上であるため、ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）については 0.04ｇ/m^3_N が、窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）については 250ppm が、廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準については 0.1ng-TEQ/m^3_Nが該当します。 上記の旨を評価書（第３章）に追記します。
14	＊p139、143 排水基準(生活環境項目)は適用されるのか 排水の基準については、法の解釈違いがある。 “排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。” p 139 についてはその通りであり、ごみ焼却場という特殊性から、その遵守状況を確認するための自社測定が必要となる。また、“特定事業場からの排水が 50m^3/日を超える場合には、…生活環境項目の排水基準が適用される。なお、本事業においては、生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水)及び雨水を除き場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない計画である。”p139 とあり、プラント系排水は排水しないから生活環境項目の排水基準は適用されないかのような表現である。 しかし、水質汚濁防止法では「排水が 50m^3/日を超える場合」に排水基準が適用され、排水には生活排水処理水(合併処理浄化槽処理水)及び雨水も含まれる。これらの排水量が 50m^3/日を超えれば一律排水基準が適用される。合併処理浄化槽の規模から排水量がどれだけかを示すべきである。また、上乗せ基準についても“事業実施区域及びその周囲は木曽川水域に分類され…上乗せ基準が適用される。注)新設…1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3/日以上…適用する。”p143 とあり、生活排水処理水(合併処理浄化槽処理水)及び雨水が 20m^3/日以上かどうかで基準適用が決まる。この点を明らかにすべきである。	本施設からの排水は、生活排水及び雨水のみです。生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う計画であり、同規模の類似施設での実績等から、生活排水は１日あたり５m^3程度と想定しています。 今後、詳細設計に基づき確定した排水量に応じ、規制基準等を遵守した計画といたします。
15	＊p143 揚水設備は設置しないことを明記すべき “事業実施区域が位置する江南市は…揚水規制の第２規制区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受ける必要がある。”p143 とあるが、地表面下 10m 以浅でくみ上げるなど、非常に厳しい基準である。ところが、この許可基準を適用するかどうかがここで記載されていない。事業計画の給排水計画では“給水は、上水を使用する計画である。”p24 ということなので、地下水を採取しない計画のため知事許可は不要であると明記すべきである。	地下水の利用は行わない予定であるため、評価書において追記します。

表 10.2.1(7)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	計画段階配慮事項に関する内容に関する意見（計１意見）	
16	＊　方法書の変更点は内容、理由をまとめて説明すべき “配慮書及び方法書の抜粋を基本としているが、追記等を行った箇所については斜体で表記した。”p171 とあり、わかりやすくなったが、“注）*事業実施想定区域は配慮書公表時のものであり、現在の事業実施区域とは異なる。*”p175、209 は、どこかどう変わったのか、その理由などを明記すべきである。また、“注）*配慮書公表時の記載であり、現在は表 2.2.7(2-20 頁参照)に示した自主規制値を設定している。*”p179 についても、変更内容、変更理由を明記すべきである。 “方法書についての愛知県知事意見や意見書の内容…等を踏まえ、方法書から変更した部分について、下線等を付けて示した。”p262 については少しわかりやすくなり、事業者の努力を評価する。本来は方法書からの変更点は、別の章でまとめて理解しやすいようにすべきである。	事業実施区域については、３点変更しております。 区域の北側については、宮田導水路があり緑地帯としての上部利用を想定していましたが、その後の検討の結果、宮田導水路を除いても緑地帯や施設の配置が可能であることから、除外しております。 区域の西側については、分筆を前提に直線を基調としたラインとしていましたが、地権者との協議を行うなかで、分筆を前提としない形へ変更することとしました。 区域の東側については、事業実施区域内にある中般若北極楽墓地の移転先を確保していましたが、区域外に移転することで調整を進めていることから、「ごみ処理施設の事業区域に含む」ということで活用していくこととしました。 また、予測に用いる煙突排ガスの諸元の変更については、配慮書公表時は、既存施設（犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合環境美化センター）の自主規制値及び計画施設の法規制値を対比し、その中で排出濃度が低い値を排出諸元としておりましたが、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討された結果を踏まえて自主規制値を設定しておりますので、変更しております。なお、これらの内容を評価書（第２章及び第４章）の事業計画に追記します。

表 10.2.1(8)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
４　方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関する意見（計 22 意見）		
（１）方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関すること（22 意見）		
17	＊　概ね地元の合意形成は得られたのか 方法書への意見「＊p9 建設地の決定経緯として、“江南市は…評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元(江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区)の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の３地区から同意を得た。そして、平成 28 年３月…江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。”とあるが、同意を得た３地区とは…６地区うち、どの区なのか。…“概ね地元の合意形成は得られたものと判断し”の根拠を具体的、詳細に示すべきである。」に対し、“同意を得たのは、江南市の３地区であり、扶桑町の３地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、…総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断しました。”p221 とある。 やはり扶桑町の３地区では同意が得られていなかったため、扶桑町地区での事業講演会を 2014 年 10 月 26 日、2015 年２月 21 日２回開催し、アンケート結果では「般若の候補地に選定された理由に人家が少ないことがある。本当に安全なら、それは選定事由に入れてはならない。そうしたことが不信につながる。」という意見まで残っている(江南市 WEB 建設地決定までの取り組み)。これを合意形成が得られたと判断しただけであり、将来的に問題を残している。	学識経験者や行政担当者からなる公害防止準備委員会において、自主規制値を設定しました。この委員会には地域の代表者に委員として参画していただき、地元住民の声を反映させた内容としています。 これを基に地元６地区のそれぞれと組合が令和２年４月に公害防止協定についても締結したことから、地元６地区の住民の合意形成は得られていると考えています。 今後も、必要な情報については広報誌やホームページ以外にも地元回覧を実施し、必要に応じて説明会を開催する等、事業内容についてより一層理解が得られるように周知を図っていきます。
18	＊　焼却炉数は２基とした 方法書への意見「＊p10“ごみ焼却施設　処理能力:197t/日”とあるが、焼却炉数を記載すべきである。１炉では、修理・定期補修などで、全停止とせざるを得ないので、まず考えていないはずであるか、２炉なのか、３炉なのか、４炉なのか。あまり小規模にするとダイオキシン類対策が取りづらい…これらが決まらないと公害防止設備の規模、能力、性能が決められないはずである。」に対し、“焼却炉数については、令和元年度に作成した「基本設計」の中で検討を行い、２炉に決定しておりますので、「第２章」に炉数を記載しています。”p221 とあるが、2019 年２月に方法書を作成し、そのあと 2019 年度に基本設計を行い２炉に決定し、2020 年８月に準備書で追記したということなのか。	ご理解の通りです。

表 10.2.1(9)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	＊　粗大ごみ処理施設の能力の根拠を 方法書への意見「＊p12 処理能力の算定で、ごみ焼却施設については説明があり、既設の犬山市が 135t/日、江南丹羽環境管理組合 150t/日の計 285t/日 p4 を、約７割の 197t/日にまとめるとしているが、粗大ごみ処理施設については、既設の犬山市 30t/５h、江南丹羽環境管理組合 150t/日の 30t/5h 計 60t/５h p4 を、1/4 の能力の 15t/５h にまとめるという結論だけである。その根拠を示すべきである。既設施設の稼働実績から、その能力が過大でなかったのかなどの検討も必要である。そもそも運転計画として“５時間運転”と限定する理由が不明である。」に対し、“粗大ごみ処理施設の処理能力については、…「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第２章」に記載しています。また、粗大ごみ処理施設の稼働時間につきましては、…昼間５時間が一般的とされております。既存２施設の稼働時間も同様…１日あたり５時間としております。”p221 とあるが、「第２章」に記載してあるからという言葉だけではなく、粗大ごみ処理施設の能力が過大でないのかという内容を、この見解及び第２章で記載すべきである。	既存施設の粗大ごみ処理量と稼働状況から見ても、処理能力 14t/日（５h）は適当であると考えております。
20	＊　各市町のごみ処理基本計画は追記を 方法書への意見「＊p12　…ごみ焼却施設について“計画処理量は、「…可燃ごみ焼却処理量…各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値をもとに、…稼働目標年度である平成 37 年度に、49,569t/年で最大になると推計される。とあるだけで、それらの根拠がどこにも記載されていない。…重要な処理量を判断できるように、市町ごとの可燃ごみ量、その根拠を示すべきである。なお、人口推計については、…ほぼ妥当なものと判断できる」に対し、“ごみ焼却施設の処理能力については、「整備計画」及び令和元年度に見直しを行った２市２町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第２章」に記載しています。なお、各計画については組合ホームページや各市町のホームページ等からご確認いただけます。p222 とあるが、算定方法等は「第２章」に記載してあっても、そのもとになる各市町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値ぐらいはこの準備書に追記すべきである。なお、2018(H30)年度の３章の廃棄物の状況 p167～p168 は市町別に集計してある。	指摘を踏まえて、評価書（第２章）に２市２町の見直し後の数値（各市町の人口推計値及び可燃ごみ処理量）を追記することとします。
21	＊　し渣及び脱水汚泥処理量も追記を 方法書への意見「＊p13 処理能力の算定で、し渣及び脱水汚泥処理量については、“し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる平成 37 年度では、2,249t/年になると推計している。”とあるだけである。重要な処理量を判断できるように、下水道の普及によるし尿処理量の減少、浄化槽普及による汚泥増加などの内訳を、根拠を示して、市町ごとに示すべきである。事業者が出した数値をそのまま信用するなら環境影響評価は必要ない。…」に対し、 “し渣及び脱水汚泥処理量については、愛北広域事務組合において、過去の実績をもとに、２市２町の人口惟計値から供用開始後で人口が最大となる令和７年度の値を算出したものです。…”p222 とあるが、納得できる根拠で必要な施設能力を算定することが重要である。まして、どんどん人口が減少していく時代に、過大投資をしないよう、し渣及び脱水汚泥処理量 2,249t/日 p13 の根拠についても細心の検討が必要である。	し渣及び脱水汚泥は、愛北広域事務組合が「愛北クリーンセンター施設整備基本計画（平成 23 年３月）」に示されたし尿等の要処理量の見込みを元にし渣及び脱水汚泥の処理量を算出しています。 愛北広域事務組合の見込みでは、し尿等の要処理量は減少傾向にあるため、し渣及び脱水汚泥の処理量としても稼働開始年度である令和７年度が最大になると考えております。

表 10.2.1(10)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
22	＊　災害廃棄物処理計画の改定を 方法書への意見「＊p13　能力の算定で、災害廃棄物の処理量については、“「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値)について」（平成 27 年９月　愛知県）より…推計されており、２市２町の合計である 2,640t を処理対象とする。”とある。この文献そのものは見当たらず 2015 年７月２日公表資料があり、４市町の災害廃棄物量等は同じである。正式な出典と思われる愛知県災害廃棄物処理計画(平成 28 年 10 月)の参考資料として、…それなりに根拠も検討でき、４市町の災害廃棄物等発生量、選別後の可燃物量も同じ値が表 2.2.3 に記載してある。ただし焼却施設の処理可能量推計 1,509,658t/年の内訳 p8 は、犬山市の都市美化センター 135t/日２基、江南丹羽環境管理組合の環境美化センター 150t/日２基で計算してあるため、今回の計画で約７割に焼却能力を減少させると、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れてくる。このため、５年を目途に見直す災害廃棄物処理計画の改訂でこうした事情を組み込むよう求めるべきである。 また、この参考資料には市町村災害廃棄物処理計画の策定予定が示されている。p2 このなかで、犬山市は 2017 年度策定予定、江南市、大口町、扶桑町は 2018 年度策定が示されている。…４市町ともホームページで確認する限りでは 2018 年度末になっても市町の災害廃棄物処理計画が策定された形跡はない。…施設の処理能力算定に加える以上、災害廃棄物処理計画を策定すべある。」に対し、“災害廃棄物の処理量については、愛知県災害廃棄物処理計画の前提となる災害廃棄物等発生量について、…愛知県災害廃棄物処理計画の参考資料としても愛知県ホームページに公表されています。なお、平成 27 年７月発表資料であったため、出典年月については修正いたしました。また、２市２町の災害廃棄物処理計画について、江南市は令和２年２月に犬山市は令和２年３月に策定しており、扶桑町及び大口町についても令和２年度中に策定する計画としています。”p223 とある。出典年月の修正は当然であるし、災害廃棄物処理計画は犬山市・江南市は 2019 年度末に策定したが、扶桑町・大口町は 2020 年度中に策定予定という泥縄式では心もとない。主要な問題は、今回の計画で約７割に焼却能力を減少させることで、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れ、処理対象の災害廃棄物 1,640t(880t/年)も減少するため、こうした事情を組み込むよう求めることである。	ご意見のとおり、既存の２施設が集約されることにより、愛知県災害廃棄物処理計画における県内の焼却施設の処理可能量の推計に影響を与えることが考えられます。そのため、災害廃棄物処理計画の見直しの際には、既存の２施設の終了時期についても愛知県へ知らせる等、情報を共有してまいります。
23	＊　公害防止協定は誰と結んだのか 方法書への意見「＊p17　公害防止基準で“周辺住民等と公害防止協定等を締結する”とあるが、締結対象を明確にすべきである。周辺住民等とは、地元説明会を開いた中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区の全区又はその代表者なのか、同意が得られた３地区だけなのか、都市計画決定権者の江南市長なのか事業者の尾張北部環境組合代表者なのか、共同なのか。」に対し、“公害防止協定の締結対象は、地元６地区(江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区)であり、尾張北部環境組合(管理者江南市長)とそれぞれ公害防止協定を令和２年４月に締結しました。”p224 とある。 ともかく、公害防止協定だけは 2020 年４月に締結したが、地元６地区の総意なのか、地区代表なのかが不明であり、公害防止基準の遵守状況の確認・公表方法、罰則などについて意見が出せるよう、公害防止協定そのものを追記する必要がある。	公害防止協定については、地元地区の代表である区長と締結していますが、各地区において、自主規制値を含めた協定の内容を確認した上で締結に至っていると考えています。 協定書の内容につきましても、自主規制値と同様に、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当であるとして決定されたものです。 また、組合ホームページにおいて委員会資料として公表されているほか、組合議会においても報告しています。

表 10.2.1(11)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	＊　公害防止協定には測定値の公表方法を 　方法書への意見「＊p17 公害防止基準…準備書段階では…法規制値を大きく下回る自主基準値とすべきである。また、既設２箇所では窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類（１箇所は自主基準値あり）、水銀、悪臭、騒音・振動の大部分についての自主基準値がないが、こうしたことの無いよう、項目をすべて自主基準値に追加すべきである。」に対し、“公害防止基準については、公害防止準備委員会を設置し、その中で既存施設や周辺市町の状況、事業実施区域周辺の土地利用や技術的な動向、地元からの意見等も検討しながら決定しました。悪臭、騒音、振動についても規制基準に比べさらに厳しい値を自主規制値として設定しております。また、施設の供用時には協定の遵守の履行を確認するための組織も設置する計画としています。”p224 とあり、 基本的には全項目について法規制値を下回る自主基準値を設けており、評価できるが、本来は、準備書での意見も踏まえ、評価書段階で確定すべきである。また、協定の遵守の履行を確認するための組織を設置するだけではなく、WEB での測定値の公表なども確定すべきである。	測定結果につきましては、組合ホームページでも公表していきます。
25	＊　協定内容を各項目でも明記すべき 　方法書への意見「＊p17　公害防止基準で“ばいじん”の法規制値が 0.04g/m³…自主基準値は江南丹羽環境管理組合環境美化センターの 0.02g/m³なみ以下にすべきである。…“窒素酸化物”の法規制値が、既設２箇所の法規制値と同じ 250ppm…自主基準値はもっと低くすべきである。…“塩化水素”の法規制値が、700mg/m³(約 430ppm)…新たに自主基準値に入れるので、…事業者として可能な低減努力をすることが求められる。…“ダイオキシン類”の法規制値が 0.1 ng-TEQ/m³…現在のダイオキシン類処理施設の能力からみて自主基準値としては一桁高い。…“水銀”の法規制値が 30μg/m³…塩化水素と同様に事業者として可能な低減努力をする必要がある。…“悪臭の臭気指数”の法規制値が 18…サイクリングロードや散策の森が整備されており…臭気濃度は 12 以下とすべきである。…“騒音”の法規制値が昼間 60dB～夜間 50dB…自主基準値は規制値より５dB 以上低い値とすべきである。…“振動”の法規制値が昼間 65dB～夜間 60dB となっており、他の２箇所にも自主基準値がなかったが新たに設定すべきである。騒音と同様に規制値より５dB 以上低い値を自主基準値とすべきである。」８項目に対し、 　すべて“(意見番号 10 に同じ)”p225-226 とあるが、各項目の公害防止基準をどうしたかを記載し、ここだけでも見解の内容がわかるように丁寧に説明すべきである。	公害防止に係る自主規制値については、準備書 P22 に記載してあるとおり、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討され、妥当な数値であるとして決定されたものです。

表 10.2.1(12)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
26	＊　雨水余剰分の放流の対応を 方法書の意見「＊p18　排水計画で“雨水については一旦調整池にて貯留した後、生活排水と同様に…既存の排水路へ放流する計画である。…排水する、雨水等は、最終的には木曽川に放流される。”とあるが、雨水といえども、場内に散乱したごみや焼却灰に含まれるダイオキシン類や鉛などの有害物質が含まれる恐れがある。まして放流先は、…BOD 環境基準は 2002 年７月に国が A 類型に昇格させた水域で…ある。このため、調整池で貯留した水についての水質分析を実施することとし、それに伴う措置を検討し、準備書では記載する必要がある。」に対し、“ごみや焼却灰は建屋内で処理する計画であり、雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります。このため、雨水に有害物質が混入することはありません。その他…プラント排水についてはクローズドシステムとする計画であり、公共用水域への排水は行いません。また、生活排水については合併処理浄化槽で適正に処理した後、公共用水域に放流する…。”p226 とあるが、見解は正確ではない。雨水については、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、生活排水と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。”p24 とあり、雨水の余剰分は放流する。この旨を見解に追記すべきである。 さらに、このため運搬車両からのごみの散乱、流出による雨水汚染を考慮すべきである。特に、廃棄物運搬車両(パッカー車)120 台/日に民間の直接搬入が大型車 35 台/日、小型車 132 台/日もある予定　p26 を考えれば、より安全側の対策を考える必要がある。	飛灰の積込作業は建屋内で実施するとともに、飛灰の加湿及び負圧管理等により飛散防止を図ります。また、焼却灰等を運搬するにあたっては天蓋付き車両等の飛散防止対策を講じた車両の使用を基本とします。 運搬車両からのごみの散乱、流出については、基本的に作業は建屋内で行うことで飛散を防止するとともに、適宜、敷地内の清掃に努めるなど適切に運営・管理してまいりますので雨水に混じることはありません。
27	＊　排水の適正処理の内容を示すべき 方法書への意見「＊p29 環境配慮事項として、工事中に“雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。”とあるが、通常操業時の雨水経路に、仮設沈砂池等を設け、調整池にて貯留した後放流すると理解すれはいいのか。いずれにしても適正に処理を行う”の内容を項目、値など具体的に示すべきである。」に対し、“排水経路はご意見のとおりです。処理項目については、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)が基本になると考えております。なお、具体的な値や処理方法などの詳細な内容は、現地調査結果や本予測評価結果を踏まえ、民間事業者決定後に検討いたします。”p228 とあるが、最終放流先が 2002 年７月に国が A 類型に昇格させた木曽川であり、運搬車両からのごみの散乱、流出による雨水汚染を考慮し、調整池で貯留した水についての水質分析、それに伴う措置を検討すべきである。 また、民間事業者決定後に検討するのでは環境影響評価の意味がない。事業者として責任をもって、水質分析の項目、頻度、“自主的に設定する基準値”p31 を定めて公表し、発注条件とすべきである。	仮設沈砂池からの放流水の水質（pH、SS）について、自主的な基準を設定（pH :5.8～8.6、SS:200mg/L）することとし、評価書に自主基準値を追記します。

表 10.2.1(13)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
28	＊　低公害型建設機械使用を基本とすべき 方法書への意見「＊p29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。”とあるが、“可能な限り”は削除すべきである。これは建設工事を発注する際の契約に含めば済む…。また、の使用も検討すべきである。」に対し、“ご意見のとおり、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としております。…なお、低炭素型建設機械の指定についても、積極的な機械の使用について、同様に指導を行ってまいります。p228 とあるが、可能な限りではなく、低公害型建設機械(排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械、低炭素型建設機械)がある機種なら基本的には使用する、使用できない場合はその理由を明らかにすることを明記すべきである。	工事で使用する建設機械について、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械がある機種は使用することを基本とする旨に修正します。 また、建設機械のすべての種類に低炭素型建設機械が設定されているわけではないことから、可能な限り低炭素型建設機械を使用していくこととしています。
29	＊　工事中運搬車両の低公害車使用を基本とすべき 方法書への意見「＊p29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事中の資材等運搬車両については、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、“可能な限り使用するよう努める”は、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械の配慮事項より後退し、可能な限りに加えて、努めるまでついている。“可能な限り…努める”は削除すべきである。」に対し、“民間事業者に対して、積極的に使用するよう指導を行っていくこととし、記載を修正いたしました。”p228 とあるが、事業計画策定時の環境配慮事項は『資材等運搬車両は、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用する。』大気質 p 29、『資材等運搬車両は、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用する。』騒音・p30 と“努める”を削除しただけであり、記載は一部修正されただけである。言葉だけでごまかすような見解はいらない。	工事中の運搬車両は、大型のトレーラーから軽トラックまでさまざまな車両があります。本事業においては基本的に低公害車両等を使用することとしますが、全ての車両が最新規制適合車ではないことも考えられるため、可能な限り使用するとしております。
30	＊　粉じん対策で散水を行う基準を明記すべき 方法書への意見「＊p29 環境配慮事項として、“適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。”とあるが、適宜では意味不明である。 工事工程上で散水が必要な解体工事、風速等で散水が必要になるものなどを抽出し、記載すべきである。」に対し、“粉じん対策の記載について、より具体的な内容としました。また、工事中の粉じんは、造成工事の時期が最も影響が大きいと考えられますが、それ以外の時期にも発生が懸念されることがあるため、工種は定めず適宜という表現としています。”p228 とあるが、“粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など”p29 が追加されただけであり、このような定性的な表現では環境配慮事項を遵守しているかどうかが判断できない。“粉じんの発生が予想される作業を行う場合”とは、掘削、盛土、整地作業のすべてで散水するということか。また、“乾燥時、強風時”の定義、現場での湿度、風速測定などについて触れるべきである。	散水については、掘削、盛土、整地作業において実施します。 また、その気象条件として、予測に用いた風速 5.5m/秒以上(ビューフォート風力階級４：砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。)を考えております。その他、粉じん計を設置し、許容濃度を超える場合にも適宜行うこととしています。

表 10.2.1(14)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
31	＊　緩衝緑地帯の樹種等を具体的に 方法書への意見「＊p29 環境配慮事項として、“緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音・振動等の伝搬を防止する。”とあるか、どの程度の幅員で、どこに設置するかを明記すべきである。また、どのような植樹を行うのかも、景観上、生態系上必要になってくる。」に対し、“緩衝緑地帯については、事業実施区域の敷地境界から５m 設置する計画です。樹種については今後、詳細設計の段階で検討を行います。”p228 とあるが、植物の環境保全措置で、“事業実施区域の表土を保全し、周辺緑化の際の客土として利用する。”p667“事業実施区城周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。”p668“現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。”p668 までは決めているため、こうした基本原則ぐらいは示すとともに、事業計画で緩衝緑地帯を 5m 以上確保することを明記すべきである。	ご意見いただいた点については、予測した結果に基づき、事業者が追加の保全措置として検討した内容を記載しています。 このため、事業計画への記載はいたしません。
32	＊　廃棄物運搬車両の低公害車使用を基本とすべき 方法書への意見「＊p30　環境配慮事項として、“廃棄物運搬車両等は、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、工事中の資材等運搬車両と同文であり…“可能な限り…努める”は削除すべきである。」に対し、“事業者である尾張北部環境組合は、施設の整備・運営を行うものであり、ごみの搬入については、各市町及び民間事業車両等が行います。このため、廃棄物運搬車両の更新の際には、低公害車の導入を促進するよう事業者から２市２町に要請するとともに、民間事業者に対しても、同様に要請を行ってまいります。”p229 とあるが、まず、２市２町の低公害車導入状況と導入計画を明らかにし、導入計画の策定と前倒しを具体的に要請すべきである。 なお愛知県の「平成 30 年度一般廃棄物処理事業実態調査」によれば、収集形態別ごみ量で、可燃ごみ・不燃ごみは全て、委託であり直営はない。このため、“ごみの搬入については、各市町及び民間事業車両等が行います。”は不正確で、市町が委託した民間業者が搬入を行うとすべきである。また、委託民間業者への委託基準として低公害車使用を条件とすべきである。	廃棄物運搬車両については、市町の車両としているものは、ご意見のとおり委託の民間業者が行っていますが、事業系一般廃棄物の搬入を行う民間業者と区別するため、各市町からの車両としております。 そのため、組合から２市２町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行っていくこととし、評価書（８章）の各予測の環境保全措置に追記します。 なお、ご意見のありました低公害車の使用を委託の条件とすることについては、２市２町にご意見があった旨を報告させていただきます。
33	＊　発生土の処分方針を発注条件として確定すべき 方法書への意見「＊p30 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。”とあるが、再使用の場所、量を具体的に示すとともに、残った発生土はどこに、どんな目的で、どのように運搬するかも示すべきである。」に対し、“工事中の建設発生土について…予測はプラントメーカーへのヒアリングの結果等をもとに発生量や再使用方法について整理しており、…記載しました。なお、発生土の処理については今後決定する民間事業者が行うため、搬出先等は決まっておりませんが、適切に処理・処分できていることを組合でも確認しながら事業を実施します。”p229 とある。廃棄物の予測では、発生土 30,127m^3、場内再利用土 24,840m^3、残土 5,287m^3 まではわかるが、場内再利用土 24,840m^3 の内訳はわからず、“場外再利用又は適正処分”までしかわからない。p757 搬出先等は決まっておらず、発生土の処理は今後決定する民間事業者が行い、組合は適切な処理・処分を確認するというだけでは、環境影響評価とは言えない。事業者として責任を持った発注条件を定め、関係者の意見を求めるべきである。	場内利用可能量を上回る残土が発生した場合は、民間事業者は組合と協議し処分・利用計画を決定することとしています。また、計画どおり処理が行われているかについても組合が確認します。

表 10.2.1(15)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
34	＊　シイ・カシ二次林の保全策を 方法書への意見「＊p209 配慮書への知事意見“木曽川の両岸に点在する樹林地のうち比較的大きなシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した経緯について、その内容を分かりやすく示すこと。”への見解は、“…検討経緯など、第２章に詳細を記載しました。”とあるのは、…江南市が市内５か所の候補地について、評価基準を○、△、×で評価したというものだが、…知事意見が意味している「なぜシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した」のかに答える内容になっていない。…準備書以降の手続きでシイ・カシ二次林の保存のため、…環境保全措置を充分検討すべきである。」に対し、“事業実施区城を選定した理由は…敷地面積やアクセスのしやすさ等、一定の評価基準を設定して決定しました。現地調査の結果、事業実施区域周辺のシイ・カシ二次林…このような樹林地が周辺もあることが明らかになりました。群落は、単木の移植により成立するものではないため、樹林の移植といった方法を保全措置とすることは現実的ではありませんので、事業実施区域内の樹木については緩衝緑地等、可能な限り残置するように努めます。”p230 とあるが、「可能な限り」では環境影響評価とは言えない。その内容を具体的に示すべきである。	建物配置、緑地等については、民間事業者決定後に検討を行っていくことから、現時点では具体的な内容をお示しすることはできませんが、事業実施区域内緩衝緑地内の樹木等は、可能な限り残置する方針とし、周辺への環境影響をより低減できるよう検討を行ってまいります。
35	＊　幹線交通を担う道路等の出典を明示すべき 方法書への意見「＊p128 騒音に係る環境基準のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)として、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下が記載されているが、出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年　環境庁告示第 64 号)だけでは、“幹線交通を担う道路に近接する空間”がどの道路のことか分からない。高速道路、国道、県道、４車線以上の市道などと 2001 年１月５日環大企第３号で通知されているだけであることを明記すべきである。」に対し、“ご意見を踏まえ、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当する道路(国道、県道等)について、説明を追記しました。”p229 とあるが、表現が不十分である。 表 3.2.22(3)幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)p131 では、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年　環境庁告示第 64 号)と「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年　環大企 257 号)が併記してあるが、表 3.2.22(3)の環境基準(特例)だけが、平成 10 年　環境庁告示第 64 号にあるだけで、注１)「幹線交通を担う道路」と注２)「幹線交通を担う道路に近接する区域」は両者とも、平成 10 年　環大企 257 号で、環境省が勝手に定めた定義であることを明確にできるよう表現すべきである。	騒音に係る環境基準の内容については、必要な追記を行っていることから、適切な表記であると考えております。
36	＊　道路交通騒音要請限度の性格を正しく把握すること 方法書への意見「＊p130 自動車騒音に係る要請限度の注１)で“要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、騒音規制法第 17 条を正確に引用すべきである。“措置を執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するものとする」と非常に厳格な表現で市長村長の義務を定めている。」に対し、“ご意見を踏まえ、記載の内容を修正しました。”p230 とあり、自動車騒音に係る要請限度 p133 では正しく修正されている。今後こうしたことのないよう十分注意されたい。	ご意見いただきありがとうございました。

表 10.2.1(16)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
37	＊　道路交通振動要請限度の性格を正しく把握すること 方法書への意見「p132 自動車振動に係る要請限度の注）で“要請限度とは、自動車振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、または県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、振動規制法第 16 条を正確に引用すべきである。」に対し、“措置を執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するものとする」と非常に厳格な表現で市長村長の義務を定めている。」に対し、“ご意見を踏まえ、記載の内容を修正しました。”p230 とあり、道路交通振動に係る要請限度 p135 ではそれらしく修正されているが、“道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請”は不正確である。「道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請」と正確に記載するべきである。	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。
38	＊　放流水質の予測・評価を 方法書への意見「＊p217 環境影響評価の項目…水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)について、“プラント系排水…場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後…既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、主たる排水となる合併浄化槽で処理する生活排水の内容を示さないまま、“排水先に対する本事業における負荷量はわずか”と断定することはできない。 環境影響評価の項目として選定し、少なくとも、排水先の水質、水量を調査し、必要な規模の合併浄化槽の人槽、水量、水質を決定し、排水先にどの程度の影響が出るのかを予測・評価すべきである。富栄養化についても…同様の理由で選定すべきである。」に対し、“生活排水は合併処理浄化槽で適正に処理した後、放流する計画であり、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定していません。”p233 とあるが、合併処理浄化槽の水量、水質、運搬車両からのごみの散乱、流出による雨水汚染を考慮し、評価項目として選定すべきである。	事業地からの排水は生活排水及び雨水のみとなります。生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う計画であり、放流水の BOD 濃度は浄化槽法に定める 20 mg/L 以下とすること、また、生活排水の量は、同規模の類似施設での実績等から１人あたり 100L/日程度と想定しており、50 人程度の職員が勤務すると考えると、施設からの生活排水は、１日あたり５㎥程度と想定しています。 以上のことから、本事業による負荷は小さく、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定しておりません。 なお、運搬車両からのごみの散乱、流出については、基本的に作業は建屋内で行うことで飛散を防止するとともに、適宜、敷地内の清掃に努めるなど適切に運営・管理してまいりますので雨水が混じることはありません。

表 10.2.1(17)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
5　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、及び評価の手法に関する意見（計１意見）		
39	＊p260　現在計画されているその他事業を具体的に予測すべき “現段階で予測諸元の設定が可能な①新愛岐大橋（仮称）建設事業の供用時については、現地調査結果に基づく予測とともに、参考として本事業の共用時における車両走行に関する予測（大気質、騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場）を行うこととする。…②や③の事業については、詳細な計画等が未定であるものの、可能な範囲で予測（動物、植物、生態系、景観)に含めることとする。…②及び③は江南市が事業者となり②は緊急時の防災拠点となることは決定しているものの、具体的な工事の実施時期や工事の内容、供用後の利用方法については、いずれの計画も現段階では未定である。”p260 とあり、具体的な工事内容は未定である。こうした段階でごみ処理場だけを単独で環境影響評価することにはほとんど意味はない。②、③の事業のおおまかな構想を明らかにして、①新愛岐大橋と同様に必要な項目で予測に含めるべきである。 少なくとも、景観予測で“事業実施区域東側については堤防道路高さまで盛土を行う想定で、事業実施区域西側については更地となる想定で予測を行った。”p711 くらいは記載しておくべきである。 	環境影響評価は、個々の事業において、その事業を行うことによる環境影響について、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し意見を聞くことで、環境の保全の見地からより望ましい事業計画にしていく制度です。 このため、事業者が各々の事業について環境影響評価を実施することが基本となりますが、より実態を踏まえた予測・評価、及び環境保全措置の検討を行い、その結果を住民の皆様にお示しするため、周辺開発の状況について入手できる情報をできる限り収集し、現時点で対応が可能な項目について、予測・評価を行いました。 なお、ご指摘のあった景観予測に関する②、③に関する説明については、評価書において記載いたします。
6　環境影響の調査、予測及び評価に関する意見（計 55 意見）		
（１）大気質に関すること（９意見）		
40	＊　大気予測のプルームパフモデルの再検討を 方法書への意見「＊p210、＊p223、＊p225 等　配慮書への知事意見“事業実施想定区域が木曽川沿いに位置しているため…大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“大気質の調査、予測及び評価の手法について検討し、その結果を第７章に記載しました。”とあるが、第７章…p213～270 では、その内容に全く触れていない。…見解と同じ文章をくり返しているだけである。…予測の基本的な手法として、プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーション p223 を選定した理由について触れるべきである。そもそもの発端は、横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会が…2017 年２月 20 日に公害調停合意が成立し、…「プルーム・パフ」モデルではなく、３次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。…予測手法の妥当性を検討すべきである。」に対し、“大気質の短期予測にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(2006 平成 18 年９月環境省)等のマニュアルを参考にするとともに、気象調査(地上気象、上層気象)の観測結果も踏まえて、予測を行いました。予測手法の選定理由等については、「第６章」及び「第８章 8.1 大気質」に記	３次元流体モデルについては、起伏の多い複雑な地形での予測に用いられます。対象事業実施区域は、木曽川沿いの平坦な地形となっており、また、周辺についても、大気質の拡散に影響を及ぼすような地形はみられないことから、大気質の予測において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用いて予測・評価を行っています。

表 10.2.1(18)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

<table>
<tr><th>番号</th><th>意見書の意見の概要</th><th>都市計画決定権者の見解</th></tr>
<tr><td>40</td><td>（続き）載しました。”p231 とある。
しかし、車両の大気“予測式は、「国土技術政策総合研究所資料　第 714 号　道路環境影響評価の技術手法(2012 平成 24 年度版)」…に示される大気拡散計算式　プルーム式及びパフ式)を用いた。p358 建設機械稼働、施設稼働の大気“予測式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(2000 平成 12 年 12 月公害研究対策センター)に示される大気拡散計算式（プルーム式及びパフ式）を用いた。p371 というだけで、選定理由は記載していない。2006 年の古いマニュアルにこだわり、2017 年２月に公害調停合意されたような３次元流体モデルなど最適な方法との比較は行っていない。きちんとした再検討が必要である。</td><td></td></tr>
<tr><td>41</td><td>＊　地上は上空の風向と相関があるのか
方法書への住民意見「地点間及び計画地内での調査地点との間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。」に対し、“事業実施区域での気象調査結果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。このため、事業実施区域での調査結果を基に、大気質の予測を行っております。”p234 とあるが、現地調査結果では、“全季における高度 50m の最多風向は WNW(西北西)及び NW(北西)で出現頻度が 10.3%、…高度 1,000m の最多風向は SSE(南南東)で出現頻度が 19.2%であった。”p343 という表現だけであり、見解のように、上空の風向・風速と相関がみられるとは書いてない。高度 200m から上空は SSE の風向が多く、特に高度 1,000m での風向は全季で 19.2%もある。また,高度 500m までは常識的に NW が最多風向であるが、500m 以上では NNW が多くなる。こうした点の評価を加えるべきである。
<table>
<tr><th>期間</th><th>高度(m)</th><th>SSE</th><th>WNW</th><th>NW</th><th>NNW</th></tr>
<tr><td rowspan="8">全季</td><td>0</td><td>4.5</td><td>7.6</td><td>12.9</td><td>4.9</td></tr>
<tr><td>50</td><td>8.0</td><td>10.3</td><td>10.3</td><td>5.8</td></tr>
<tr><td>100</td><td>8.5</td><td>9.8</td><td>13.8</td><td>5.8</td></tr>
<tr><td>200</td><td>10.3</td><td>7.6</td><td>15.2</td><td>7.1</td></tr>
<tr><td>300</td><td>11.6</td><td>8.5</td><td>12.9</td><td>12.9</td></tr>
<tr><td>500</td><td>11.6</td><td>2.2</td><td>17.0</td><td>14.7</td></tr>
<tr><td>1,000</td><td>19.2</td><td>4.9</td><td>9.8</td><td>15.6</td></tr>
</table>
高度別風向出現頻度（全日）　準備書 p343 抜粋</td><td>地上と上空の風向・風速の相関については、地上の風向・風速に対して高度 50ｍ、100ｍ、200ｍ、300ｍ、500ｍの風向・風速のベクトル相関をそれぞれ確認しています。上空に行くほど地上との相関係数は小さくなりますが、高度 500ｍの地点においても高い相関関係（0.835）がみられることから、事業実施区域での調査結果を基に大気質の予測を行っております。</td></tr>
</table>

表 10.2.1(19)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
42	＊　地上は上空の風速と相関があるのか 方法書への住民意見「地点間及び計画地内での調査地点との間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。」に対し、事業実施区域での気象調査桔果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。このため、事業実施区域での調査結果を基に、大気質の予測を行っております。p234 とあるが、現地調査結果で高度別平均風速の図ｐ354 が示してあるが、予測条件の風“べき乗則の式により地上高１ｍ の風速に補正して用いた。”p364 の式の確認のため、現地調査結果にべき乗則の式より導いた図を追記し、風速の評価をすべきである。 $U = U_0 \cdot (H/H_0)^P$　準備書 p364 ［記　号］ U：高さHmにおける推計風速（m/秒） U_0：基準高さH_0の風速（m/秒） H：排出源の高さ（m） H_0：基準とする高さ（測定高さ＝10m） P：べき指数（郊外：1/5）	大気質（供用時）の予測に用いたべき指数は、p388 の表 8.1.57 に示しており、事業実施区域における上層気象調査結果を用いて求めた値となっております。また、そのグラフについては、図 8.1.7 高度別平均風速(p350)のとおりとなります。
43	＊　p377　建設機械の稼働予測にも付加率を 建設機械の稼働による大気予測結果(年平均値)が、最大着地濃度地点の付加濃度、バックグラウンド濃度、将来濃度が示されているが p377、施設稼働の大気予測結果 p397、398 と同様に付加率を追記すべきである。例えば、二酸化窒素は将来濃度 0.0084ppm（準備書では 0.008ppm と記載)に 16.8％もの負荷があることになる。建設機械はこのように負荷率が高いため、環境基準を超えないからと言って、安易な評価をすべきではない。現況濃度が 2 割増しにもなる状況をどう評価するかが大事である。	建設機械の稼働による大気質の予測（年平均値）は、影響が最大となる時期の事業実施区域敷地境界における最大の付加濃度を予測しているため、現況のバックグラウンド濃度に対しての負荷率は比較的高くなります。そのような条件においても環境基準を満足しており、また、事業実施区域から比較的近い距離で付加濃度が大きく減衰していくと予測されることから、本事業により著しい影響は生じないものと考えています。 このように一時的に高濃度となるものについては、負荷率ではなく、影響が最大となる場合の値と整合を図るべき基準との対比を行うことで事業の影響を評価しております。
44	＊　p405～417 工場稼働時に大気が悪化する 1 時間値の割合を 工場稼働時に大気が悪化する「大気安定度不安定時」、「上層逆転時」、「接地逆転層崩壊時」、「ダウンウォッシュ時」、「ダウンドラフト時」が年間のうちにどれぐらいの割合で発生するのかを、予測結果の一覧表に追記して、理解しやすいようにすべきである。	大気安定度不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時の各ケースにおける最大着地濃度の出現する気象条件の出現頻度は、準備書 p.417 の表 8.1.72 の注６）にそれぞれ記載しています。
45	＊　p405～417 工場稼働時の 1 時間値予測にも付加率を 工場稼働による大気予測結果(１時間値)が、最大着地濃度地点の付加濃度、バックグラウンド濃度、将来濃度が示されているが、p405、407、413、414、415、417、施設稼働の大気質予測結果 p397、398 と同様に付加率を追記すべきである。例えば、二酸化窒素のダウンドラフト時には 0.0500ppm と、短期暴露指針値 0.1～0.2 以下の半分に近づくため、“環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。”p430 という安易な評価をすべきではない。	施設稼働時の１時間値の予測については、各種の気象条件における影響が最大となるケースでの予測結果であり、実際の気象条件下での出現頻度はそれぞれ 0％～2.7％程度となっています。そのような条件においても環境基準を満足していることから、本事業により著しい影響は生じないものと考えています。 このように一時的に高濃度となるものについては、負荷率ではなく、影響が最大となる場合の値と、整合を図るべき基準との対比を行うことで事業の影響を評価しております。

表 10.2.1(20)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
46	＊　p398　水銀の寄与率が高すぎる 水銀の予測結果（煙突派出ガス：年平均値）の最大着地濃度地点（東南東側 560m 地点）で付加濃度が 0.00015μg/m³で、バックグラウンド濃度の 0.0021μg/m³に付加されて将来濃度が 0.00225μg/m³（準備書では 0.002 と記載）となるため、付加率は 6.7%にもなる。p398 同じ地点で二酸化窒素の負荷率は 0.4%、浮遊粒子状物質の負荷率は 0.3%などと比べてあまにも高すぎる。これは水銀の自主基準値が法規制値と同じ 30μg/m³であることが原因と思われる。自主基準値を１桁ぐらい下げることは可能であり、再検討すべきである。	水銀についても他の物質と同様に、安全側の設定により、排出ガスの自主規制値に対して最大濃度が生じた場合を条件として予測しています。また、水銀については、物質の燃焼反応によって生じるものではなく、搬入されるごみの中に混入した体温計、蛍光灯等の水銀を含む廃棄物を焼却処理した場合に生じるものです。 このため、分別回収の徹底や搬入ごみに対する内容物の確認等により、水銀を含むごみを焼却処理しないよう適切に管理していくことで、実際には自主規制値を十分下回る濃度で施設を運転していくことが可能と考えています。
47	＊　塩化水素の評価は不十分 方法書への意見「＊p230　…塩化水素の基準・目標について“「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（環境庁大気保全局長通達…）による塩化水素の目標環境濃度”とあるが、この通達では「目標環境濃度は日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度（上限値５ppm）を参考として、0.02ppm とし、…設定した。」とある…しかし、この目標環境濃度 0.02ppm は労働環境濃度（上限値５ppm）の 0.4%を参考としただけであり、特に根拠のある数値ではないことに留意した評価が必要である。」に対し、“大気質の評価…目標環境濃度 0.02ppm との対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。”p234 とあるが、回避・低減の観点では“煙突排出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも…１時間値で…塩化水素が 0.0056ppm であり、環境への影響の程度は小さいと判断する。さらに、環境保全措置を実施する。…”p430 だけであり、将来濃度 0.0063ppm の９割近くを占めることについて、事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかの検討もされていない。	塩化水素については、法令等による規制基準値（430ppm）に対してより厳しい値である自主規制値（10ppm）を設定しています。これにより、塩化水素は、目標環境濃度を十分に下回る値になると予測・評価しました。 なお、施設の運転に関しては、自主規制値を遵守できるようさらに厳しい値で運転管理を行うため、実際の排出濃度は自主規制値よりも小さくなることから、事業者の実行可能な範囲で影響は回避・低減されているものと考えています。
48	＊　水銀の評価は不十分 方法書への意見「＊p230…水銀の基準・目標について“「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年環境省通知…）による水銀の指針値”とあるが、この通知では「…水銀蒸気の長期暴露に係る指針値として、年平均値 0.04μg/m³以下を提案する。」と、水銀蒸気の長期暴露に係る指針値を示したもので、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することとは異なっているため注意が必要である。…」に対し、“大気質の評価…年平均値 0.04μg/m³との対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。”p235 とあるが、回避・低減の観点では“煙突排出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で…水銀が 0.00015μg/m³…であり、環境への影響の程度は小さいと判断する。さらに、環境保全措置を実施する。”p430 だけであり、期間平均値の現況濃度 0.0020～0.0024μg/m³（p330）との比較も行わず、事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかは検	水銀については、一般大気環境中の水銀は大部分が水銀蒸気（ガス状水銀）として存在し、他の化学形態は通常極めて微量であることから、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示されるとおり、長期暴露による健康被害を未然に防止する観点より水銀蒸気（ガス状水銀）の長期暴露に係る指針値として年平均値 0.04μg/m³が設定されています。 準備書では現地調査結果を現況のバックグラウンド濃度とし、それに本施設からの水銀の予測結果を加えた将来濃度について、この指針値との対比を行うとともに、付加濃度の寄与率を整理し、p.398 の表 8.1.65(4)に示しております。

表 10.2.1(21)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
48	（続き）討もされていない。また、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することについての見解が示されていない。	
（２）騒音及び超低周波音に関すること（９意見）		
49	＊　建設作業騒音の予測時期は問題 方法書への意見「＊p233　建設作業等騒音の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な騒音発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での騒音発生量が最大の時が、敷地境界での騒音最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。」に対し、“予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、事業実施区域全体での騒音発生量が最大の時期を設定しました。”p235 と方法書と同じであり、何の検討もしていないのは不誠実である。	事業実施区域の西側に最寄りの住居がみられます。予測対象時期は、メーカーヒアリング結果をもとに、合成騒音パワーレベルが最大となる土木建築工事（杭工事、掘削工事）時期としました。建物付近での工事となるため、特に西側敷地境界には十分近い距離であると考えられます。また、敷地境界で想定される作業（外構工事）については、複数台の重機が集中的に稼働することはないと考えられることから、合成最大パワーレベルが大きくなる時期を予測対象時期としました。 また、建設機械の配置については、杭工事・掘削工事であることから、建屋の建設場所での工事となり、工事の流れを考慮して建設機械の配置を設定しております。 なお、工事にあたっては、具体的な工事計画を踏まえ、必要に応じ、防音パネルの設置等について検討してまいります
50	＊p455～456　建設作業騒音予測は主たる音源が敷地に近い場合を 建設機械の音源条件では、◎杭打機３台と▲ラフタークレーン３台のパワーレベルが 117dB と大きく、ほとんど、この配置で騒音は決定される。建設機械の配置図では、◎杭打機がピット部分に集中しているが、地上から 34m もの建屋を建設するため、建屋全面で杭打機を使用するはずである。もし建屋南側で杭打機 1 台を使用すれば、建設騒音が最大 79dB、p457 の南側敷地では、もっと大きな騒音となるはずである。また、▲ラフタークレーンも、敷地内のどこでも移動でき、西側最寄住宅地付近の 63dB や北西の近接敷地境界では、1 台が敷地まで 10m 程度に近づけるため、規制基準 85dB さえ超えるかもしれない。	同上

表 10.2.1(22)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
51	＊p455～456　建設作業騒音の試算 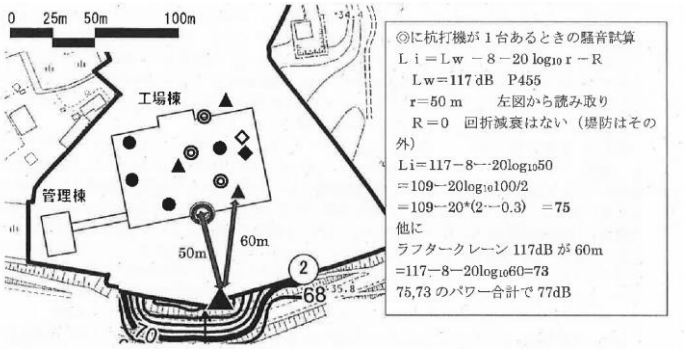 建設作業騒音を確認するために、最大騒音レベルが 79dB だった敷地南側について、そこに最も近い建屋南中央に◎杭打機が 1 台だけある場合を、準備書に従って試算してみると、敷地までの距離上ｒ＝50ｍと図から読み取れるので、敷地では 75dB にもなり、これに配置図のラフタークレーン 117dB が 60ｍとして加えると、77dB と、全機稼働の予測結果 79dB に近くなり、このほかの音源を加えると、規制基準の 85dB も超えてしまう恐れもあるので、予測対象時期を都合のいい時期だけにするのではなく主要音源が敷地境界に近い場合の再確認が必要である。	同上
52	＊p457　最寄り住宅の建設作業騒音は環境基準で比較を 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果（L_{A5}）で、“敷地境界における建設作業騒音レベルの最大値は 79 デシベルであり、特定建設作業に係る規制基準値である 85 デシベルを下回る。”としかなく、敷地境界から離れた地点３、４は最寄り住宅地付近の結果について触れていない。 それにも関わらず予測結果の表では、地点１～４すべて規制基準値が記載してあり、いかにもすべての地点が規制基準値以下だから問題ないととれる表現である。 少なくとも予測結果の表では、敷地境界から離れた地点は環境基準（地点３：昼間 55dB、夜間 45dB、地点４：昼間 65dB、夜間 60dB）を記載すべきである。当然ながら、建設機械稼働の評価でも、“敷地境界において最大 79 デシベルであり、特定建設作業騒音の規制基準値以下となっている”p485 という地点１、２の評価だけではなく、地点３、４について環境基準、現況値との比較を行うべきである。	予測については、工事期間中の建設機械の稼働による影響が最も大きくなる時期について行っており、その場合でも最大レベル地点において建設作業の規制基準を満足していることを確認しています。他の地点については、参考として記載しているものです。
53	＊　道路交通騒音の特例の環境基準を念頭に評価を 方法書への意見「＊p236　道路交通騒音の評価の手法として、基準・目標は「騒音に係る環境基準について」としているが、…幹線交通を担う道路としては、中央環境審議会の答申を経た環境省の告示ではなく、2001 年１月５日環大企第３号で通知されているだけであり、高速道路、国道、県道、４車線以上の市道などである。今回の５地点はいずれも県道であるため、特例の環境基準を当てはめることになる。しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決（2010 年５月 20 日）の最高裁決定により…損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度５dB 上回るような特例の環境基準は廃止すべきものであることを理解したうえで、評価をすべきである。」に対し、“工事用車両や関係車両の走行による騒音の増加を低減できるよう、２市２町及び組合で協力し、低公害車の使用や適切な運行計画策定等の措置を講じてまいります。”p235 とあるが、形ばかりの環境保全措置を求めているのではなく、評価の基準の問題を理解して評価することを求めている。	道路交通騒音の将来騒音レベルは、予測の結果、特例の環境基準を満足します。このうち本事業による増加分は、供用時において最大で 0.3 デシベルであり１デシベル未満の増加となっています。 本来は、特例の環境基準ではなく、道路に面する環境基準を満足することが必要であることを理解しております。本事業が環境基準達成の支障とならないよう、実行可能な騒音低減対策を講じることが重要と考え、低公害車の使用や適切な運行計画策定等の措置を講じていくこととしております。

表 10.2.1(23)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
54	＊p446　道路交通騒音予測式の変更点の説明を “予測は、「ASJ RTN-Model 2018（日本音響学会式）」の予測式により行った。”p446 とあるが、従来の ASJ RTN-Model 2013 改定の内容をまず説明すべきである。これは日本音響学会誌 75 巻４号（2019）に掲載されたもので、今回の予測に直接関係するものは、①自動車走行騒音のパワーレベルを舗装種別に変更、②自動車走行騒音の周波数特性の変更、高機能舗装Ⅱ型の追加に伴い、回折計算式の係数を見直し。③築堤等の厚みのある障害物と張り出し型遮音壁の回折の計算方法を変更（日本音響学会誌 75 巻 p189）などであり、それぞれをどう適用したかも記載すべきである。 例えば、①舗装種別のパワーレベルとなったので、まず舗装種別を明記する必要があり、道路条件 p449 に、地点１～５ともに“アスファルト舗装”としてあるが、ASJ RTN-Model 2018 では、密粒舗装：密粒度アスファルト混合物を使用した舗装、排水性舗装：ポーラスアスファルト混合物を使用した舗装（高機能舗装Ⅰ型あるいは単に高機能舗装、低騒音舗装と呼ぶこともある。最大粒径 13mm、設計空隙率 20％の舗装）、高機能舗装Ⅱ型：排水性舗装と比べ表面のきめ深さは類似している（最大粒径は 13mm）が、内部は水密性が高い舗装（耐久性に優れている）、の３分類されており、“アスファルト舗装”だけでは、どのアスファルト舗装か不明である。低騒音舗装ではなさそうなので、密粒舗装の条件を用いたと思われるが、予測条件として明記すべきである。ただし、現地調査では“道路横断面構成は、図 8.2.3 に示すとおりである。いずれの地点も平坦であり、アスファルト（密粒）舗装となっている。”p441 また、密粒舗装におけるパワーレベルは、予測の２車種分類では小型車類：$L_{WA,I}$＝45.8+30 logＶ、大型車類：$L_{WA,I}$＝53.2+30 logＶ（p446）となっており、従来の ASJ RTN-Model 2013 と比べ、小型車類：$L_{WA,I}$＝46.7+30 logＶより約１dB 小さくなっている（日本音響学会誌 75 巻 p198）。こうした違いを注記しておくべきである。	ご指摘いただいたとおり、予測条件とした舗装種別については、密粒舗装を用いております。それが明確にわかるように評価書で修正します。 なお、日本音響学会式について、使用した予測式（ASJ RTN-Model 2018）については明確にする必要がありますが、変更点の記載までは環境影響評価の図書では必要ないと考えます。
55	＊p447　予測式 ASJ RTN-Model 2018 にない式【等価騒音レベル算出式】で、$L_{Aeq,1}$＝L_{AE}+10 logＮ－35.6 とあるが、この式は出典の ASJ RTN-Model 2018 にはない。特に 35.6 という係数には疑問がある。 金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書 2017 年 10 月では「工事関係車両の騒音予測手法が“予測は、ASJ RTN-Model 2013 の予測式により行った。”とあるが…“各車線・車種ごとに算出されたＡ特性単発騒音暴露レベルは、次式により等価騒音レベル（L_{Aeq}）へ換算した。L_{Aeq}(n)＝L_{AE}+10 log Ｎ－35.6”の部分は、出典の ASJ RTN-Model 2013 では示されていない部分であり、勝手な係数があるように見える。L_{Aeq},(n)＝L_{AE}+10 log Ｎ－35.6 はL_{Aeq},(n)＝ＬAE+10 log(Ｎ/Ｔ)、Ｔ＝3600（秒）と表現すべきである。」の意見に対し、見解で「ご指摘の通り、ASJ RTN-Model 2013 にＡ特性単発騒音暴露レベルから等価騒音レベル（L_{Aeq}）への換算は、L_{Aeq},(n)＝L_{AE}+10 log(Ｎ/Ｔ)、Ｔ＝3600（秒）が正しい記載であり、評価書において訂正いたします。」という経過があり、評価書では解決された。ASJ RTN-Model 2018 と ASJ RTN-Model 2013 でこの部分は変わらないので同じ問題を起こしているのではないか。	$L_{Aeq,1}$＝L_{AE}+10 logＮ－35.6 は、L_{Aeq},(n)＝L_{AE}+10 log(Ｎ/Ｔ)、Ｔ＝3600（秒）を展開した式です。ご指摘のとおり修正します。

表 10.2.1(24)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

<table>
<tr><th>番号</th><th>意見書の意見の概要</th><th>都市計画決定権者の見解</th></tr>
<tr><td>56</td><td>＊　新愛岐大橋供用後の交通量変化は
〈参考〉新愛岐大橋（仮称）供用時における道路交通騒音の予測結果 p476 で、“地点２～５については、新愛岐大橋（仮称）の供用により一般交通量が減ることから、地点１を除き現況騒音レベルよりも減少”とあるが、参考とはいえ予測条件の交通量は準備書本編に記載すべきである。資料編にあるからいいという問題ではない。また、その位置も明記すべきである。
その上で、現在の愛岐大橋の東側（木曽川上流）約２km に設置する新愛岐大橋ができることによる交通量変化が、地点１（江南関線）だけで増加し、地点２～５では減少する（地点２では大型車は増加する）ということの理論的解釈を求める。

表8.2.23　予測地点の一般交通量
準備書 p474
単位：台/16時間
<table><tr><th>予測地点</th><th>大型車</th><th>小型車</th><th>合計</th></tr><tr><td>地点１　江南関線</td><td>1,104</td><td>9,712</td><td>10,816</td></tr><tr><td>地点２　浅井犬山線西側</td><td>869</td><td>9,986</td><td>10,855</td></tr><tr><td>地点３　浅井犬山線東側</td><td>897</td><td>11,122</td><td>12,019</td></tr><tr><td>地点４　草井羽黒線</td><td>2,817</td><td>10,018</td><td>12,835</td></tr><tr><td>地点５　小渕江南線</td><td>1,768</td><td>8,940</td><td>10,708</td></tr></table>
表 3-4-3　新愛岐大橋（仮称）供用時の一般交通量（増計値）
単位：台/日（24時間）
<table><tr><th>地点</th><th>大型</th><th>小型</th></tr><tr><td>地点１　江南関線</td><td>2,000</td><td>9,800</td></tr><tr><td>地点２　浅井犬山線西側</td><td>1,000</td><td>4,500</td></tr><tr><td>地点３　浅井犬山線東側</td><td>1,500</td><td>4,500</td></tr><tr><td>地点４　草井羽黒線</td><td>2,500</td><td>10,400</td></tr><tr><td>地点５　小渕江南線</td><td>1,200</td><td>7,700</td></tr></table>資料編 p370</td><td>新愛岐大橋（仮称）供用時における予測については、周辺住民の皆さまの関心も高いことから、参考として行ったものです。このため、予測結果のみを本編に記載し、予測条件等の資料については、資料編に記載しております。
なお、ご意見のありました交通量変化が地点１のみ増加する件につきましては、「新愛岐大橋（仮称）の供用により、これまで他の渡河部（橋等）を利用していた地点１周辺の交通の流れが新愛岐大橋（仮称）に向かうようになること」が要因であると考えられます。</td></tr>
<tr><td>57</td><td>＊　低周波は手引書の参照値のすべてを適用すべき
方法書への意見「＊p237　低周波音の評価の手法として、“…通常の項目にある基準・目標がない。しかし、環境省は「低周波音問題対応の手引書（平成 16 年６月）」で、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値を示している。この参照値を基準・目標とすべきである。なお…留意事項で「本参照値は、…対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値…などとして策定したものではない。」”とあるが、苦情の発生の可能性を評価するための参照値として十分耐えうるものであり、他の事業者も環境影響評価の基準並みに扱っている。…豊橋田原ごみ処置施設（業務委託者は、同じ八千代エンジニヤリング株式会社　名古屋支店）でも、準備書（2019 年１月）で手引書の心身に係る苦情に関する参照値との比較をしている。」に対し、“ご意見も踏まえ、「心身に係る苦情に関する参照値」との比較を行いました。”p236 とあるが、豊橋田原ごみ処理施設と同様に、“心身に係る苦情に関する参照値はＧ特性 92 デシベルを下回っている”p486 というだけで不十分なものである。
環境省の「低周波音問題対応の手引書」は心身に係る苦情に関する参照値Ｇ特性 92 デシベルとあるが、基本は 1/3 オクターブバンド周波数ごとの参照値（物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値）を示しており、物的、心身それぞれについて 1/3 オクターブバンド中心周波数ごとの参照値を用いるべきである。
ちなみに名古屋市南陽工場設備更新事業（2020 年８月）の環境影響評価書 p276 では、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値それぞれについて 1/3 オクターブバンド中心周波数ごとの音圧レベルとＧ特性音圧レベルを予測し、評価を行っている。

表 2-5-4　低周波音の予測結果
名古屋市南陽工場設備更新事業（2020年８月）の環境影響評価書 p276
単位：dB
<table><tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">G特性</th><th colspan="16">1/3オクターブバンド中心周波数（Hz）</th></tr><tr><th>1</th><th>1.25</th><th>1.6</th><th>2</th><th>2.5</th><th>3.15</th><th>4</th><th>5</th><th>6.3</th><th>8</th><th>10</th><th>12.5</th><th>16</th><th>20</th><th>25</th><th>31.5</th><th>40</th><th>50</th><th>63</th><th>80</th></tr><tr><td>敷地境界</td><td>81</td><td>82</td><td>78</td><td>76</td><td>74</td><td>74</td><td>72</td><td>71</td><td>70</td><td>71</td><td>75</td><td>69</td><td>69</td><td>68</td><td>70</td><td>74</td><td>70</td><td>74</td><td>73</td><td>77</td><td>68</td></tr><tr><td>物的苦情に関する参照値</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>75</td><td>77</td><td>80</td><td>83</td><td>87</td><td>93</td><td>99</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>心身に係る苦情に関する参照値</td><td>92</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>92</td><td>88</td><td>83</td><td>76</td><td>70</td><td>64</td><td>57</td><td>53</td><td>47</td><td>41</td></tr></table>注）参照値は、「低周波音問題対応の手引書」（環境省，平成16年）に示されている、固定発生源から発生する低周波音について苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断するための目安である。</td><td>低周波音の基準又は目標としては、「道路環境影響評価の技術手法」に示される「心身に係る苦情に関する評価指針」を用いています。
なお、不採用とした「1/3 オクターブバンドの音圧レベル」の評価については、苦情等があった場合に、その発生源を特定するための判断に用いる位置づけでもあり、環境省としては環境影響評価を行う上での評価指針として用いることとしていないことから、今回、採用しておりません。</td></tr>
</table>

表 10.2.1(25)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
（３）振動に関すること（４意見）		
58	＊　建設作業振動の予測時期は問題 方法書への意見「*p240建設作業等振動の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な振動発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での振動発生量が最大の時が、敷地境界での振動最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。」に対し、“予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、業実施区域全体での騒音発生量が最大の時期を設定しました。”p236と方法書と同じあり、何の検討もしていないのは不誠実である。	予測対象時期は、メーカーヒアリング結果をもとに、合成振動パワーレベルが最大となる土木建築工事（杭工事、掘削工事）時期としました。建物付近での工事となるため、特に西側敷地境界には十分近い距離であると考えられます。また、敷地境界で想定される作業（外構工事）については、複数台の重機が集中的に稼働することはないと考えられることから、合成最大パワーレベルが大きくなる時期を予測対象時期としました。 また、建設機械の配置については、杭工事・掘削工事であることから、建屋の建設場所での工事となることから、工事の流れを考慮して建設機械の配置を設定しております。 また、詳細な工事計画を検討する段階において、周辺への環境影響をより低減できるよう検討してまいります。
59	*建設作業振動の試算　規制基準を超える場合もある 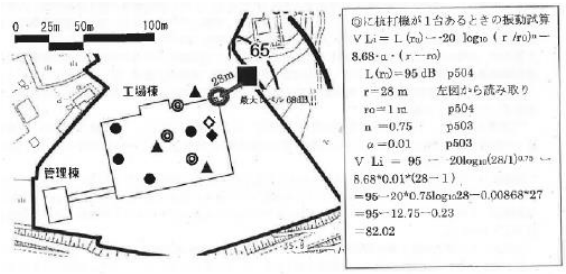 建設作業振動を確認するために、最大振動レベルが68dBだった敷地東側について、そこに最も近い建屋北東角に◎杭打機が1台だけある場合を、準備書に従って試算してみると、敷地までの距離上r＝28mと図から読み取れるので、敷地では82dBにもなり、全機稼働の予測結果68dBより14dBも大きくなるし、規制基準の75dBも超えてしまう。予測対象時期を都合のいい時期だけにしたためである。 関連して、評価結果の②建設機械の稼働等、b)環境保全に関する基準等との整合性に係る評価“建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界において最大68デシベルであり、特定建設作業振動の規制基準値以下となっている”p526は、再検討すべきである。	同上

表 10.2.1(26)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
60	＊　施設振動の評価は感覚閾値でも行った 方法書への意見「*p241　施設からの振動の評価の手法で、基準・目標に、…規制基準がかかげてあるが、法規制を守るのは当たり前、このような値以下だから問題なしとするようでは環境影響評価の意味がない。削除すべきである。また、基準・目標に、“振動の感覚閾値”があるが、振動については環境基本法に基づく環境基準は設定されていないため、この振動の感覚閾値で比較することは適切と思われる。規制基準を削除し、振動の感覚閾値だけで評価すべきである。」に対し、“ご意見のとおり、施設の運営にあたって法規制を遵守することは当たり前ですが、遵守できる施設であることをお示しすることも、環境影響評価で実施すべきことと考えております。なお、施設からの振動については自主規制値を新たに設定したため、自主規制値との比較も行っています。”p236とある。“機械等の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界の最大で昼間、夜間ともに54デシベルであり、規制基準値及び自主規制値を満足し、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合が図られている。“p526と、規制基準値、自主規制値、振動感覚閾値をそれぞれ振動の環境保全に関する基準等としているのでよしとする。ただし、敷地境界の最大で昼間、夜間ともに54デシベルと自主規制値、振動感覚閾値の55dBぎりぎりであるため、事業者の努力で施設配置などさらなる具体的な措置を検討し、自主基準値をさらに低減する努力をすべきである。	詳細な工事計画を検討する段階において、可能な限り周辺環境に対し影響を低減できるよう検討を行ってまいります。
61	＊　道路交通振動の評価も感覚閾値でも行った 方法書への意見「*p243…基準・目標が“「道路交通振動の要請限度」”となっているが、これは、振動規制法第16条で「限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、施設からの振動の評価で用いる“振動の感覚閾値”とすべきである。」に対し、“ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました。”p236,p285とある。資材等の搬入及び搬出も廃棄物等の搬入及び搬出も“道路交通振動の将来振動レベルは、…すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。“p526,527と、要請限度に加えて振動感覚閾値を振動の環境保全に関する基準等としているので結果としてはよしとするが、環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度を基準等とするのは異質であり、要請限度を評価書では削除されたい。	「振動感覚閾値」については、基準等として明確に示されている値ではないことから、参考としての値とし、現在の内容のままとします。

表 10.2.1(27)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
（４）悪臭に関すること（１意見）		
62	*p535　悪臭の環境保全措置(洗車場)はさらに対策を 悪臭の環境保全措置として“洗車場を設け、適宜廃棄物運搬車両の洗車を行う。”p535とあり、措置に伴い生ずるおそれのある影響は“特になし”とあるが、洗車中の悪臭、洗浄水の悪臭などが考えられ、室内での洗浄、負圧管理などの対策が必要である。また、その位置(施設配置図p19の洗車棟と考えられる)、構造(屋根だけではないのか)も記載すべきである。	洗車場には、洗車水の飛散と雨水の流入を防止するための屋根、壁等を設けること、床面は十分な排水勾配を設けるとともに、十分な容量の排水トレンチ及び排水貯槽等を設けることとしていることから、洗車中における周辺環境への影響は基本的に無いと考えます。また、洗浄後の排水は、ごみピットやプラットホームからの排水と同様に排水処理し、場内で再利用する計画としております。 位置、構造については、現在検討中ですが、悪臭による周辺住民等への影響が生じないように留意いたします。
（５）水質に関すること（５意見）		
63	＊　工事中排水(pH、水の濁り)は環境基準を守れるように 方法書への意見「*p247掘削・盛土等の土工による水の濁り(浮遊物質量)の評価の手法が、…通常の項目にある基準・目標がない。しかし、水の濁り(浮遊物質量)については環境基準が定められているため、水素イオン濃度…同じく「水質汚濁に係る環境基準について」を追加すべきである。」に対し、“環境基準は通常の状態を基本としていることから、濁水時など特異な状況について用いることは適切ではないと考えております。工事の実施にあたっては、現地調査結果も踏まえた十分な容量の仮設沈砂池を設置するなど、適切な環境保全措置を講じてまいります。”p237とあるが、“工事の実施…掘削・盛土等の土工…予測結果…水素イオン濃度…自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する…”として“評価結果…コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。”p548とあるように、pHは環境基準を守れる自主基準を設定しながら、水の濁り(浮遊物質量)だけは、濁水時など特異な状況なので、環境基準との比較をしないのは一面的である。	工事中の施設からの排水については、仮設沈砂池等を設け、適切に処理を行ったのち、既存の排水路に放流する計画としています。 このうち、ｐH については、コンクリート工事等に伴うアルカリ排水を想定しており、仮設沈砂池等で処理し、必要に応じて中和処理を行ったのち排水する計画ですが、放流する河川の状況が通常の状態である場合を想定し、環境基準等を参考にした自主基準を設け排水することとしております。一方で SS については、降雨時の濁水の発生が想定され、河川についても同様に濁った状況であることから、調査結果の最大値を超えないように排水することとしております。このように、ｐH,SS については発生状況が異なることから、それぞれの状況を踏まえ、事業者が実施可能な措置を検討しております。
64	＊　p543 工事中排水(pH)の休日調査は再調査を 工事中排水(pH)について“なお、秋季調査においては調査日が休日であったことから周辺事業所からの排水が流入しておらず、排水等が滞留している状態であった”ということで、秋季の流量は 0.0020m³/秒で、他の季節の 0.0030～0.0035m³/秒の 2/3 程度であり、pHは 6.2 で“水素イオン濃度は秋季を除きアルカリ性側に偏っている”という状況であった。こうした異常値がでて、その原因もはっきりしている場合は再調査するのが常識である。なお、方法書 p246 で“(2)現地調査:四季に各１日１回”まで記載していないため、こうした事態を想定できなかった。騒音・振動のように、平日、休日別の調査をするよう求めなければいけない。	河川の水質は、降雨の影響が大きいため、調査日は、曜日ではなく天候の状況を踏まえて設定しています。 なお、河川の状況は秋以外の３季の結果は、ほぼ同程度の値となっており、今回の調査で放流河川の状況を把握することができたものと考えております。

表 10.2.1(28)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
65	＊　p546工事中排水(pH)の自主基準値は事前に確定を 水素イオン濃度は“コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する…自主的に設定する基準値については、河川の環境基準等を参考に、民間事業者(工事施工者)決定後に設定する。”とあるが、自主基準ぐらいは工事施工者が決定する前に事業者が確定し、発注条件とすべきである。	仮設沈砂池等からの放流水の水質(pH)について、自主的な基準を設定(pH:5.8～8.6)することとし、評価書に自主基準値を追記します。
66	＊　p546 工事中排水(水の濁り)は自主基準値設定を 工事中の排水は“仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。なお、仮設沈砂池については、今後詳細な工事計画において、排出濃度が水質(降雨時)調査の浮遊物質量の最大値(390mg/ L)を超えない程度の十分な容量を沈降試験結果等を踏まえて確保していくものとする。”とあるが、pH と同様に、自主基準値を事前に定め、基準等との整合性に係る評価を追加するべきである。また、降雨時調査の浮遊物質量の最大値(390mg/L)を超えない程度の容量を確保する程度というのは、5 時間で 49.5 ㎜の降雨時の 9 回目の値であり p544、このような最大値を目標としては、毎日が降雨最大時の濁りになることであり、事業者として回避・低減に努めているとは言えない。 名古屋市は「建設工事における排水対策」に基づき、沈砂槽等の処理施設を設置し、「浮遊物質量 200mg/L」を目安に処理して排水を行うことになっている。	仮設沈砂池等からの放流水の水質(SS)について、自主的な基準を設定(SS:200mg/L)することとし、評価書に自主基準値を追記します。
67	＊　p539 放流直下の水質調査が必要 水質調査地点が、鴨川排水路から木曽川に合流する地点だけであるが、約 700m の鴨川排水路の前に、約 1.2km の側溝がある。この側溝に、新たにごみ焼却場の工事中の仮設沈砂池等、稼働中の雨水流出抑制設備からの排水が追加されるため、大きな影響を与えるはずである。また、工事中の排水は“自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。”p548 ことが正しいかを判断するために、まずは、ごみ焼却揚から側溝に放流する地点での水質を調査し、放流水質の可否を判断すべきである。 こうした意味で、環境影響評価項目として水質は工事中だけではなく、施設の供用も選定し、評価書で追加すべきである。	鴨川排水路前に側溝が敷設されていますが、現況では基本的に湛水・流下がなく、乾燥した状態であり、降雨時に一次的に流下が見られる程度です。そのため、本事業による影響を把握するための適切な調査箇所として今回の地点を設定しております。 また、施設の供用時については、事業地からの排水は生活排水及び雨水のみとなります。生活排水は合併処理浄化槽にて処理を行う計画であり、放流水の BOD 濃度は浄化槽法に定める 20mg/L 以下とすること、また、生活排水の量は、同規模の類似施設での実績等から 1 日あたり 5 ㎥程度と想定しており、本事業による負荷は小さく、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定しておりません。

表 10.2.1(29)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
（６）地盤・土壌（土壌環境）に関すること（２意見）		
68	＊　ピット付近は土壌汚染調査を 方法書への意見「*p249 有害物質による土壌汚染の調査場所が“土地利用の状況等を考慮して設定した事業実施区域内の３地点”とあるが、地下水位の調査地点 p255 と異なっている。この地下水位調査地点は“事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸１地点”p253 ということなので、…土壌汚染の調査場所として追加すべきである。」に対し、“土壌環境の調査地点については住民の方からの懸念の声も踏まえ、環境影響評価項目として選定したものであり、住民の方からご意見のあった地点を調査地点として設定しています。なお、地点２についてはごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更しました。事業実施区域については、土壌汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に法令に基づく調査を実施します。”p237 とある。 ①　地点１，３は住民の方からの懸念ということで、調査地点の選定理由にも記載 p550 してあるので了承するが、その地点がどのような土地利用計画なのかを示すべきである。施設配置図で見る限りでは、地点１は緑地、地点３は管理棟(もしくはその東側)と読み取れる。 ②　地点２については“ごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更”とあり、基本的には了承するが、地点の選定理由に地下水位、地下水質調査地点と同一という表現を追加すべきである。また、調査地点図 p551 の地点２が、ピット付近ではなく、プラットホームになっているのではないか、再確認をされたい。③ピット深さに応じた複数地点調査が必要である。 準備書 p19 施設配置図にピット記入 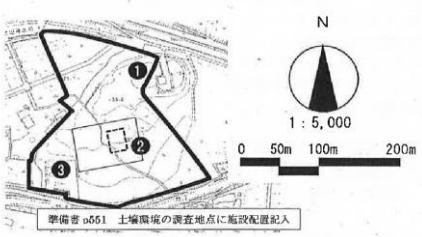 準備書 p551　土壌環境の調査地点に施設配置記入	地点１、３については、将来の土地利用ではなく、現況の土地利用を考慮して調査地点を設定しております。地点１については民間の小型焼却炉跡地に近接した地点、地点３については、廃棄物の積替保管施設であった場所になります。また、地点２については、ごみピット付近であり、ご指摘のあったプラットホームに隣接した場所となります。 なお、深さ方向の調査については、表層（15 ㎝程度）での調査結果において基準の超過がみられなかったこと、また、地下水質の調査においても基準の超過はみられなかったことから、深度方向の調査は不要との判断をいたしました。 なお、ご指摘のあった地下水位、地下水質地点と同一という表現については、評価書において記載を追記します。

表 10.2.1(30)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
69	＊　p555 土壌の評価結果は不十分 土壌の評価結果で“事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。”p555 とあるが、約３ha の事業実施区域の中で３地点(ピット付近の１地点と住民が懸念した２地点)だけである。 しかも、土壌の採取方法が記載されていないため、どの深さの土壌を採取したかが不明で、地表面だけの調査と思われる(調査方法で、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成３年８月環境庁告示第 46 号)等に定める方法、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成 21 年環境省)等に定める方法とあるが、これは分析方法を定めたものである。)。土壌の採取方法と採取深さを追記すべきである。 いずれにしても“工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する”とある内容を、第 10 章事後調査計画 p819～p820 の環境影響評価法に基づく“事後調査計画(ホンドキツネだけ)”、事後調査とは別に事業者が行う監視“モニタリング計画”に追加して、土壌調査計画(土壌汚染対策法・条例に基づく工事着手前調査)を明らかにすべきである。	事後調査の実施については、環境影響評価指針において要件が定められており(準備書 p819 参照)、その要件に照らし、土壌汚染に係る事後調査は不要であると判断しております。また、モニタリング計画については、供用時の自主規制値の遵守状況を確認するため実施することとしています。 このため、土壌汚染については、組合の責任において、今後、土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき調査を実施するとともに、土壌汚染が判明した場合には法令等に基づき適切に対応していくこととしています。 なお、土壌の採取については、5 地点混合法により表層（15 ㎝程度）の土壌をサンプリングしています。
（７）地下水の状況及び地下水質（２意見）		
70	＊地下水は環境基準等で評価を 方法書への意見「…基準・目標として、水質の環境基準、ダイオキシン類(地下水)の環境基準を追加すべきである。配慮書への意見“…南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。”p205 への見解ではこの事実関係について触れていない。現に、知多南部クリーンセンターは、…旧法処分場跡地内…から、ダイオキシン類等が検出された。対策工事費等も膨大になるため２市３町で改めて検討…武豊町地内を代替地にするという合意を得た…この武豊町の予定地でもダイオキシン類とフッ素の地下水質が環境基準をこえているため、現在もモニタリングを続けている。こうした事態にならないよう、方法書段階でしっかりした調査をすることを決めておく必要がある。」に対し、“配慮書に対する意見にある地点については、土壌環境の項目の中で調査地点として選定し、土壌の調査を実施しています。その結果、土壌汚染に係る環境基準値等を超過する値はみられませんでした。”p238 とあるが、地下水質の問題を指摘したのに、土壌調査をして環境基準を超過しなかったという見解は的外れである。しかも土壌調査は表層面だけと思われ、配慮書に対する意見にある地点についてもボーリングを行い、地下水調査、深さ別の土壌調査を行い、それぞれ環境基準と比較すべきである。	事業実施区域の土地利用は、昭和 50 年の時点において農用地や樹林地となっており、平成 18 年ごろまで大きな変化はなく、その後事業実施区域北側の木曽川河川敷の堤防道路等が整備され、平成 20 年ごろ以降は現在と同様の土地利用となっています。 また、今回、現地で行った土壌汚染調査（表土調査）において、調査結果に問題はなく、また、地下水質の調査結果も環境基準を満足している状況でした。 過去の土地利用や現地調査の結果から土壌汚染による影響は小さいと考えておりますが、今後、土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には、適切に対応を行ってまいります。

表 10.2.1(31)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
71	＊p564　工事中地下水位低下 工事中の地下水位低下の予測結果で“山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられる…今後詳細な工事計画において、必要に応じてごみピット設置地点の地質調査等を行い、不透水層の位置を確認し検討していく”p564 とあるが、少なくともピット周りの５地点のボーリング調査で不透水層の位置は確認でき、どの深さまで山留壁を構築するかは決定できるはずである。環境保全措置で“採用する山留壁工法の適正な施工に努める。”p566 は、あまりにもあいまいである。「適切な施行に努める」というのでは環境影響評価とは言えない。山留壁を深さ◎◎ｍまで構築し地下水位の低下を防止すると記載すべきである。	今後、詳細な計画を検討するにあたって、 本予測・評価結果を反映した施工方法とする計画です。 なお、性能発注に関して、本環境影響評価の手続き結果についても考慮することとしておりますので、より環境に配慮した事業計画となるよう進めてまいります。
（８）日照阻害に関すること（５意見）		
72	＊日照阻害は地表面での予測・評価を 方法書への意見「＊p256 日照阻害の予測方法が…日影規制の対象の平均地盤面＋４ｍでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。法律を守るのは当たり前のことである。…知事からも“動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”と特別に意見が出されている。この趣旨に従い、高さ４ｍではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。植物にとっては日照が非常に大切である。また、その意味でも評価の手法の基準・目標が“「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制“だけでは不十分である。」に対し、“日照阻害については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制の対象となる平均地盤面＋４ｍとし、日影の影響が最も大きくなる冬至日における影響を予測しており、予測の結果、長時間影がかかる範囲は建物周囲に留まるものとなります。春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、植物への影響は小さいものと考えます。今後、詳細設計の段階では、建築物を可能な限り小さくできるよう検討を行ってまいります。”p238 とあるが、日影による周辺住居への影響を基本としているという考え方は環境影響評価の精神と全く異なっている。環境影響評価法第二条では「この法律において「環境影響評価」とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行う…環境影響を総合的に評価することをいう。」として、周辺住民への影響に限らず、動植物、景観など様々な環境要素が環境に及ぼす影響について検討することを求めている。 方法書への知事意見でも「動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること」とある。「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制だけでは不十分であり、そもそも規制基準を守るだけなら環境影響評価は不要である。 こうしたことから、2020 年７月 30 日付けで、名古屋高裁は新東名高速が「日照権を侵害している」として、名古屋地裁岡崎支部判決(冬至日の日影時間が１時間程度にとどまるとして請求を棄却)を変更し、計 160 万円の支払いを命じた。原告宅の日影時間が年間平均で５時間に	日照阻害の予測については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制との対比ができるように予測を行いました。 このため、測定水平面は平均地盤面＋４ｍとし、日影の影響が最も大きくなる冬至日における８時～16 時についての影響を予測しております。 予測の結果、日影規制を十分満足するとともに、１時間以上の日影となる範囲は、概ね事業実施区域と別途開発が予定されている隣接事業用地内となっています。また、本予測は、日影が最も長くなる冬至日を対象に行っていますが、春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、周辺の畑地や植物に対する影響も含め、周辺環境への影響は小さいものと考えております。 さらに、今後、詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について検討を行ってまいります。

表 10.2.1(32)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
72	（続き）及んでいるとして、「日照被害が社会通念上、我慢できるとされる限度を超えている」と結論付けた(2020 年８月４日中日新聞)。現在の建築基準法の日影規制は社会通念上の限度を超えているという逆転判決であり、今後もこうした事例が出てくるであろう。この判決は、被告中日本高速が上告せず、確定している。そうした中で、地表面の日影規制を周辺住民に限らず植物への影響も含めて検討する時期が来ており、評価書では追記されたい。	
73	＊p574　等時間日影図は午前７時も 時刻別日影図 p574 があり、１年で最も日照に少ない冬至でも“一部、住居棟に影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図を見ると１時間以上の影となる範囲は建物周辺となり住居等は存在しないものと予測する。”p573 とあるが、これは、午前８時から 16 時までの予測であり、建築基準法等の規制が８時から 16 時までの日影時間で決まっているための方便にすぎない。 また、法規制では煙突を含まないが、」この時刻別日影図では法規制を超えた煙突を含んでいる。 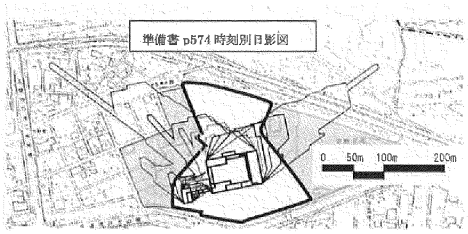 この考えに従い、この程度の日照被害かと勘違いしないよう、もっと極端に日影が長くなる午前７時や午後５時の日影到達点が理解できるように、時刻別日影図 p574 に午前７時、午後５時という日常的な感覚で理解できる時刻の予測を追加すべきである。この図には入りきらないほど日影が長くなり、西側の最寄り住宅への日照被害は深刻なものとなるはずである。	日照阻害の予測については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制の考え方に沿って予測時間帯を設定しております。 また、本予測は、日影が最も長くなる冬至日を対象に行っていますが、春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、周辺環境への影響は小さいものと考えております。 さらに、今後、詳細設計を行う段階において、環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について　検討を行ってまいります。
74	＊p575,576　２つの等時間日影図の違いを明確に 図 8.8.5 等時間日影図 p575 と図 8.8.6 等時間日影図(日影規制面)p576 があるが、いずれも地上４m での日影規制が適用される面での結果である。 図 8.8.5 等時間日影図は、煙突を含んだ実際の等時間日影図であるため、図 8.8.5 等時間日影図(煙突を含む、日影規制面)と追記し、地表面での予測結果ではないことを明らかにすべきである。 また、このように建築基準法等の規制に含まれない煙突も含んだ実際の等時間日影図を作成したのだから、時刻別日影図 p574 にも建築基準法等の規制に含まれない午前７時や午後５時という実際の日照被害を含んだ時刻の予測をすべきである。	日照阻害の予測については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制との対比ができるように予測時間帯や測定水平面を設定し予測を行いました。 また、測定水平面の条件や等時間日影図に煙突を含んでいることは、それぞれ記載しております。

表 10.2.1(33)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
75	＊p575　等時間日影図には地表面で、植物への影響も評価を 図 8.8.5 等時間日影図 p575 は、建築基準法等の規制とは関係なく、煙突も含んだものであるので、“日影規制の対象となる平均地盤面＋４ｍとした。”p570 に限らず、地表面での実際の植物、農産物への日照被害がどれだけかを文献調査を追加して正確に表現し、植物への生育障害がどの程度かを評価すべきである。事業実施予定地の西側で、日照被害を被るところには、農地が存在している。 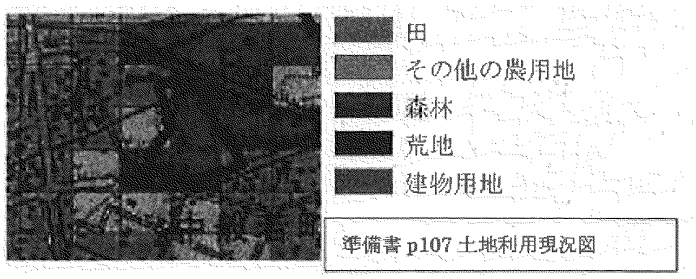 	日照阻害の予測結果については、日影規制を十分満足するとともに、１時間以上の日影となる範囲は、概ね事業実施区域と別途開発が予定されている隣接事業用地内となっています。また、本予測は、日影が最も長くなる冬至日を対象に行っていますが、春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、周辺の畑地や植物に対する影響も含め、周辺環境への影響は小さいものと考えております。 さらに、今後、詳細設計を行う段階において、環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について　検討を行ってまいります。
76	＊p577　日照の保全対策を確実に “施設の存在において、環境影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために実施する環境保全措置”として“建築物を可能な限り小さくする。”建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。”とあるが、地表面での日影予測、法規制に含まれない午前８時前、午後４時以降の日影予測で再検討し、建物の高さ、敷地からの距離を設けることを確実に行うべきである。	今後、詳細設計を行う段階において、環境影響をより低減できるような建築物の配置・規模について　検討を行ってまいります。

表 10.2.1(34)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
（９）動物に関すること（７意見）		
77	＊p583　鳥類のラインセンサス調査が不十分 方法書への意見「＊p262　図 7.2.9…鳥類のラインセンサスルートが事業予定地内に１本、事業予定地北側のケネザサーコナラ群集を中心に１本計画されているが、“事業実施区域及び周囲約 200ｍの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曽川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲”P257 と矛盾している。ヤナギ低木群落(図のピンク色)とオギ群落(図の黄色)の一部をかすめて哺乳類～昆虫類の任意探査だけであるし、ヤナギ低木群落とオギ群落も鳥類のラインセンサスルートに追加すべきである。」に対し、“ラインセンサスルートは調査範囲の代表的な場所に設定したものであり、この他に任意観察により、調査実施時の現地の状況も踏まえながら、踏査可能な場所を網羅的に調査しました。”p239 とあるが、方法書と準備書を比較すると、事業地周辺の北側、木曽川沿岸で任意踏査ルートを追加している。 調査方法を追加して細かく調べることに異存はないが、方法書にどのような問題があって、どこをどう変更したのか明記すべきである。そもそも、方法書で示した調査方法を勝手に変更するようでは環境影響評価の意味がない。 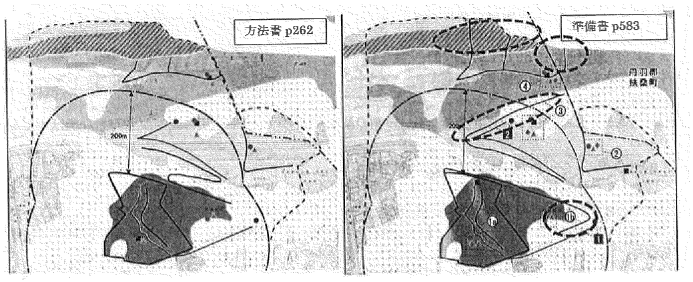	方法書には文献調査に基づき代表的な場所に設定したルートを記載しておりましたが、現地調査段階では植生の現況を確認した上、踏査範囲を広げることが可能となったため、広げた任意踏査ルートを記載しました。 鳥類のラインセンサスルートについて、方法書に問題があったわけではありませんが、この内容については評価書の第７章に追記いたします。
78	＊p584　水生生物の調査が不十分 水生生物の調査地点が、木曽川との合流点だけであるが、約 700m の鴨川排水路の前に、約 1.2km の側溝がある。この側溝に、新たにごみ焼却場の工事中の仮設沈砂池等、稼側中の雨水流出抑制設備からの排水が追加されるため、大きな影響を与えるはずである。まずは、ごみ焼却場から側溝に放流する地点での水生生物と水質、水量を調査すべきである。	鴨川排水路前に側溝が敷設されていますが、現況では基本的に湛水・流下がなく、乾燥した状態であり、降雨時に一次的に流下が見られる程度です。そのため、水生生物の生息環境とはなり得ないと考えられることから、適切な調査地点として、今回調査を実施した鴨川排水路を調査箇所としました。
79	＊p613　ホンドキツネの代償措置は実施するのか “事業実施区域内で連続してホンドキツネが営巣・繁殖していることから、ホンドキツネの環境保全措置として代償措置の必要性を検討した。”として“現生息地及び代償措置実施場所の環境条件等”が表にまとめてあるが、動物についての予測は“現地調査で確認された哺乳類のうち、事業実施区域内で重要な種に該当する種は確認されなかったものの、ホンドキツネが営巣・繁殖していることから、事業実施区域及びその周辺の注目種として予測を行った。その内容は「第８章 8.11 生態系」に示すとおりである。”p614 ということで、生態系でしか予測・評価をしていない。 その生態系では、有識者への聞き取り結果 p688 も踏まえ、	動物の予測は希少な動植物種を対象に行いました。そのため、希少な動植物種を選定する基準(レッドリスト等)にホンドキツネは該当しません。しかし、生態系の観点からは、ホンドキツネは上位種として重要であることから、影響について予測を行うとともに、生態系上位種の保全の観点から事業による営巣環境への影響を踏まえて代償措置の必要性を検討し、その内容をわかりやすくするために評価書（第８章）

表 10.2.1(35)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
79	（続き）予測結果は“ホンドキツネは、事業実施区域内で２年連続で営巣が確認され、幼獣が３個体ずつ生育している。事業実施区域内は営巣地として利用されており”、営巣地の環境条件を整理し“環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷(地点４)が該当し、次点としては、地点４以外の河川敷の地点(地点 10、地点 12)が挙げられる”p689 とまでは書いてあるが、事業実施区域内の営巣・繁殖地を移設するような代償措置については何も触れていない。放置しておけば、そのあたりに巣穴を移動するだろう程度のことなのか。 評価結果は“工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては営巣場所が改変されることから、影響はあると判断される。しかし、環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上し、ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がることが期待されることから、ホンドキツネに係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。”p696 と、代償措置には全く触れていない。影響はあるが、(抽象的な)環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上する保障はない。	（続き）の動物の項目にも記載しました。 環境保全措置としては、河川管理者である国土交通省、河川利用者団体、周辺樹林地の地権者といった関係機関等と調整しながら、採餌場所、営巣環境となりうる河川敷の人的利用制限、営巣環境候補樹林の整備等を実施します。しかし、ホンドキツネの営巣地選択特性等について生態が明らかになっておらず、営巣・繁殖地の移設場所や方法が不明であるため、環境保全措置を講じながら事後調査を実施する順応的管理を行ってまいります。
80	*p615 動物の定性的予測は極端 “重要な種及び注目すべき生息地について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた上で定性的に予測した。”p615 とあるが、個別にみると、予測が“影響はない”、“影響は極めて小さい”がほとんどである。このような極端な予測結果はあり得ない。再検討すべきである。 ①　例えば、工事の実施時に、鳥類のオオタカについて“事業実施区城周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。”p616 とある。行動圏の一部が改変されるというが、行動圏(高利用区域 820.2ha)がどの範囲か図面で示すべきである。“事業実施区域及びその周辺を行動圏として利用していることが明らかになった。”p606 と記載する以上、飛翔図を示すことは希少種の情報だからできないにしても、その地図上の位置を明らかにすべきである。また、環境保全措置が低公害型建設機械使用だけで、影響は小さいと予測できるのか。オオタカの営巣場所にもよるが、通常は営巣期の工事は中断するのが当たり前の環境保全措置であるが、そうした措置は取らなくても影響は小さいと断定できるのか。環境保全措置で“水域・水辺に依存する動物への影響の低減が期待できる”として“台風、集中豪雨等が予想される揚合には土工事は行わない”p625 と同様に工期の検討をすべきである。	ご意見に対しては、次のとおり考えております。 ①オオタカの営巣地情報については、飛翔図同様希少種保護の観点から公表は控えさせていただいています。工事中の影響については、事業実施区域周辺の土地利用、これに伴う騒音等の状況も踏まえて予測評価を行っており、適切な内容であると判断しています。 ②その他鳥類については営巣場所は確認されておらず、生息情報が得られたのみですが、その確認内容から予測評価を行っており、適切な内容であると判断しています。 ③その他昆虫類、クモ類、陸産貝類について、得られた生息情報とその確認内容から予測評価を行っていますが、適切な内容であると判断しています。 なお、動物全般への環境配慮事項として、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮すること等を行い、影響を低減していくよう努めてまいります。

表 10.2.1(36)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

<table>
<tr><th>番号</th><th>意見書の意見の概要</th><th>都市計画決定権者の見解</th></tr>
<tr><td>80</td><td>（続き）②　“センダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラについては、事業実施区域内を利用している可能性はあるが、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。”p616 とあるが、事業実施区域内を利用している可能性はあるということしか現地調査はできなかったのか。確認できた営巣場所と種類、数を記載すべきである。また、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しているから“影響は極めて小さい”という予測はできない。極めて小さいということは“ない”とほとんど同じことであり、予測対象にしなくてもいいということである。少なくとも、オオタカと同様に“影響は小さい”と表現し、それぞれ適切な環境保全措置を検討すべきである。
③　その他昆虫類 p617、クモ類 p619、陸産貝類 p620 も、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しているから“影響は極めて小さい”という予測がしてあるが、少なくとも、オオタカと同様に“影響は小さい”と表現し、それぞれ適切な環境保全措置を検討すべきである。
<table>
<tr><th colspan="2">建設機械の稼働等及び掘削、盛土等の土工</th></tr>
<tr><td>影響は小さい</td><td>鳥類のオオタカ p616。</td></tr>
<tr><td>影響は極めて小さい</td><td>鳥類のセンダイムシクイ・コサメビタキ・ヤマシギ・アカハラ、ミサゴ・ハイタカ・サシバ・ハヤブサ p616。
昆虫類のノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ等 6 種、シロヘリツチカメムシ p617。
クモ類のシロオビトリノフンダマシ等 3 種、コガネグモ p619。
陸産貝類のオオウエキビ p620。</td></tr>
<tr><td>影響はない</td><td>哺乳類のカヤネズミ p615。鳥類のケリ、カワアイサ・カイツブリ p616。
昆虫類のチョウセンゴモクムシ p617。
両生類のトノサマガエル p618。
陸産貝類カウメムラシタラガイ・ビロウドマイマイ p620。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">地形の改変並びに施設の存在</th></tr>
<tr><td>影響は小さい</td><td>—</td></tr>
<tr><td>影響は極めて小さい</td><td>鳥類のオオタカ、ケリ・ミサゴ・ハイタカ・サシバ・ハヤブサ、センダイムシクイ等 4 種 p621。
昆虫類のノシメトンボ、コガムシ、シロヘリツチカメムシ p622、ヤマトアオドウガネ等 6 種 p622。
クモ類のシロオビトリノフンダマシ等 3 種、コガネグモ p623。
陸産貝類のオオウエキビ p620。</td></tr>
<tr><td>影響はない</td><td>哺乳類のカヤネズミ p621。鳥類のカワアイサ、カイツブリ p621。
昆虫類のチョウセンゴモクムシ p617。
両生類のトノサマガエル p622。
陸産貝類のウメムラシタラガイとビロウドマイマイ p620。</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>81</td><td>*p615　動物は植物と同様にその他事業の影響予測を
事業実施区域の東隣、西隣は“②や③の事業については、詳細な計画等が未定であるものの、可能な範囲で予測（動物、植物、生態系、景観）に含めることとする。”p260 とあり、植物については、カワラサイコは“その他事業により将来的には消失する可能性がある”p660 と予測しているが、動物についてこそ、こうした予測を加味する必要がある。たとえば、オオタカの営巣地は事業実施区域の東隣、西隣に含まれないのか、行動圏の一部は改変されるというが、将来的な事業実施区域の東隣、西隣の改変は考えないのか、ノシメトンボは“事業実施区域内に安定した水域はない”p618 というが、事業実施区域の東隣、西隣にはないのかなど、それぞれち密に検討すべきである。</td><td>環境影響評価は、基本的に対象となる事業について予測評価を行います。しかし、事業実施区域の隣接区域においてその他事業が進められることから、その他事業区域で確認された重要種（ノシメトンボ、コガネグモ）、または発生地、生息地等が存在する重要種（シロヘリツチカメムシ）は、参考として予測評価を行いました。オオタカについては、事業実施区域の改変による採餌環境等の消失割合は極めて小さく、その他事業区域を追加してもその割合は大きく変化しないことから、事業実施区域を対象とした予測結果を記載しています。</td></tr>
</table>

表 10.2.1(37)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

<table>
<tr><th>番号</th><th>意見書の意見の概要</th><th>都市計画決定権者の見解</th></tr>
<tr><td>82</td><td>*p627　オオタカの評価が食い違っている
評価結果で“(1)工事の実施…、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工に伴う重要な動物等への環境影響…事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカについては行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。”p627 とあるが、予測結果では“事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。”p616 となっている。予測結果を勝手に拡大解釈しているので、評価を修正すべきである。</td><td>オオタカは事業により行動圏の一部が改変されますが、その割合は小さく工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、影響は極めて小さいと予測しました。これについて誤りがありましたので、評価書において予測内容を修正します。</td></tr>
<tr><td>83</td><td>*p627　評価結果で環境保全措置を重複記載
評価結果で(1)工事の実施、(2)施設の存在ともに“影響は極めて小さい、または影響はないと判断する。”とした後で“さらに、環境保全措置を実施することから、動物に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。”p627 とあるが、予測結果の構成は“オオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。”とあるように、環境保全措置を含めた結果が示してある。つまり環境保全措置を含めた結果、影響は極めて小さい、または影響はないと判断した予測結果なのに、さらに環境保全措置を重複記載している。このような間違いは修正すべきである。</td><td>本事業では、事業者が動物に対して実施可能な環境配慮事項を行うこととしており、この内容を踏まえて影響の有無を予測しています。なお、影響は極めて小さい、又はないと判断していた場合でも、より動物全体への影響の低減を期待できることから、環境保全措置を行うこととしています。</td></tr>
<tr><td colspan="3">(10) 植物に関すること（５意見）</td></tr>
<tr><td>84</td><td>*p654　植物の定性的予測は極端
“予測の対象は現地調査により確認された植物相(水生植物相含む)、植生、生育が確認された重要な種及び群落とした。”p654 とあるが、植物相、植生への“影響は極めて小さい”であり、個別にみると、予測が“影響はない”、“影響は極めて小さい”ばかりである。このような極端な予測結果はあり得ない。再検討すべきである。
<table><tr><td colspan="2">施設の存在に伴う重要な種及び群落への影響に係る予測結果</td></tr><tr><td>影響は小さい</td><td>―</td></tr><tr><td>影響は極めて小さい</td><td>重要な種及び群落 p666</td></tr><tr><td>影響はない</td><td>―</td></tr><tr><td colspan="2">工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果</td></tr><tr><td>影響は小さい</td><td>―</td></tr><tr><td>影響は極めて小さい</td><td>カワラサイコ（その他事業により将来的には消失する可能性がある）p660</td></tr><tr><td>影響はない</td><td>ヒトツバタゴ・ミゾコウジュ p660、重要な群落 p661。</td></tr></table></td><td>環境影響評価指針を参考に、重要な種及び群落について予測評価を行いました。現地調査の結果より、本事業により改変される範囲及び日影の影響がある範囲内には、重要な種及び群落の生息が確認されず、事業による直接的な影響はないことから影響はないと予測しました。
なお、カワラサイコについては、直接的な改変は行われないものの、生息地が事業実施区域に近いことから、間接的な影響があると考えられますが、その変化は小さいことから、影響は極めて小さいと予測しました。
また、その他の植物種及び群落については事業による直接的な影響はありますが、改変地周辺にも同様の植物種及び群落が確認されていることや、散水等の粉じん飛散防止対策を行うことから、事業による影響は極めて小さいと予測しました。</td></tr>
</table>

表 10.2.1(38)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
85	*p660　その他事業の影響も含めるべき 工事の実施に伴う重要な種への影響に係る予測結果で、カワラサイコは“その他事業により将来的には消失する可能性がある”p660 とあるが、予測時期の植生図（参考:その他事業による改変を考慮した場合）p659 で、事業実施区域の東隣も西隣も“道路及び人工構造物”とされているが、具体的事業内容も併せて、事業のおおまかな構想を明らかにして、新愛岐大橋（仮称）と同様に必要な項目で予測に含めるべきである。この地区の将来像を明らかにして、環境影響評価を行うべきである。 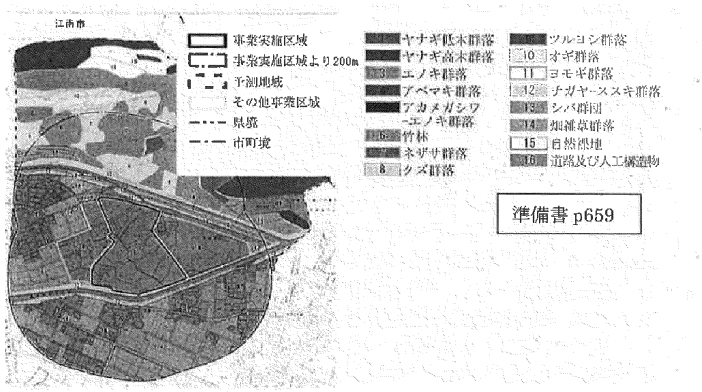 	その他事業の詳細な事業内容について、事業実施区域東側が改変されることは決定していますが、将来像や詳細な工事計画等については検討中であることから、現段階でできる範囲内で予測・評価を行いました。
86	*p666　植物への日影影響は予測不足 施設の存在に伴う植物相への影響に係る予測結果で“長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。”p666 であり、植生も同一文章である。ち密な日照予測をしながら、その植物への影響予測はあまりにも粗雑である。どの植物が日照何時間でどんな生育障害が出るかの文献調査を追記すべきである。また植物にとっての「長時間日影」の定義を明らかにし、植物の生育場所に係るのは何㎡というように定量的に示すべきである。	植物相への影響については、環境影響評価指針を参考に重要な種及び群落を予測対象とし、日照阻害の影響を受ける範囲内で確認されていないことから、事業による直接的影響はなく、影響は極めて小さいものと予測しました。 また、日影の予測に用いた建屋は周辺への影響が最大となる想定建物であり、今後、詳細を検討する中で、可能な限り影響を低減できるよう検討してまいります。
87	*　シイ・カシ二次林、緩衝緑地帯の具体策を 方法書への意見「*p210　配慮書への知事意見“…動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“改変面積はできる限り小さくし、保全の可能な部分については極力保全を図るよう配慮するなど、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とします。”とあるが、…今回の方法書では、配慮書以後、改変面積を小さくする努力の結果がない。せいぜいわかるのは、計画施設への進入口の位置と施設場内の搬入車両動線（想定）p27 程度であるが、敷地の北側 1/3 が残る程度であり、その部分もシイ・カシ二次林を保全する計画とは読み取れない。事業計画に、シイ・カシ二次林を“極力保全を図る”ことが理解でき、かつ敷地境界に設置する緩衝緑地帯を含め、シイ・カシの移植も含めた緑地計画を追加すべきである。」に対し、“配慮書段階から方法書段階において、事業実施区域をさらに精査し、0.2ha ほど縮小しています。また、ご意見の施設配置は、…今後詳細な設計等を行う中で、可能な限り建屋面積や…改変面積の縮小、緩衝緑地帯の詳細を検討します。”p232 とあるが、改変面積の縮小、緩衝緑地帯の詳細は今後の詳細設計等で行うのでは環境影響評価の意味がない。	現段階で決定している計画の中で、本事業による影響が最も大きくなる諸元、条件をもとに予測・評価をしております。また、予測及び評価結果よりさらに実施可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、影響を低減していくよう努めてまいります。

表 10.2.1(39)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
88	*p668　環境保全措置の植栽・緑化計画の早期整備・公表を 植物の環境保全措置として“現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。”p668 とあるので、評価書作成までに、この植栽・緑化計画を策定し、公表することで、環境保全措置の妥当性を検討できるようにすべきである。	現段階で決定している計画の中で、本事業による影響が最も大きくなる諸元、条件をもとに予測・評価をしております。また、予測及び評価結果よりさらに実施可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、影響を低減していくよう努めてまいります。
（11）生態系に関すること（１意見）		
89	*p689～　生態系の予測結果は不十分 生態系①上位性：ホンドキツネの予測結果 p689、②上位性：オオタカの予測結果 p690 は、8.9 動物の予測結果そのものであり、生態系としての予測結果とはいえない。影響はあると判断し、適切な環境保全措置もないため、代償措置まで検討しているのに、その具体策もない。 ③典型性：ヒガシキリギリス、カナブン p691、は、“生息環境への影響は極めて小さいと予測する。”とあるが、カナブンについては“事業実施区域内外の落葉広葉樹林の広い範囲で確認されている。…事業実施区域内の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから”にも関わらず影響は極めて小さいと予測しているが極端な結論である。カナブンの確認状況 p681 は、事業予定地のほとんどが堤内地の緑の樹林地全体であり、残りは東隣であり、その他事業でなくなる可能性が高いところである。その他の樹林地は堤外地の薄青色であり、堤防のサイクリングロードより木曽川沿いであり、気象、水分、餌生物分布などは堤内地の緑の樹林地とは異なる生息環境になる。これを一律に、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しておりと考えるのは一方的である。 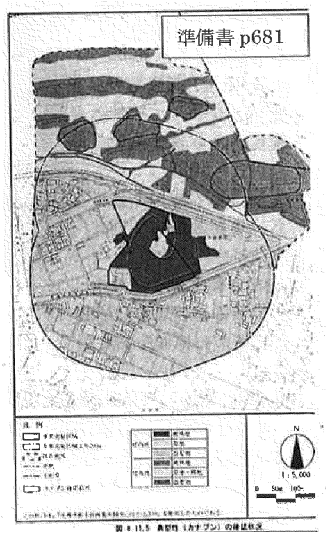 ④典型性：ヒゲナガカワトビケラ p691、は″個体数の多い成虫は周辺の樹林内で休息しているが、これらは鳥類や爬虫類等の重要な餌資源になっていると考えられる。…成虫が見られる事業実施区域の樹林縁は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではないことから…生息環境への影響は極めて小さいと予測する。“とあるが、鳥類や爬虫類等の重要な餌資源である堤内地の樹林が直接改変されるのに、影響は極めて小さいのではなく、極めてを削除すべきである。 ⑤特殊性：カヤネズミ p692 は、8.9 動物の予測結果そのものであり、生態系としての予測結果とはいえない。	生態系の注目種は、上位性、典型性、特殊性の観点から抽出し、予測評価を行いました。 上位性の注目種については、餌動物や採食地への事業影響に対し予測評価を行っており、動物の予測とは異なっています。ホンドキツネについては影響はあると予測しており、河川管理者である国土交通省、河川利用者団体、周辺樹林地の地権者といった関係機関等と調整しながら環境保全措置を講じて参ります（79 を参照ください）。環境保全措置としては、採餌場所、営巣環境となりうる河川敷の人的利用制限、営巣環境候補樹林の整備等を実施してまいります。 ③カナブンについては、対象事業実施区域を含む樹林地以外に木曽川沿いの樹林地でも確認されており、この地域の樹林地に広く適応している種であると考えています。このため、予測内容は適切であると考えています。 ④ヒゲナガカワトビケラは木曽川で発生し、成虫が周辺の樹林内で休息していると考えています。予測評価はヒゲナガカワトビケラの生態、生息環境を踏まえて行ったものであり、ヒゲナガカワトビケラの成虫の主要な休息場所は木曽川沿いの樹林地であり、事業実施区域で確認された個体は一部であると考えられることから、事業実施区域の樹林が直接改変されても影響は極めて小さいと予測しました。 ⑤特殊性の注目種については、生息環境であり、餌となる高径草本の密生地について、事業影響に対し予測評価を行っており、生態系の注目種として予測評価を行っています。

表 10.2.1(40)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
（12）景観に関すること（２意見）		
90	*p698　西側最寄住居付近は建設騒音と同じ位置で “※施設配置や方法書に対する愛知県環境影響評価審査会における委員意見を勘案し、西側最寄住居付近として追加した。”p698 とあり、方法書にこだわらず近景の景観図を追加したことは評価する。 しかし、その位置（地点 10）は、景観調査地点図 p699、景観の状況 p716 で“西へ約 0.2km”であり、西側最寄住居付近とはいえない。また、ほとんど地点１（西側住居付近）と同じ位置であり、意味はない。 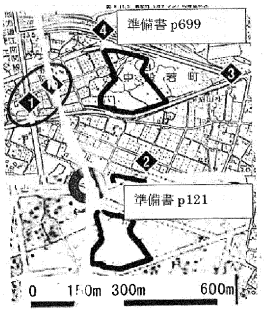 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測地点で、“地点３　西側最寄住居付近”p458 で 63dB と予測した p457 のは、事業実施予定地から 100m の距離であり、少なくともこの建設騒音予測地点の西側最寄住宅地付近での景観予測をすべきである。 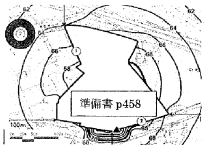 	景観の予測地点については、供用時の施設の位置が事業実施区域の南側になることを考慮して最寄り住居付近を設定しています。 なお、騒音については、工事中に敷地全体で建設機械等が稼働することが考えられることから、事業実施区域からの距離が近い住居がまとまった場所としています。
91	*p698　サイクリングロードは上流側へ移動を 地点４サイクリングロード付近の景観の状況で“ここからは、堤防の法面に遮られ、事業実施区域は眺望できない。”p704 とあるが、この地点４は事業実施区域の北西端であり、もう少し上流側で事業実施区域の中央や北東端に移動すべきである。そうすれば事業実施区域は眺望できるはずである。	サイクリングロードからの眺望については、いずれの場所からも事業実施区域は眺望できなかったことから、代表的な地点としての調査位置を設定しました。
（13）廃棄物等に関すること（１意見）		
92	*p759　施設供用による汚泥が抜けている 施設の供用に伴う廃棄物の発生量及び処理方法があるが p759、焼却灰、焼却飛灰などのほかに、排水の処理フローp24 の凝集沈殿層、合併処理浄化槽、雨水流出抑制設備などからの汚泥がわずかとは言え発生するはずである。	ご意見のとおり、汚泥が発生する可能性がありますが、生活排水、ごみピット、プラットホーム洗浄水等の処理に伴うものであり、その量はわずかであることから代表的な廃棄物等について予測・評価し、準備書に記載しています。
（14）温室効果ガス等に関すること（２意見）		
93	*p770　発電による温室効果ガス削減は評価する “計画施設における発電による温室効果ガス削減量は処理方式により 13,455～13,673t-CO2/年…温室効果ガス削減の程度は、処理方式により 40.5～49.7%と予測する。”p770 とあり、熱回収により 4－5 割の温室効果ガスを削減する計画であり評価する。計画通り発電できるよう、環境保全措置の“廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努める。”p774 を具体的に推進されたい。	計画施設においては、より高い発電効率を実現できるように、詳細設計と運転計画の検討を進めてまいります。

表 10.2.1(41)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
94	*建設機械の稼働で低炭素型建設機械の使用を 方法書への意見「*p29　対象事業の計画策定時における環境配慮事項として…低炭素型建設機械の使用も検討すべきである。」に対し、“低炭素型建設機械の指定についても、積極的な機械の使用について、同様に指導を行ってまいります。”p228 とあるが、可能な限りではなく、2018 年９月現在、低炭素型建設機械が認定されている機種（バックフォー、ブルドーザの 49 型式）なら基本的には使用する、使用できない場合はその理由を明らかにすることを環境保全措置（建設機械の稼働等）p773 に追加すべきである。	建設機械のすべての種類に低炭素型建設機械が設定されているわけではないことから、可能な限り低炭素型建設機械を使用していくこととしています。
7　事後調査計画に関する意見（計１意見）		
95	*p819　ホンドキツネは環境保全措置を講ずるのか 事後調査で“現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、生息地の定着状況を事後調査により把握する。”p819 とあるが、ホンドキツネについては、動物の(3)注目種の生息状況及び生息環境の状況 p609 で触れ、(4)代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況 p613 が調べてあるが、“予測の対象は…動物の重要な種とした。…ホンドキツネが営巣・繁殖していることから、事業実施区域及びその周辺の注目種として予測を行った。その内容は「第８章 8.11 生態系」に示すとおりである、”p614 と生態系で予測するとしてある。 ところが、生態系の予測の後、環境保全措置には“ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。”、“ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。”p695（掘削、盛土等の土工）、p696（地形改変並びに施設の存在）というだけであり、代償措置を実施するとは記載していない。せいぜい環境整備に向けた関係機関との調整と地域の人々の環境意識向上だけであり、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画とは言えない。 ホンドキツネに代償措置をとることを明記したうえで、効果に係る知見が不十分として事後調査を行うべきである。	環境保全措置としては、河川管理者である国土交通省、河川利用者団体、周辺樹林地の地権者といった関係機関等と調整しながら、採餌場所、営巣環境となりうる河川敷の人的利用制限、営巣環境候補樹林の整備等を実施します。しかし、ホンドキツネの営巣地選択特性等について生態が明らかになっておらず、営巣・繁殖地の移設場所や方法が不明であるため、環境保全措置を講じながら事後調査を実施する順応的管理を行ってまいります。

表 10.2.1(42)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8　その他の事項に関する意見（計 12 意見）		
96	＊　用語解説の出典不明 方法書への意見「*p273～287　用語解説があるが、その出典を明記すべきである。環境影響評価の手続き中で 2019 年 1 月に準備書を公表した豊橋田原ごみ処理施設の委託業者は、今回の尾張北部環境組合ごみ処理施設と同じ八千代エンジニヤリング株式会社名古屋支店であるが、豊橋田原ごみ処理施設の用語解説では、最後に出典として、：「環境アセスメント用語集」（環境影響評価情報支援ネットワークホームページ http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html）と「EIC ネット環境用語集」（一般財団法人環境イノベーション情報機構ホームページ http://www.eic.or.jp/ecoterm/）が記載されている。 例えば、「環境振動」、「寄与濃度」、「自動撮影法」、「大気汚染常時監視測定局」、「任意観察法」、「任意採集法」、「ポイントセンサス法」、「目撃法」、「有害物質」、「有害大気汚染物質」は「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」にもないが、出典は何か。「要請限度」は「環境アセスメント用語集」で「対策を講じるよう要請することができるとしている。」と間違った説明がしてある。さすがに方法書ではそのままではなく、騒音、振動共に“要請するものとしている”と若干の修正をしている。」に対し、“用語の解説については「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」やその他の専門書等の文献を参考に、住民の方にわかりやすくなるよう作成しているため、必ずしも各文献に記載の内容をそのまま引用しているものではありません。なお、用語の解説は条例等で規定されるものではなく、事業者の意向で作成しているものです。”p239 とあるが、事業者の意向と責任で作成していると表現すべきである。また、要請限度については“の措置をとるべきことを要請するものとしている”とさらに正しく修正したことぐらいは見解で示すべきである。 全体として必要な用語解説が不足している。振動に関しては、環境振動、地盤卓越振動数、振動レベル、’道路交通振動、要請限度であるが、“ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました”p236 等と新しく導入した、振動の感覚閾値の用語解説こそ必要である。	ご指摘いただきましたが、準備書でも記載している通り、用語の解説については「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」やその他の専門書等の文献を参考に、住民の方にわかりやすくなるよう作成しているため、必ずしも各文献に記載の内容をそのまま引用しているものではありません。なお、用語の解説は条例等で規定されるものではなく、事業者の意向と責任で作成しているものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
97	処理場建設にあたり、当初の各市町村の考え方が詳細に統一されたものになっているのかが心配です。犬山市以外については抽象的思考で表現されていて、今回建設にあたり具体的な項目が今の時点では表記されていないから。 例　建設にあたり環境、コスト、災害対策、使用限度など細かくあげればたくさんありますが、環境に関しては力を入れて記載等されていますが、それ以外については不明箇所が多いと見えます。	２市２町の総合計画の記載内容については、策定及び改訂年度や各市町の記載方針が異なることにより統一された記載とはなっていないのが現状です。 ごみ処理施設の建設にあたりましては、事業者である組合を中心に、２市２町の意向を確認及び反映しながら必要な手続きを進めております。

表 10.2.1(43)　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
98	立地適正化計画に適しているとは考えられない。立地適正化計画とはいったい何なのか明確にする必要がある。計画地の右上部分には先祖から守られている（所有者の名前は知りませんが）墓地があります。墓地がすぐ隣りにある土地の中でゴミ事業を行なうことは江南市立地適正化計画に多いに反するもので、管理者の責任は重大かつ悪質に近いものなりかねない。市がやるからと言って許されるものではありません。この計画は市民の敵になるものです。敵を作るものです。中止して別の場所を選定する必要があります。	立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第８１条に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」のことであり、同法の改正（平成２６年８月施行）に伴い、今後の人口減少や超高齢社会などの課題に対応して、医療・福祉施設、商業施設等の生活利便施設や住居などがまとまって立地する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の集約型都市構造の形成を進めるための計画制度です。 江南市立地適正化計画では、都市機能の誘導方針として、都市機能誘導区域（江南駅周辺及び布袋駅周辺）に商業機能、子育て機能、文教機能を誘導する方針としており、ごみ処理施設は誘導施設としていないことから、立地適正化計画に反した計画とは考えておりません。 当該施設計画地は、江南市都市計画マスタープランの土地利用の方針において「暮らしと安全のエリア」として位置付けており、当該エリアの方針は「暮らしと安全のために必要な公共公益施設用地として、広域処理する新ごみ処理施設や災害時の防災拠点など、適切な土地利用の形成を図る」としています。そのため当該施設計画は、土地利用方針に適合するものと考えております。 また、墓地については、引き続き移転に向けて交渉を続けてまいります。
99	土地に関して、木曽川の扇状敷の土地柄であり、大石・小石など砂利層があるのではないかと推測いたします。守口大根など栽培している土地が近隣にあることも理由の１つです。又、近辺は昔、川の氾濫で無くなる土地柄もあり、基礎部分はしっかりと作らなければならず地震にも耐える特に液状化に類似したことにも対応を考えてみてはと思います。（表記のページなどが無かったと思います）	組合が平成 30 年度に実施しました地質調査の結果では、「今回対象地（計画地）については、表層付近より概ねN値＞50の硬質な玉石混じり砂礫層が分布しており、地下水位も深いため、大規模な液状化が発生する可能性は低いと推察される。」とされておりますが、ご意見のとおり、建物そのものや機能に重大な障害が生じないように、地盤の特性を十分に検討した上で、確実に施工できる基礎形式や基礎工法を選定してまいります。
100	直接的には関係ないかもしれませんが、明記させていただきます。 ①焼却炉の火災防止対策 ②収集車の転落防止（救出対策） ③デブリ処理（焼却後の不燃物対策） ※炉を止めて１週間程度冷却後取る 上記は全国の焼却炉（処理場）で起きた事例（事故）だと思います。と同時に焼却炉を止めなければならないという状況が発生する為、その間は使用が出来なくなります。市民生活としては問題点の１つと言えます。	記載いただいた事故及び類似事故が起こることのないよう、事故防止のための対策を講じていきます。

表 10.2.1（44）　準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
101	堤防道路（個人的一般意見）の交通量について、犬山市から一宮市まで日常頻繁に使われているが、今回四市町の混合になると渋滞の要素が出るのではないかと思いますが問題はないでしょうか。自家用車とゴミ収集車では大きさが違うし扱う人が異なりますので持っている意識の差が出るのではないかと思います。（使用期間が長くなる為）	交通混雑の予測及び評価結果については第８章（人と自然との触れ合いの活動の場）に記載のとおり、環境影響の程度は小さいと判断しています。 なお、渋滞対策につきましては、県道浅井犬山線から計画地への進入部分に右折帯を設ける等、可能な限りの対策を講じることとしています。
102	木曽川沿いの堤（計画地北側堤防道路）の耐久性について都市計画の案の中には載っていないと思います。	道路の耐久性については、分かりかねますので、見解は控えさせていただきます。
103	ごみ処理場による熱や振動について煙は少ないと思いますが周辺の環境には多少なりとも影響が出るのではないかと思います。	本施設の稼働により、大気質、騒音・振動等が発生しますが、環境影響評価の結果、その程度は小さく、環境への影響は小さいものと考えております。今後詳細設計を行う段階において、周辺への環境影響をより低減できるよう検討してまいります。
104	各務原の自衛隊の航空機が低空飛行で飛ぶコース上にもあり、その影響もあるのではないかと思います。飛行コースが今までとは違ってくるのではないかと思います。 犬山市の木曽川に近い所では肉眼で飛行機の下部局が鮮明に見えるぐらいの低空で飛んでいるので。	各務原市内にある航空自衛隊岐阜基地の周辺は、航空機が安全に飛行できるよう航空法により建物の高さが制限されています。本施設についても、航空法により定められた高さ以下の建物とすることから、航空機の飛行に支障はありません。
105	（一般廃棄物処理施設）にかかる金額がむちゃくちゃ高すぎるものです。238 億円では話しになりません。100 億円でも高い為、市民の税金がいくらあってもたりない。こんなものを建設する為に何百億円も使うわけにはいかない。布袋高架等区画整理事業と同じくらいの予算を計上するわけにはいかない。江南市としては年間１億円もかけてもらっては市民の生活に影響がでるくらいです。 １年間で１億円以上の税金を使うことは納得できない。 （同様の意見　他１通）	ごみ焼却場などのごみ処理施設は、我々の日常生活や企業の事業活動などで排出されるごみを処理し、清潔で快適な都市環境を提供する必要不可欠な施設であると考えますが、過大な施設とならないよう努めてまいります。
106	処理場の施設が完了した状態のデータがのっていますが動いているときのデータはどうなりますか。市民の方々にはなかなかデータを理解することはむずかしい。	施設の稼働時の予測結果につきましては、第８章の各項目に記載しております。今後も分かりやすい図書となるように努めてまいります。
107	市民の苦情を始めからいわせない環境影響評価準備のための書であり、わかりにくいデータをのせておけばなんのことかまったくわからないデータのデータ書である。	図書の作成にあたっては、住民の皆様にとって、少しでも分かりやすい図書となるように、あらましや要約書を作成しているほか、説明会についても開催しております。 また、図書の内容につきましては、愛知県環境影響評価条例に基づき作成しており、現地調査の詳細な結果や、予測に用いた条件等の必要なデータを掲載していることから、ページ数が多くなっています。

第11章　　準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

第11章　準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 11-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 11-1(1)　準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
はじめに		
	都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。	環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、準備書に関する知事意見を十分に検討し、その結果を評価書に記載しました。 また、評価書に記載した内容に従って環境保全に万全を期します。
１　全般的事項		
（１）	事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めます。
（２）	環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。	環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じることとします。
（３）	ごみ焼却施設の処理方式は、３つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。	ごみ焼却施設の処理方式は、３つの処理方式の中から今後選定することとしていますが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮します。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めます。
２　騒音及び超低周波音		
（１）	資材運搬車両等及び廃棄物運搬車両等が走行する道路沿道に住居等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う騒音への影響が懸念される。 このため、走行車両の分散化やエコドライブ等、より一層の環境負荷の低減に努めること。	資材運搬車両等及び廃棄物運搬車両等が走行する道路沿道には住居等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う車両の騒音への影響に配慮し、走行車両の分散化やエコドライブ等、より一層の環境負荷の低減に努めます。

表 11-1(2)　準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
３　動物		
	オオタカへの影響について、「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－（平成 24 年 12 月環境省）」を踏まえた適切な調査期間の結果に基づき、予測及び評価を行うこと。	「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-（平成 24 年 12 月環境省）」では、調査期間として「繁殖が成功した１シーズンを含む２営巣期の調査が望ましい」とされていることから、準備書に記載した１営巣期目の調査の他、令和２年１～７月に２営巣期目の調査を実施し、その結果に基づき、予測及び評価を行いました。
４　生態系		
（１）	生態系への影響について、ホンドキツネの生態を踏まえた適切な調査期間の結果に基づき、予測及び評価を行うこと。	ホンドキツネの生態を踏まえた調査期間として、繁殖期（交尾期から巣穴依存期：12 月～５月）から、その後の幼獣が分散する時期の状況を把握するため、準備書に記載した調査時期(12 月～４月)に加え、５～８月に調査を実施し、その結果に基づき予測及び評価を行いました。
（２）	事業実施区域内で形成されてきたアベマキ等から成立する二次林を中心とした植物相が消失するとともに、上位性の視点から注目されるホンドキツネの営巣地が直接改変されることから、工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響が懸念される。 また、ホンドキツネについては、具体的な環境保全措置及び事後調査計画が記載されていない。 このため、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、ホンドキツネについては、以下の事項について適切に対応すること。 ア　事業実施区域内外において、営巣に配慮した緑地の保全及び創出等の具体的な環境保全措置を実施すること。 イ　アの環境保全措置の内容を踏まえ、適切な事後調査の手法を検討し、その根拠も含め、評価書においてできる限り詳細に記載するとともに、事業実施前に具体的な事後調査計画書として取りまとめ、公表すること。 また、事後調査計画書に基づき的確に調査を実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて事後調査計画の見直しや適切な措置を講ずるとともに、それらの内容を公表すること。 ウ　繁殖等への影響を及ぼさない時期に工事着手すること。 エ　環境保全措置及び事後調査の実施に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に行うこと。	工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響を低減するため、準備書に記載された環境保全措置等を確実に実施し、影響の低減を図ります。 また、ホンドキツネについては、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施していくとともに、以下のとおり対応します。 ア　事業実施区域外において、営巣地の代替となる候補地を「冠水リスクが低いこと」、「人の出入りがすくないこと」、「下層植生が疎であること」の３つの条件から絞込み、３つの候補を抽出した上で、それぞれの場所に対し、現況維持、草刈りや人の出入りの制限、ごみの撤去、ノネコの餌やり制限といった環境保全措置を実施することとします。事業実施区域内においては、まとまった緑地は現況を維持し実行可能な範囲内で下層植生の管理等を行うほか、工事関係者は原則として立ち入らない等の取組を実施することとします。また、その旨を評価書に記載しました。 イ　上記の環境保全措置の内容を踏まえ、事後調査の手法を検討し、その根拠も含め、評価書に記載しました。今後、事業実施前に事後調査計画書としてより詳細な事後調査の内容を取りまとめ、ホームページ等で公表します。また、事後調査計画書に基づき調査を実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて事後調査計画の見直しや適切な措置を講じるとともに、それらの内容についても同様に公表します。 ウ　工事の着手時期については、ホンドキツネの繁殖等へ影響を及ぼさない時期となるよう配慮します。 エ　環境保全措置及び事後調査の実施に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら行います。

表 11-1(3)　準備書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

番号	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
５　景観		
	主な景観要素に計画施設が加わるなどにより、視点によっては景観に変化が生じると予測されることから、施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。 このため、建築物の形状、色彩等に配慮し、周辺景観との調和に努めること。	計画施設の存在に伴い、視点によっては景観に変化が生じると予測されたことから、景観への影響を低減するため、建築物の形状、色彩等については類似事例等も参考に検討を行い、周辺景観との調和に配慮した施設となるよう努めます。
６　その他		
（１）	評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。	評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮し、事業計画について配慮書や方法書からの変更点について追記するなど、分かりやすい図書となるよう努めました。
（２）	事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。	事業の実施に当たっては、ホームページへの掲載や、関係市町の広報掲載等により、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応します。

第12章　　準備書から評価書への主な修正点

第12章　準備書から評価書への主な修正点

本事業の環境影響評価準備書（以下、準備書という）についての愛知県知事の意見等を勘案して、準備書の記載事項について検討を加え、評価書において行った修正等は以下に示すとおりである。

準備書と評価書の内容の対比に配慮して、準備書に記載した内容を左頁に、評価書に記載した内容を右頁にとりまとめ、修正等を行った箇所のみの記載とした。

なお、環境要素ごとの調査、予測及び評価結果（第９章　総合評価）については、第８章の修正を踏まえ修正した。

また、表現の適正化及び誤字、脱字等の修正については適宜行った。

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">第２章　都市計画対象事業の目的及び内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　都市計画対象事業の内容</td></tr>
<tr><td>11</td><td>＜可燃ごみ焼却処理量＞
計画施設で処理を行う可燃ごみ処理量の推計値は、「基本設計」において、各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における推計値をもとに、表 2.2.3 及び図 2.2.2 に示すとおり算出されている。</td></tr>
<tr><td>12</td><td>表2.2.3　人口推計及び可燃ごみ処理量（推計値）
<table>
<tr><th>年度</th><th>人口（人）</th><th>可燃ごみ（ｔ/年）</th></tr>
<tr><td>R1</td><td>233,497</td><td>49,106</td></tr>
<tr><td>R2</td><td>233,336</td><td>48,636</td></tr>
<tr><td>R3</td><td>232,735</td><td>48,157</td></tr>
<tr><td>R4</td><td>232,104</td><td>47,878</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>231,470</td><td>47,685</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>230,838</td><td>47,345</td></tr>
<tr><td>R7</td><td>230,106</td><td>47,147</td></tr>
<tr><td>R8</td><td>229,374</td><td>46,975</td></tr>
<tr><td>R9</td><td>228,616</td><td>46,887</td></tr>
<tr><td>R10</td><td>227,758</td><td>46,613</td></tr>
<tr><td>R11</td><td>227,001</td><td>46,417</td></tr>
<tr><td>R12</td><td>226,144</td><td>46,232</td></tr>
<tr><td>R13</td><td>225,366</td><td>46,163</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

評価書頁	評価書
第２章　都市計画対象事業の目的及び内容	
２　都市計画対象事業の内容	
11	＜可燃ごみ焼却処理量＞ 　計画施設で処理を行う可燃ごみ処理量の推計値は、「基本設計」において、各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における推計値をもとに、表 2.2.3(1)、(2)及び図 2.2.2 に示すとおり算出されている。
12	

表 2.2.3(1)　人口推計（推計値）

単位：人

年度	犬山市	江南市	大口町	扶桑町	合計
R1	74,200	100,415	24,257	34,625	233,497
R2	74,000	100,336	24,365	34,635	233,336
R3	73,700	99,941	24,450	34,644	232,735
R4	73,400	99,547	24,536	34,621	232,104
R5	73,100	99,152	24,621	34,597	231,470
R6	72,800	98,757	24,707	34,574	230,838
R7	72,400	98,363	24,792	34,551	230,106
R8	72,100	97,894	24,853	34,527	229,374
R9	71,800	97,424	24,914	34,478	228,616
R10	71,400	96,955	24,974	34,429	227,758
R11	71,100	96,486	25,035	34,380	227,001
R12	70,700	96,017	25,096	34,331	226,144
R13	70,400	95,555	25,129	34,282	225,366

表 2.2.3(2)　可燃ごみ処理量（推計値）

単位：ｔ/年

年度	犬山市	江南市	大口町	扶桑町	合計
R1	16,683	19,540	5,760	7,123	49,106
R2	16,558	19,281	5,719	7,078	48,636
R3	16,450	19,015	5,673	7,019	48,157
R4	16,342	18,935	5,629	6,972	47,878
R5	16,266	18,909	5,583	6,927	47,685
R6	16,128	18,779	5,538	6,900	47,345
R7	16,039	18,702	5,550	6,856	47,147
R8	15,973	18,610	5,558	6,834	46,975
R9	15,950	18,568	5,565	6,804	46,887
R10	15,818	18,426	5,573	6,796	46,613
R11	15,751	18,334	5,582	6,750	46,417
R12	15,662	18,243	5,590	6,737	46,232
R13	15,639	18,203	5,593	6,728	46,163

準備書頁	準備書
２　都市計画対象事業の内容	
14	②処理能力 粗大ごみ処理施設の処理能力は、次式で算定する。 処理能力＝計画年間日平均処理量（ａ）÷実稼働率（ｂ）×計画月間変動係数（ｃ） ａ　計画年間日平均処理量：7.6ｔ/日 ｂ　実稼働率：0.685（実稼働日数（365 日－115 日）÷365 日） ｃ　計画月間変動係数：1.26 注) 注）２市２町の過去５年間における月別搬入量より算出。
19	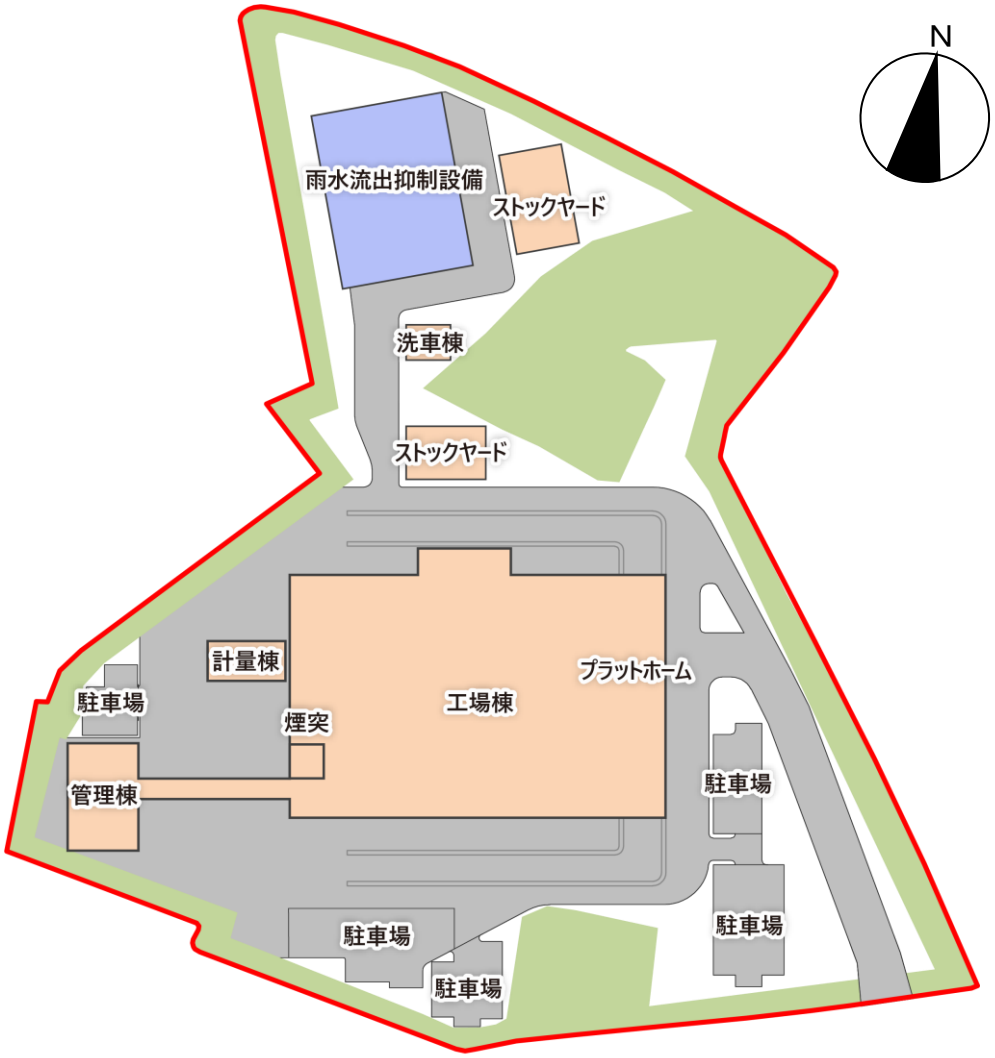 図2.2.4　施設配置図

評価書頁	評価書
２　都市計画対象事業の内容	
14	②　処理能力 粗大ごみ処理施設の処理能力は、次式で算定する。 処理能力＝計画年間日平均処理量（ａ）÷実稼働率（ｂ）×計画月間変動係数（ｃ） ａ　計画年間日平均処理量：7.6ｔ/日 ｂ　実稼働率：0.685（実稼働日数（365 日－115 日[注1)]）÷365 日） ｃ　計画月間変動係数：1.26[注2)] 注１）非稼働日（土曜、日曜）及び補修整備期間 注２）２市２町の過去５年間における月別搬入量より算出。
19	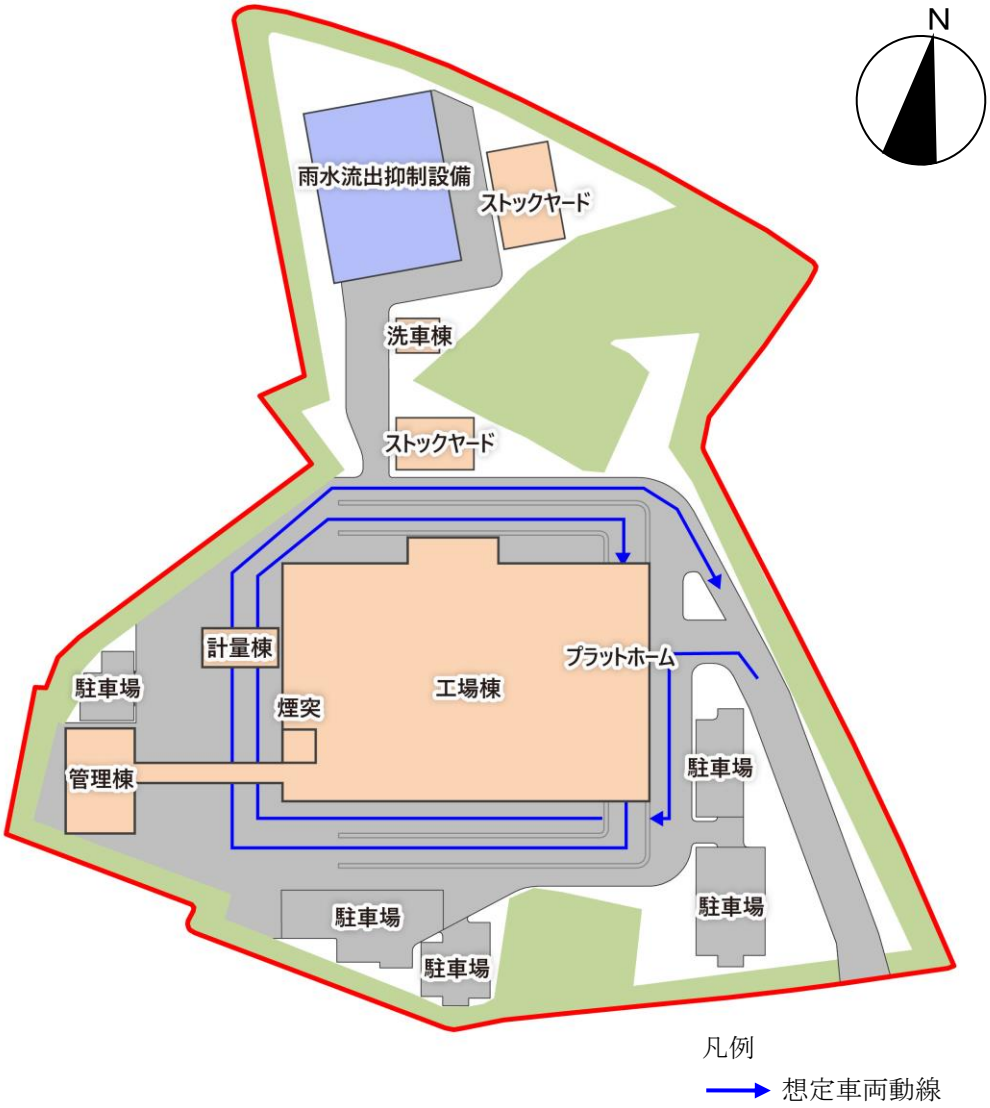 図2.2.4　施設配置図

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">２　都市計画対象事業の内容</td></tr>
<tr><td>22</td><td><u>2.2.4.5　公害防止基準</u>
本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、より厳しい値を自主規制値として設定した。</td></tr>
<tr><td>23</td><td>注４）排出ガス濃度は、施設整備の前提となるものであり、いずれの処理方式を採用した場合でもこの値を遵守できるような施設を整備していく。</td></tr>
<tr><td>29</td><td>表2.2.11(1)　事業計画策定時の環境配慮事項
<table>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>区分</th><th>環境への配慮事項</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大気質</td><td rowspan="2">工事中</td><td>・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。
・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。
・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。</td></tr>
<tr><td>・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。
・建設機械は、<u>可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用する。</u>
・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>30</td><td>表2.2.11(2)　事業計画策定時の環境配慮事項
<table>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>区分</th><th>環境への配慮事項</th></tr>
<tr><td rowspan="2">騒音及び超低周波音</td><td rowspan="2">工事中</td><td>・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。
・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。</td></tr>
<tr><td>・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。
・建設機械は、<u>可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。</u>
・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">２　都市計画対象事業の内容</td></tr>
<tr><td>22</td><td><u>2.2.4.5　公害防止基準</u>
本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、<u>同等または</u>より厳しい値を自主規制値として設定した。</td></tr>
<tr><td>23</td><td>注４）排出ガス濃度は、施設整備の前提となるものであり、いずれの処理方式を採用した場合でもこの値を遵守できるような施設を整備していく。
<u>また、排ガスの諸元については、計画段階配慮書時点においては既存施設（犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合環境美化センター）の自主規制値及び計画施設の法規制値を対比し、その中で排出濃度が低い値を排出諸元としていたが、学識経験者と地区の代表者、行政職員で構成される公害防止準備委員会の中で検討された結果を踏まえて自主規制値を設定した。</u></td></tr>
<tr><td>29</td><td>表2.2.11(1)　事業計画策定時の環境配慮事項
<table>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>区分</th><th>環境への配慮事項</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大気質</td><td rowspan="2">工事中</td><td>・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。
・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。
・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。</td></tr>
<tr><td>・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。
・建設機械は、<u>排出ガス対策型の建設機械を使用することを基本とする。</u>
・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>30</td><td>表2.2.11(2)　事業計画策定時の環境配慮事項
<table>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>区分</th><th>環境への配慮事項</th></tr>
<tr><td rowspan="2">騒音及び超低周波音</td><td rowspan="2">工事中</td><td>・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。
・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。</td></tr>
<tr><td>・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。
・建設機械は、<u>低騒音型の建設機械を使用することを基本とする。</u>
・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">２　都市計画対象事業の内容</td></tr>
<tr><td>31</td><td>

表2.2.11(3)　事業計画策定時の環境配慮事項

<table>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>区分</th><th>環境への配慮事項</th></tr>
<tr><td>水質</td><td>工事中</td><td>・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。
・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。</td></tr>
<tr><td>動物
植物
生態系</td><td>工事中</td><td>・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。
・建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。
・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。
・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。
・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

評価書頁	評価書
２　都市計画対象事業の内容	
31	

2.2.11(3)　事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
水質	工事中	・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6、SS=200mg/L（「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場に係る施設排水の排水基準に相当））内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
動物 植物 生態系	工事中	・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用することを基本とし、低振動型の建設機械についても可能な限り使用する。 ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6、SS=200mg/L）内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。

準備書頁	準備書
第３章　都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	
３　社会的状況	
112	**3.2.4.2　上水道の普及状況** 事業実施区域が位置する江南市の水道普及率は 99.8%となっており、水源は木曽川である。
126	②　ばいじん 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3.2.14 に示すとおりである。
126	③　窒素酸化物 a）排出基準 「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3.2.15 に示すとおりである。
128	⑤　水銀 「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.18 に示すとおり定められている。
128	⑥　ダイオキシン類 「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.19 に示すとおり定められている。
135	注）要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。
143	（１）地盤 事業実施区域が位置する江南市は、「県条例」による揚水規制の第２規制区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受ける必要がある。揚水設備に係る許可の基準は、表 3.2.38 に示すとおりである。

評価書頁	評価書
第３章　都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	
３　社会的状況	
112	**3.2.4.2　上水道の普及状況** 事業実施区域が位置する江南市の水道普及率は 99.8%となっており、水源は木曽川及び地下水（深井戸）である。
126	②　ばいじん 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3.2.14 に示すとおりであり計画施設は 0.04 g/m^3_Nが該当する。
126	③　窒素酸化物 a）排出基準 「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3.2.15 に示すとおりであり計画施設は 250ppm が該当する。
128	⑤　水銀 「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.18 に示すとおり定められており、計画施設では 30μg/m^3_Nが該当する。
128	⑥　ダイオキシン類 「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.19 に示すとおり定められており、計画施設では 0.1 ng-TEQ/m^3_Nが該当する。
135	注）要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。
143	（１）地盤 事業実施区域が位置する江南市は、「県条例」による揚水規制の第２規制区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受ける必要がある。揚水設備に係る許可の基準は、表 3.2.38 に示すとおりである。なお、本事業において給水は、上水を使用する計画であり地下水の揚水は行わない計画である。

準備書頁	準備書
第４章　計画段階配慮事項に関する内容	
４　計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	
―	―

評価書頁	評価書
第４章　計画段階配慮事項に関する内容	
４　計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	
218	なお、事業実施区域については、計画段階配慮書時点から次の点が変更となっており、敷地面積が小さくなっている。 ・区域の北側については、宮田導水路があり緑地帯としての上部利用を想定していたが、検討の結果、宮田導水路を除いても緑地帯や施設の配置が可能であることから、除外した。 ・区域の西側については、分筆を前提に直線を基調としたラインとしていたが、地権者との協議を行うなかで、分筆を前提としない形へ変更することとした。 ・区域の東側については、事業実施区域内にある中般若北極楽墓地の移転先を確保していたが、区域外に移転することで調整を進めていることから、「ごみ処理施設の事業区域に含む」ということで活用していくこととした。

準備書頁	準備書
第７章　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
７　調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由	

300

表 7.4.10(2)　調査、予測及び評価の手法（動物）

項目 環境要素の区分	項目 影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
重要な種及び注目すべき生息地（続き）	＜工事の実施＞ 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工 ＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在 （続き）	調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各１回 ・鳥類：春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季に各１回 ・猛禽類：３～７月に各月２日※1 ・昆虫類：春季、夏季、秋季に各１回 ・両生類、爬虫類：早春季、春季、夏季、秋季に各１回 ・魚類：春季、夏季、秋季に各１回 ・底生動物：早春季、夏季、冬季に各１回 ・クモ類：夏季、秋季、冬季に各１回 ・陸産貝類：初夏季、冬季に各１回 ・ホンドキツネ：12月～４月に各１回※2
		予測の基本的な手法	重要な種及び注目すべき生息地について、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200ｍの範囲を基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲 なお、行動範囲の広い種については生態的特性を考慮し、適切な予測地域を設定した。
		予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

※１　現地踏査において希少猛禽類であるオオタカが事業実施区域周辺で確認されたことから、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年　環境省）を踏まえ、有識者に調査内容を確認した上で調査を追加した。

※２　現地調査において、事業実施区域周辺の生態系における上位種に位置するホンドキツネが事業実施区域内で営巣していることが確認されたことから、生息環境、行動範囲及び主要な餌動物であるネズミ科の分布状況を明らかにするために追加で調査を行った。なお、調査期間は動物調査における調査に加え、交尾期から幼獣が巣穴から出る時期にあたる 12 月～４月に、継続して実施した。

評価書頁	評価書
第７章　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
７　調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由	

300

表 7.4.10(2)　調査、予測及び評価の手法（動物）

項目 環境要素の区分	項目 影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
重要な種及び注目すべき生息地（続き）	＜工事の実施＞ 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工 ＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在 （続き）	調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各１回 ・鳥類：春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季に各１回 ・猛禽類：１営巣期目：３～７月に各月２日 ２営巣期目：１～７月に各月２日※1 ・昆虫類：春季、夏季、秋季に各１回 ・両生類、爬虫類：早春季、春季、夏季、秋季に各１回 ・魚類：春季、夏季、秋季に各１回 ・底生動物：早春季、夏季、冬季に各１回 ・クモ類：夏季、秋季、冬季に各１回 ・陸産貝類：初夏季、冬季に各１回 ・ホンドキツネ：12月～８月に各１回※2
		予測の基本的な手法	重要な種及び注目すべき生息地について、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200ｍの範囲を基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲 なお、行動範囲の広い種については生態的特性を考慮し、適切な予測地域を設定した。※1、※2
		予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

※１　現地踏査において希少猛禽類であるオオタカが事業実施区域周辺で確認されたことから、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年　環境省）を踏まえ、有識者に調査内容を確認した上で調査を追加した。

※２　現地調査において、事業実施区域周辺の生態系における上位種に位置するホンドキツネが事業実施区域内で営巣していることが確認されたことから、生息環境、行動範囲及び主要な餌動物であるネズミ科の分布状況を明らかにするために追加で調査を行った。なお、調査期間は動物調査における調査に加え、交尾期から幼獣が分散する時期にあたる 12 月～８月に、継続して実施した。

準備書頁	準備書
7　調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由	
304	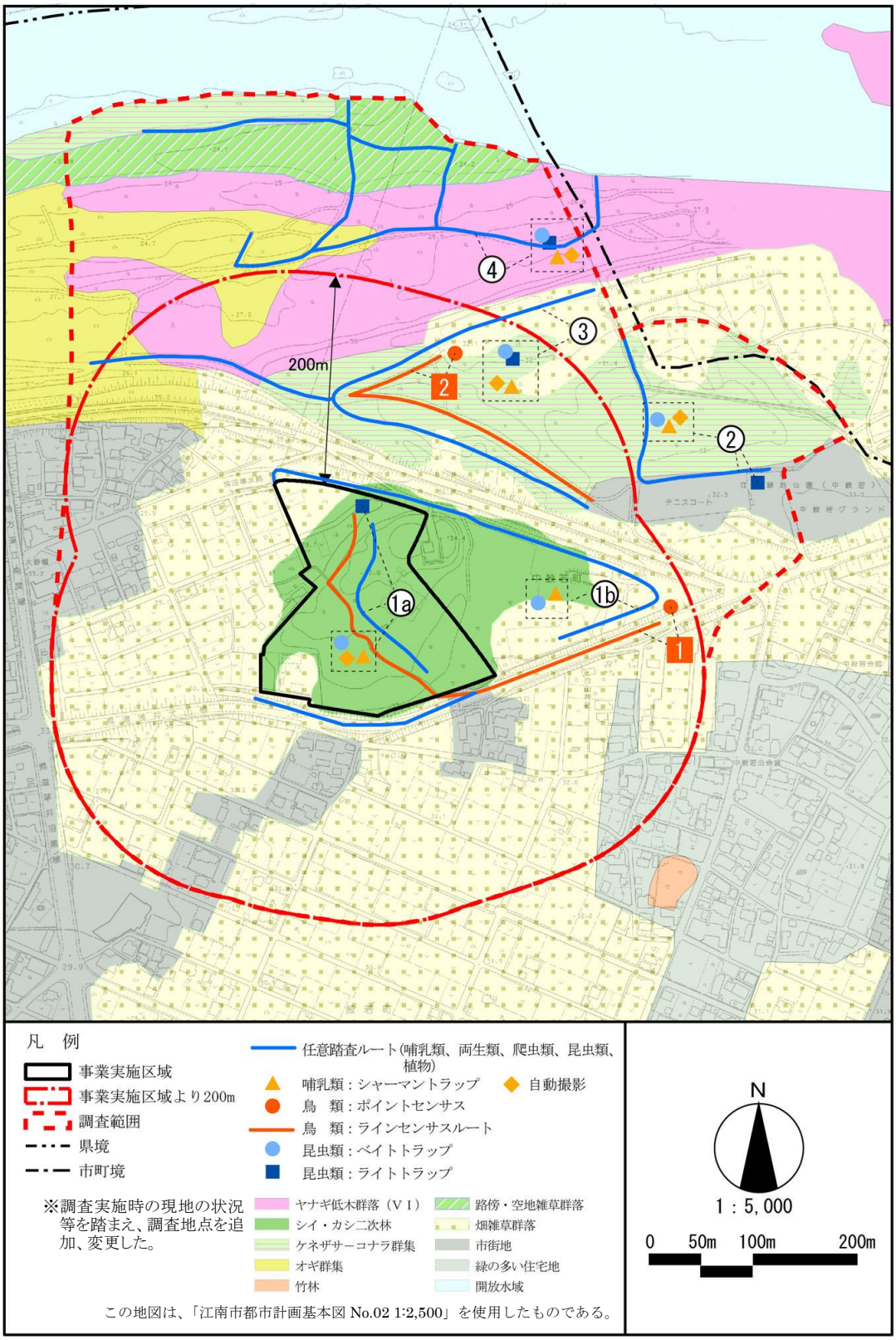 図 7.4.9　動植物の調査地域

評価書頁	評価書
7　調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由	
304	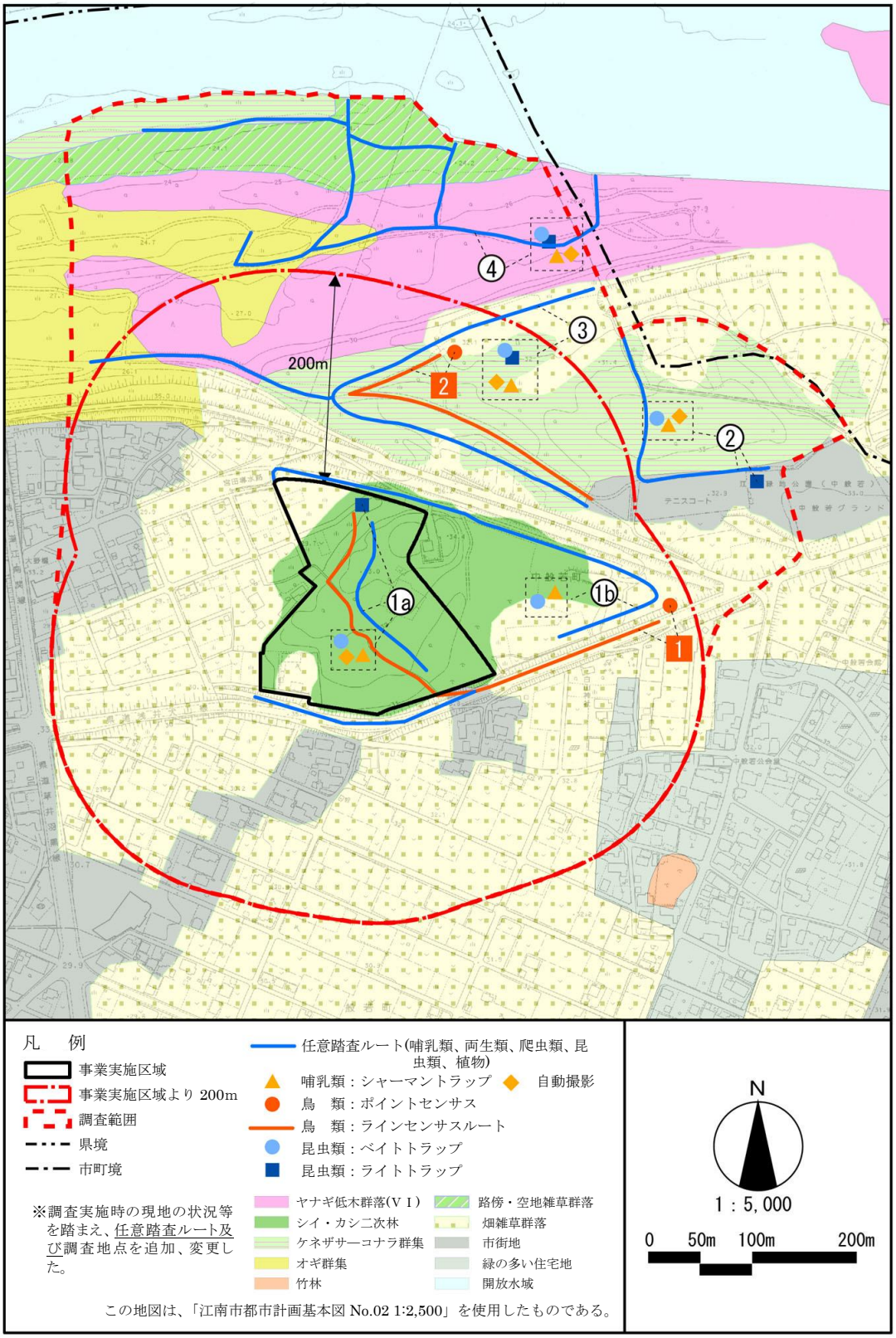 図 7.4.9　動植物の調査地域

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">第８章　環境影響の調査、予測及び評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">8.1　大気質</td></tr>
<tr><td>373</td><td>

表8.1.46　建設機械の年間稼働台数及び汚染物質排出量（年平均値）

<table>
<tr><th rowspan="3">名称</th><th>年間</th><th colspan="2">窒素酸化物</th><th colspan="2">浮遊粒子状物質</th></tr>
<tr><th>稼働台数</th><th>排出原単位</th><th>年間排出量</th><th>排出原単位</th><th>年間排出量</th></tr>
<tr><th>台/年</th><th>m^3_N/台</th><th>m^3_N/年</th><th>kg/台</th><th>kg/年</th></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>428</td><td>

表8.1.87　環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）

<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。</td><td>事業者</td><td>大気質への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。</td><td>事業者</td><td>大気質への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。</td><td>事業者</td><td>大気質への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。</td><td>事業者</td><td>大気質への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。</td><td>事業者</td><td>大気質への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>429</td><td>

②　建設機械の稼働等

a）環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.00141ppm、浮遊粒子状物質が0.00051mg/m^3、1時間値で二酸化窒素が0.18582ppm、浮遊粒子状物質が0.06719mg/m^3と小さい。

</td></tr>
<tr><td colspan="2">8.2　騒音及び超低周波音</td></tr>
<tr><td>447</td><td>

【等価騒音レベル算出式】

$L_{Aeq,1} = L_{AE} + 10\ \log N - 35.6$

［記　号］

$L_{Aeq,1}$：車線別、車種別の等価騒音レベル（デシベル）

L_{AE}：１台の自動車が対象とする道路の全延長を通過する間の予測点における単発騒音暴露レベル（デシベル）

N：算出対象時間区分別の平均時間交通量（台/時）

</td></tr>
</table>

評価書頁	評価書
第８章　環境影響の調査、予測及び評価	
8.1　大気質	

373

表8.1.46　建設機械の年間稼働台数及び汚染物質排出量（年平均値）

名称	年間	窒素酸化物		浮遊粒子状物質	
	稼働台数	排出原単位	年間排出量	排出原単位	年間排出量
	台/年	m^3_N/台・日	m^3_N/年	kg/台・日	kg/年

428

表8.1.87　環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）

環境保全に関する措置	事業主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
組合から２市２町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。	事業者	大気質への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。

429

②　建設機械の稼働等

a）環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.00141ppm、浮遊粒子状物質が0.00051mg/m^3、１時間値で二酸化窒素が0.18582ppm、浮遊粒子状物質が 0.06719mg/m^3 となり、１時間値の二酸化窒素については付加濃度が他の項目に比べ高い傾向がみられるものの、その他の項目は小さい。

8.2　騒音及び超低周波音

447

【等価騒音レベル算出式】

$L_{Aeq,1} = L_{AE} + 10\log(N/T)$、T=3,600（秒）

［記　号］

$L_{Aeq,1}$ ：車線別、車種別の等価騒音レベル（デシベル）

L_{AE} ：１台の自動車が対象とする道路の全延長を通過する間の予測点における単発騒音暴露レベル（デシベル）

N ：算出対象時間区分別の平均時間交通量（台/時）

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.2　騒音及び超低周波音</td></tr>
<tr><td>448</td><td>iii.　道路条件、音源位置
予測地点の道路条件、音源位置は、図 8.2.6 に示すとおりである。音源高さは路面上とし、予測位置は道路端の地上 1.2mとした。</td></tr>
<tr><td>484</td><td>表8.2.36　環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）
<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">8.3　振動</td></tr>
<tr><td>525</td><td>表8.3.29　環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）
<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.2　騒音及び超低周波音</td></tr>
<tr><td>448</td><td>iii.　道路条件、音源位置
予測地点の道路条件、音源位置は、図 8.2.6 に示すとおりである。音源高さは路面上とし、予測位置は道路端の地上 1.2mとした。<u>また、舗装種別はアスファルト舗装（密粒舗装）とした。</u></td></tr>
<tr><td>484</td><td>
表8.2.36　環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）
<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。</td><td>事業者</td><td>騒音への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td><u>組合から２市２町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。</u></td><td><u>事業者</u></td><td><u>騒音への影響の低減が期待できる。</u></td><td><u>小さいと考える。</u></td><td><u>特になし。</u></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">8.3　振動</td></tr>
<tr><td>525</td><td>
表8.3.29　環境保全措置（廃棄物等の搬入及び搬出）
<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。</td><td>事業者</td><td>振動への影響の低減が期待できる。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td><u>組合から２市２町に対して、委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。</u></td><td><u>事業者</u></td><td><u>振動への影響の低減が期待できる。</u></td><td><u>小さいと考える。</u></td><td><u>特になし。</u></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

準備書頁	準備書
8.5　水質	
546	②　予測結果 a）水素イオン濃度 コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。なお、自主的に設定する基準値については、河川の環境基準等を参考に、民間事業者（工事施工者）決定後に設定する。 b）水の濁り 工事中の排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。 なお、仮設沈砂池については、今後詳細な工事計画において、排出濃度が水質（降雨時）調査の浮遊物質量の最大値（390mg/L）を超えない程度の十分な容量を沈降試験結果等を踏まえて確保していくものとする。
547	8.5.3.2　環境保全措置 (1) 工事の実施 ①　掘削・盛土等の土工 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。 ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。

評価書頁	評価書
8.5　水質	
546	②　予測結果 a）水素イオン濃度 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH：5.8～8.6）内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。 b）水の濁り 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（SS：200 mg/L）内になることを確認した上で既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。
547	**8.5.3.2　環境保全措置** (1) 工事の実施 ①　掘削・盛土等の土工 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。 ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6、SS=200 mg/L）内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。

準備書頁	準備書
8.5　水質	
548	(1) 工事の実施 ①　掘削・盛土等の土工 a)　水素イオン濃度 ア.環境影響の回避・低減に係る評価 コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。 イ.環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。 b)　水の濁り ア.環境影響の回避・低減に係る評価 工事中の排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さく、環境への影響は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

評価書頁	評価書
8.5　水質	
548	(1) 工事の実施 ①　掘削・盛土等の土工 a)　水素イオン濃度 ア.環境影響の回避・低減に係る評価 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6）内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。 イ.環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6）内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合は図られている。 b)　水の濁り ア.環境影響の回避・低減に係る評価 工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（SS=200 mg/L）内になることを確認した上で既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さく、環境への影響は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.6　地盤・土壌</td></tr>
<tr><td>550</td><td>

表8.6.3　土壌環境の調査地点

<table>
<tr><th>調査地点</th><th>設定理由</th></tr>
<tr><td>地点１</td><td>過去の土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定</td></tr>
<tr><td>地点２</td><td>事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の地点として設定</td></tr>
<tr><td>地点３</td><td>土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td colspan="2">8.7　地下水の状況及び地下水質</td></tr>
<tr><td>562</td><td>

表8.7.7　地下水位の調査結果

<table>
<tr><th>時期</th><th>地盤面からの深さ（m）</th></tr>
<tr><td>春季</td><td>9.11</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>6.64</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>7.47</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>8.77</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.6　地盤・土壌</td></tr>
<tr><td>550</td><td>

表8.6.3　土壌環境の調査地点

<table>
<tr><th>調査地点</th><th>設定理由</th></tr>
<tr><td>地点１</td><td>過去の土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定</td></tr>
<tr><td>地点２</td><td>事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の地点として設定（地下水位、地下水質の調査地点と同一地点）</td></tr>
<tr><td>地点３</td><td>土地利用の状況から、住民から懸念の声があった地点として設定</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td colspan="2">8.7　地下水の状況及び地下水質</td></tr>
<tr><td>562</td><td>

表8.7.7　地下水位の調査結果

<table>
<tr><th>時期</th><th>地盤面からの深さ（m）</th><th>参考：犬山観測所（愛知県犬山市栗栖）の木曽川の水位（m）注)</th><th>参考：川島大橋観測所（岐阜県各務原市川島笠田）の木曽川の水位（m）注)</th></tr>
<tr><td>春季</td><td>9.11</td><td>1.92</td><td>−5.98</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>6.64</td><td>2.07</td><td>−5.52</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>7.47</td><td>1.80</td><td>−6.10</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>8.77</td><td>1.74</td><td>−6.15</td></tr>
</table>

注)「水文水質データベース」（国土交通省ホームページ）より引用

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>580</td><td>

表 8.9.2　調査期間

<table>
<tr><th>調査対象</th><th colspan="2">調査期間</th><th>調査実施日</th></tr>
<tr><td>ホンドキツネ注1)</td><td colspan="2">令和元年12月24日(火)、25日(水)
令和２年１月27日(月)～31日(金)
令和２年２月１日(土)、18日(火)～20日(木)
令和２年３月21日(土)～24日(火)
令和２年４月19日(日)～21日(火)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">猛禽類注2)</td><td>１営巣期</td><td>平成31年３月１日（金）
平成31年４月２日（火）、４月３日（水）
令和元年５月５日（日）、５月６日（月）
令和元年６月11日（火）、６月12日（水）
令和元年７月６日（土）、７月７日（日）</td></tr>
<tr><td>繁殖状況調査</td><td>令和元年６月16日（日）
令和元年７月７日（日）</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>581</td><td>

表 8.9.3　調査時期の選定根拠

<table>
<tr><th colspan="2">調査時期</th><th>調査対象</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>３月～７月</td><td>猛禽類</td><td>一般に、造巣は３月から始まり、孵化した幼鳥は７月頃に巣立つことから、繁殖の有無を確認することができる時期である。</td></tr>
<tr><td>12 月～８月</td><td>ホンドキツネ</td><td>一般に、繁殖期（交尾期から巣穴依存期）は 12 月～５月であり、交尾期から幼獣が巣穴を出る時期にあたる時期である。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>591</td><td>

b)　鳥類
ア.鳥類（一般鳥類及び猛禽類）
現地調査での確認種一覧は、表 8.9.7(1)、(2)に示すとおりである。
現地調査では、15 目 35 科 74 種の鳥類が確認された。

</td></tr>
</table>

評価書頁	評価書
8.9　動物	

580

表 8.9.2 (1)　調査期間

調査対象	調査期間	調査実施日
ホンドキツネ注1)		平成31年４月27日（土）、令和元年５月５日（日） 令和元年７月25日（木）、７月31日（水） 令和元年９月25日（木）、９月30日（月） 令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和２年１月 27 日(月)～31 日(金) 令和２年２月１日(土)、18 日(火)～20 日(木) 令和２年３月 21 日(土)～24 日(火) 令和２年４月 19 日(日)～21 日(火) 令和２年５月 20 日(水)、21 日(木) 令和２年６月 24 日(水)～26 日(金) 令和２年７月 18 日(土)～22 日(水) 令和２年８月18日（火）
猛禽類注2)	１営巣期	平成31年３月１日（金） 平成31年４月２日（火）、４月３日（水） 令和元年５月５日（日）、５月６日（月） 令和元年６月11日（火）、６月12日（水） 令和元年７月６日（土）、７月７日（日）
	２営巣期	令和２年１月 30 日(木)～31 日(金) 令和２年２月 24 日(月)～25 日(火) 令和２年３月 19 日(木)～20 日(金) 令和２年４月 16 日(木)～17 日(金) 令和２年５月 15 日(金)～16 日(土) 令和２年６月 21 日(日)～22 日(月) 令和２年７月 16 日(木)～17 日(金)
	繁殖状況調査	令和元年６月16日（日） 令和元年７月７日（日） 令和２年６月27日（土） 令和２年７月21日（火）

582

表 8.9.3 (2)　調査時期の選定根拠

調査時期		調査対象	根拠
その他	３月～７月	猛禽類	一般に、造巣は３月から始まり、孵化した幼鳥は７月頃に巣立つことから、繁殖の有無を確認することができる時期である。
	12 月～８月	ホンドキツネ	一般に、繁殖期（交尾期から巣穴依存期）は 12 月～５月であり、その後幼獣が分散する時期である。

592

b)　鳥類

ア.鳥類（一般鳥類及び猛禽類）

現地調査での確認種一覧は、表 8.9.7(1)、(2)に示すとおりである。

現地調査では、15 目 36 科 82 種の鳥類が確認された。

準備書頁	準備書
8.9　動物	
591	

表 8.9.7 (1)　鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	学名	事業実施区域		調査時期					その他調査	猛禽類調査
					内	外	春季	繁殖期	夏季	秋季	冬季		
1	キジ目	キジ科	コジュケイ	*Bambusicola thoracicus thoracicus*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2			キジ	*Phasianus colchicus robustipes*	●	●	●	●	●		●	●	●
3	カモ目	カモ科	マガモ	*Anas platyrhynchos platyrhynchos*		●					●	●	●
4			カルガモ	*Anas zonorhyncha*	●	●	●	●		●	●	●	●
5			コガモ	*Anas crecca crecca*		●					●	●	
6			ホシハジロ	*Aythya ferina*		●						●	
7			キンクロハジロ	*Aythya fuligula*		●						●	●
8			ミコアイサ	*Mergellus albellus*		●						●	
9			カワアイサ	*Mergus merganser merganser*		●						●	
10	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	*Tachybaptus ruficollis poggei*		●						●	●
11			カンムリカイツブリ	*Podiceps cristatus cristatus*		●						●	
12	ハト目	ハト科	キジバト	*Streptopelia orientalis orientalis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13			ドバト	*Columba livia*	●	●			●	●	●		●
14	カツオドリ目	ウ科	カワウ	*Phalacrocorax carbo hanedae*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	*Nycticorax nycticorax nycticorax*		●							●
16			アオサギ	*Ardea cinerea jouyi*	●	●		●	●	●	●	●	●
17			ダイサギ	*Ardea alba alba*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18	ツル目	クイナ科	オオバン	*Fulica atra atra*		●						●	
19	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	*Cuculus poliocephalus*	●	●							●
20	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	*Apus pacificus kurodae*	●	●							●
21			ヒメアマツバメ	*Apus nipalensis kuntzi*	●								●
22	チドリ目	チドリ科	ケリ	*Vanellus cinereus*		●						●	
23			コチドリ	*Charadrius dubius curonicus*	●				●			●	●
24		シギ科	ヤマシギ	*Scolopax rusticola*		●						●	
25			クサシギ	*Tringa ochropus*	●							●	
26		カモメ科	ウミネコ	*Larus crassirostris*		●							●
27			セグロカモメ	*Larus argentatus vegae*		●						●	
28	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	*Pandion haliaetus haliaetus*		●						●	●
29		タカ科	トビ	*Milvus migrans lineatus*	●	●	●	●		●	●	●	●
30			ハイタカ	*Accipiter nisus nisosimilis*		●						●	●
31			オオタカ	*Accipiter gentilis fujiyamae*	●	●	●				●	●	●
32			サシバ	*Butastur indicus*	●	●						●	●
33			ノスリ	*Buteo buteo japonicus*	●	●					●	●	●

評価書頁	評価書
8.9　動物	
592	

表 8.9.7 (1)　鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	学名	事業実施区域 内	事業実施区域 外	調査時期 春季	調査時期 繁殖期	調査時期 夏季	調査時期 秋季	調査時期 冬季	その他調査	猛禽類調査
1	キジ目	キジ科	コジュケイ	*Bambusicola thoracicus thoracicus*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2			キジ	*Phasianus colchicus robustipes*	●	●	●	●	●		●	●	●
3	カモ目	カモ科	マガモ	*Anas platyrhynchos platyrhynchos*		●			●		●	●	●
4			カルガモ	*Anas zonorhyncha*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5			コガモ	*Anas crecca crecca*		●					●		●
6			ホシハジロ	*Aythya ferina*		●							●
7			キンクロハジロ	*Aythya fuligula*		●						●	●
8			ミコアイサ	*Mergellus albellus*		●							●
9			カワアイサ	*Mergus merganser merganser*		●							●
10	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	*Tachybaptus ruficollis poggei*		●			●			●	●
11			カンムリカイツブリ	*Podiceps cristatus cristatus*		●							●
12	ハト目	ハト科	キジバト	*Streptopelia orientalis orientalis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13			ドバト	*Columba livia*	●	●			●	●	●		●
14	カツオドリ目	ウ科	カワウ	*Phalacrocorax carbo hanedae*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	*Nycticorax nycticorax nycticorax*	●	●							●
16			アオサギ	*Ardea cinerea jouyi*	●	●		●	●	●	●	●	●
17			ダイサギ	*Ardea alba alba*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18			チュウサギ	*Egretta intermedia intermedia*	●								●
19	ツル目	クイナ科	オオバン	*Fulica atra atra*		●							●
20	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	*Cuculus poliocephalus*	●	●			●				●
21			ツツドリ	*Cuculus optatus*		●							●
22	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	*Apus pacificus kurodae*	●	●							●
23			ヒメアマツバメ	*Apus nipalensis kuntzi*	●								●
24	チドリ目	チドリ科	ケリ	*Vanellus cinereus*	●	●							●
25			イカルチドリ	*Charadrius placidus*		●							●
26			コチドリ	*Charadrius dubius curonicus*	●	●			●			●	●
27		シギ科	ヤマシギ	*Scolopax rusticola*								●	
28			クサシギ	*Tringa ochropus*	●	●							●
29			イソシギ	*Actitis hypoleucos*		●							●
30		カモメ科	ウミネコ	*Larus crassirostris*		●			●				
31			セグロカモメ	*Larus argentatus vegae*		●							●
32	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	*Pandion haliaetus haliaetus*	●	●							●
33		タカ科	トビ	*Milvus migrans lineatus*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
34			ハイタカ	*Accipiter nisus nisosimilis*	●	●						●	●
35			オオタカ	*Accipiter gentilis fujiyamae*	●	●	●		●		●	●	●
36			サシバ	*Butastur indicus*	●	●							●
37			ノスリ	*Buteo buteo japonicus*	●	●					●	●	●

準備書頁	準備書
8.9　動物	
592	

表 8.9.7(2)　鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	学名	事業実施区域 内	事業実施区域 外	調査時期 春季	調査時期 繁殖期	調査時期 夏季	調査時期 秋季	調査時期 冬季	その他調査	猛禽類調査
34	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	*Alcedo atthis bengalensis*	●	●	●						●
35	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	*Dendrocopos kizuki nippon*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
36			アオゲラ	*Picus awokera awokera*	●	●				●			●
37	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	*Falco tinnunculus interstinctus*		●	●			●		●	●
38			ハヤブサ	*Falco peregrinus japonensis*		●						●	
39	スズメ目	モズ科	モズ	*Lanius bucephalus bucephalus*	●	●	●		●	●	●	●	●
40		カラス科	カケス	*Garrulus glandarius japonicus*	●	●			●	●			
41			ハシボソガラス	*Corvus corone orientalis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
42			ハシブトガラス	*Corvus macrorhynchos japonensis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
43		シジュウカラ科	ヤマガラ	*Poecile varius varius*	●	●					●	●	
44			シジュウカラ	*Parus minor minor*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
45		ヒバリ科	ヒバリ	*Alauda arvensis japonica*	●	●	●	●	●			●	●
46		ツバメ科	ツバメ	*Hirundo rustica gutturalis*	●	●	●	●	●	●		●	●
47			イワツバメ	*Delichon dasypus dasypus*	●	●							●
48		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	*Hypsipetes amaurotis amaurotis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49		ウグイス科	ウグイス	*Cettia diphone cantans*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50		エナガ科	エナガ	*Aegithalos caudatus trivirgatus*	●	●	●			●	●	●	●
51		ムシクイ科	エゾムシクイ	*Phylloscopus borealoides*	●	●	●					●	
52			センダイムシクイ	*Phylloscopus coronatus*	●	●	●					●	
53		メジロ科	メジロ	*Zosterops japonicus japonicus*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
54		ヨシキリ科	オオヨシキリ	*Acrocephalus orientalis*		●	●					●	
55		レンジャク科	ヒレンジャク	*Bombycilla japonica*	●	●						●	●
56		ムクドリ科	ムクドリ	*Spodiopsar cineraceus*	●	●		●	●			●	●
57		ヒタキ科	シロハラ	*Turdus pallidus*	●	●					●	●	●
58			アカハラ	*Turdus chrysolaus chrysolaus*	●	●						●	
59			ツグミ	*Turdus naumanni eunomus*	●	●	●				●	●	●
60			ジョウビタキ	*Phoenicurus auroreus auroreus*	●	●					●		●
61			コサメビタキ	*Muscicapa dauurica dauurica*		●				●			
62			キビタキ	*Ficedula narcissina narcissina*	●	●	●	●		●			●
63		スズメ科	スズメ	*Passer montanus saturatus*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
64		セキレイ科	キセキレイ	*Motacilla cinerea cinerea*	●	●		●				●	●
65			ハクセキレイ	*Motacilla alba lugens*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
66			セグロセキレイ	*Motacilla grandis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
67			タヒバリ	*Anthus rubescens japonicus*		●						●	
68		アトリ科	カワラヒワ	*Chloris sinica minor*	●	●	●	●	●		●	●	●
69			ベニマシコ	*Uragus sibiricus sanguinolentus*		●						●	●
70			ウソ	*Pyrrhula pyrrhula griseiventris*		●						●	
71			シメ	*Coccothraustes coccothraustes japonicus*	●	●					●	●	●
72		ホオジロ科	ホオジロ	*Emberiza cioides ciopsis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
73			カシラダカ	*Emberiza rustica latifascia*	●	●					●	●	
74			アオジ	*Emberiza spodocephala personata*	●	●	●				●	●	●
計	15 目	35 科		74 種	52 種	70 種	32 種	25 種	25 種	27 種	34 種	60 種	54 種

評価書頁	評価書
8.9　動物	

593

表 8.9.7 (2)　鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	学名	事業実施区域 内	事業実施区域 外	調査時期 春季	調査時期 繁殖期	調査時期 夏季	調査時期 秋季	調査時期 冬季	その他調査	猛禽類調査
38	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	*Alcedo atthis bengalensis*	●	●	●		●				●
39	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	*Dendrocopos kizuki nippon*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
40			アカゲラ	*Dendrocopos major hondoensis*		●							●
41			アオゲラ	*Picus awokera awokera*	●	●				●			●
42	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	*Falco tinnunculus interstinctus*	●	●	●			●		●	●
43			ハヤブサ	*Falco peregrinus japonensis*		●						●	●
44	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	*Pericrocotus divaricatus divaricatus*		●							●
45		モズ科	モズ	*Lanius bucephalus bucephalus*	●	●	●		●	●	●	●	●
46		カラス科	カケス	*Garrulus glandarius japonicus*	●	●			●	●			●
47			ハシボソガラス	*Corvus corone orientalis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48			ハシブトガラス	*Corvus macrorhynchos japonensis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49		シジュウカラ科	ヤマガラ	*Poecile varius varius*	●	●					●		●
50			シジュウカラ	*Parus minor minor*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51		ヒバリ科	ヒバリ	*Alauda arvensis japonica*	●	●	●	●	●			●	●
52		ツバメ科	ツバメ	*Hirundo rustica gutturalis*	●	●	●	●	●	●		●	●
53			イワツバメ	*Delichon dasypus dasypus*	●	●							●
54		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	*Hypsipetes amaurotis amaurotis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
55		ウグイス科	ウグイス	*Cettia diphone cantans*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
56			ヤブサメ	*Urosphena squameiceps*		●							●
57		エナガ科	エナガ	*Aegithalos caudatus trivirgatus*	●	●	●			●	●	●	●
58		ムシクイ科	エゾムシクイ	*Phylloscopus borealoides*	●	●	●					●	
59			センダイムシクイ	*Phylloscopus coronatus*	●	●	●					●	●
60		メジロ科	メジロ	*Zosterops japonicus japonicus*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
61		ヨシキリ科	オオヨシキリ	*Acrocephalus orientalis*		●	●					●	●
62		レンジャク科	ヒレンジャク	*Bombycilla japonica*	●	●						●	●
63		ムクドリ科	ムクドリ	*Spodiopsar cineraceus*	●	●		●	●			●	●
64		ヒタキ科	シロハラ	*Turdus pallidus*	●	●					●	●	●
65			アカハラ	*Turdus chrysolaus chrysolaus*	●	●						●	●
66			ツグミ	*Turdus naumanni eunomus*	●	●	●				●	●	●
67			ジョウビタキ	*Phoenicurus auroreus auroreus*	●	●					●		●
68			イソヒヨドリ	*Monticola solitarius philippensis*		●							●
69			コサメビタキ	*Muscicapa dauurica dauurica*		●				●			
70			キビタキ	*Ficedula narcissina narcissina*	●	●	●	●		●			●
71		スズメ科	スズメ	*Passer montanus saturatus*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
72		セキレイ科	キセキレイ	*Motacilla cinerea cinerea*	●	●		●				●	●
73			ハクセキレイ	*Motacilla alba lugens*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
74			セグロセキレイ	*Motacilla grandis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
75			タヒバリ	*Anthus rubescens japonicus*		●							●
76		アトリ科	カワラヒワ	*Chloris sinica minor*	●	●	●	●	●		●	●	●
77			ベニマシコ	*Uragus sibiricus sanguinolentus*		●						●	●
78			ウソ	*Pyrrhula pyrrhula griseiventris*		●							●
79			シメ	*Coccothraustes coccothraustes japonicus*	●	●					●	●	●
80		ホオジロ科	ホオジロ	*Emberiza cioides ciopsis*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
81			カシラダカ	*Emberiza rustica latifascia*	●	●					●		●
82			アオジ	*Emberiza spodocephala personata*	●	●	●				●	●	●
計	15 目	36 科	82 種		57 種	79 種	32 種	25 種	33 種	27 種	34 種	46 種	78 種

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>593</td><td>イ.猛禽類
　猛禽類調査（営巣場所調査及び繁殖状況調査）により確認された猛禽類は２目３科６種である。確認例数が最も多かった猛禽類はオオタカであり、オオタカは営巣地及び２羽の巣立ちが確認された。</td></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>594</td><td>c）　昆虫類
　事業実施区域内では 829 種、事業実施区域外では 1,879 種が確認された（詳細は、資料編「資料７－１　昆虫類確認種一覧」参照）。

表 8.9.9　昆虫類確認種概要
<table><tr><th>目</th><th>科</th><th>種</th><th>主な確認種</th></tr><tr><td>トビムシ</td><td>4</td><td>10</td><td>ムラサキトビムシ、キボシマルトビムシ　等</td></tr><tr><td>トンボ</td><td>7</td><td>18</td><td>アサヒナカワトンボ、ホンサナエ、ハグロトンボ、ヤブヤンマ、アキアカネ　等</td></tr><tr><td>コウチュウ</td><td>47</td><td>447</td><td>チビゲンゴロウ、アオゴミムシ、ズグロアカヒメハネカクシ、クルミハムシ、カメノコテントウ、カブトムシ、クヌギシギゾウムシ、ヤマトタマムシ　等</td></tr></table>一部、省略</td></tr>
</table>

評価書頁	評価書
8.9　動物	
594	イ.猛禽類 　猛禽類調査（営巣場所調査及び繁殖状況調査）により確認された猛禽類は表 8.9.8 (1)、(2) に示すとおり、２目３科７種である。確認例数が最も多かった猛禽類はオオタカであり、営巣地及び５羽の巣立ち（平成 31 年・令和元年：２羽、令和２年：３羽）が確認された。

594

表 8.9.8 (2)　猛禽類の確認例数（令和２年）

No	目　名	科　名	種　名	選定基準					2020 年						
				①	②	③	④	⑤	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
1	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	繁：VU		2	1	2	1			
2		タカ	ハイタカ			NT		準	9	8	7	3			
3			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準	9	29	22	8	11	31	31
4			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			1	4	3		
5			ノスリ						6	3	2				1
6	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ								2	2			
7			ハヤブサ		国内	VU	繁:VU/越：NT	準	2			5			2
計	2 目	3 科	7 種		1 種	5 種	4 種	4 種	5 種	4 種	6 種	6 種	2 種	1 種	3 種

注）種名及び配列は「日本鳥類目録第 7 版」（平成 24 年　日本鳥学会）に従った。

595

c）　昆虫類

　事業実施区域内では 829 種、事業実施区域外では 1,880 種が確認された（詳細は、資料編「資料７－１　昆虫類確認種一覧」参照）。

表 8.9.9　昆虫類確認種概要

目	科	種	主な確認種
トビムシ	4	10	フクロムラサキトビムシ、キボシマルトビムシ　等
トンボ	7	19	アサヒナカワトンボ、ホンサナエ、ハグロトンボ、ヤブヤンマ、アキアカネ　等
コウチュウ	47	446	チビゲンゴロウ、アオゴミムシ、ズグロアカヒメハネカクシ、クルミハムシ、カメノコテントウ、カブトムシ、クヌギシギゾウムシ、ヤマトタマムシ　等

一部、省略

準備書頁	準備書
8.9　動物	

606

鳥類は、オオタカ、ハヤブサ、センダイムシクイ、コサメビタキ等の 12 種が確認された。

表8.9.18　重要な種一覧（鳥類）

No.	目　名	科　目	種　名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	カモ目	カモ科	カワアイサ				越：NT					●
2	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					準				●
3	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD						●
4		シギ科	ヤマシギ				越：NT					●
5	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	繁：NT					●
6		タカ科	ハイタカ			NT		準				●
7			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準			●	●
8			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			●	●
9	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	繁：VU/越：NT	準				●
10	スズメ目	ムシクイ科	センダイムシクイ					準			●	●
11		ヒタキ科	アカハラ				繁：CR				●	●
12			コサメビタキ				繁：NT	準				●
計	6 目	9 科	12 種	0 種	1 種	6 種	8 種	7 種	0 種	0 種	4 種	12 種

注１）選定基準の①～⑦は表8.9.16の番号と対応し、当該法令・文献における指定状況を示している。
注２）種名及び配列は「日本鳥類目録第7版」（平成24年　日本鳥学会）に従った。

607

昆虫類は、表 8.9.19 に示すとおりノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、ヤマトアシナガバチを含む 10 種が確認された。

表8.9.19　重要な種一覧（昆虫類）

No	目　名	科　目	種　名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	トンボ	トンボ	ノシメトンボ				NT				●	●
計	5 目	8 科	10 種	0 種	0 種	8 種	3 種	1 種	0 種	0 種	5 種	10 種

一部、省略

評価頁	評価書
8.9　動物	

607

鳥類は、表 8.9.18 に示すとおりオオタカ、ハヤブサ、センダイムシクイ、コサメビタキ等の 16 種が確認された。

表 8.9.18　重要な種一覧（鳥類）

No.	目　名	科　目	種　名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	カモ目	カモ科	カワアイサ				越：NT					●
2	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					準				●
3	ペリカン目	サギ科	チュウサギ			NT						●
4	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				繁：VU/通：NT					●
5	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD						●
6			イカルチドリ				繁：VU/越：NT					●
7		シギ科	ヤマシギ				越：NT					●
8	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	繁：NT					●
9		タカ科	ハイタカ			NT		準				●
10			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準			●	●
11			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			●	●
12	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	繁：VU/越：NT	準				●
13	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU		準				●
14		ムシクイ科	センダイムシクイ					準			●	●
15		ヒタキ科	アカハラ				繁：CR				●	●
16			コサメビタキ				繁：NT	準				●
計	8 目	12 科	16 種	0 種	1 種	8 種	10 種	8 種	0 種	0 種	4 種	16 種

注１）選定基準の①～⑦は表8.9.16の番号と対応し、当該法令・文献における指定状況を示している。
注２）種名及び配列は「日本鳥類目録第7版」（平成24年　日本鳥学会）に従った。

608

昆虫類は、表 8.9.19 に示すとおりノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、ヤマトアシナガバチを含む 11 種が確認された。

表 8.9.19　重要な種一覧（昆虫類）

No	目　名	科　目	種　名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	トンボ	モノサシトンボ	グンバイトンボ			NT	EN	準				●
2		トンボ	ノシメトンボ				NT				●	●
計	5 目	9 科	11 種	0 種	0 種	9 種	4 種	2 種	0 種	0 種	5 種	11 種

一部、省略

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>610</td><td>②　鳥類
なお、事業実施区域外のみで確認された７種の重要種のうち、ヤマシギは冬季に、コサメビタキは秋季の渡りの時期に確認されており、いずれも事業実施区域内の樹林地を利用している可能性はある（詳細は資料編「資料７－２　注目すべき種の概要」参照）。</td></tr>
<tr><td>611</td><td>③　昆虫類
事業実施区域外のみで確認された４種の重要種のうち、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトトリバチはいずれも落葉広葉樹の樹林地を好むことから、事業実施区域内を利用する可能性はある（詳細は資料編「資料７－２　注目すべき種の概要」参照）。</td></tr>
<tr><td>614</td><td>表8.9.29　予測対象種
<table>
<tr><th>区分</th><th>種数</th><th>現地で確認された重要な種</th></tr>
<tr><td>鳥類</td><td>６目９科 12 種</td><td>カワアイサ、カイツブリ、ケリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ</td></tr>
<tr><td>昆虫類</td><td>５目８科 10 種</td><td>ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンスズメバチ、コシロシタバ</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>615</td><td>④　予測方法
予測方法は、重要な種及び注目すべき生息地について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた上で定性的に予測した。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>611</td><td>②　鳥類
なお、事業実施区域外のみで確認された 12 種の重要種のうち、ヤマシギは冬季に、コサメビタキは秋季の渡りの時期に確認されており、いずれも事業実施区域内の樹林地を利用している可能性はある（詳細は資料編「資料７－２　注目すべき種の概要」参照）。</td></tr>
<tr><td>612</td><td>③　昆虫類
事業実施区域外のみで確認された５種の重要種のうち、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチはいずれも落葉広葉樹の樹林地を好むことから、事業実施区域内を利用する可能性はある（詳細は資料編「資料７－２　注目すべき種の概要」参照）。</td></tr>
<tr><td>615</td><td>表 8.9.29　予測対象種
<table>
<tr><th>区分</th><th>種数</th><th>現地で確認された重要な種</th></tr>
<tr><td>鳥類</td><td>8 目 12 科 16 種</td><td>カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、ケリ、イカルチドリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、サンショウクイ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ</td></tr>
<tr><td>昆虫類</td><td>５目９科 11 種</td><td>グンバイトンボ、ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンスズメバチ、コシロシタバ</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>616</td><td>④　予測方法
予測方法は、重要な種及び注目すべき生息地について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた上で定性的に予測した。
なお、事業実施区域の東側、西側には、隣接して開発事業が計画（「第７章 7.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業」参照）されていることから、将来の土地利用は未定であるものの、必要に応じて予測に含めることとし、土地が改変されるという想定で予測を行った。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>615</td><td>

(2) 予測結果

①　哺乳類

カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては環境配慮に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。

表8.9.31　確認された重要種の生息状況及び予測結果（哺乳類）

<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>カヤネズミ</td><td>夏季に、事業実施区域外北側の荒れ地に生育する小規模なススキ草地や、河川敷に成立するオギ群落で球巣が確認された。</td><td>カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避けるとともに、低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>615</td><td>

表8.9.32　行動圏解析結果（１営巣期分）

<table>
<tr><th>項目</th><th>面積等</th></tr>
<tr><td>高利用域の面積</td><td>820.2ha</td></tr>
<tr><td>　うち、事業実施区域の面積</td><td>約 3ha</td></tr>
<tr><td>主要な採食地面積</td><td>687.0ha</td></tr>
<tr><td>営巣中心域の面積</td><td>4.5ha</td></tr>
<tr><td>事業による高利用域の改変率</td><td>0.37%</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>616</td><td>

②　鳥類

ケリ、カワアイサ、カイツブリについては、生息環境は事業による改変はなく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、生息環境への影響はないと予測する。

表 8.9.33(1)　確認された重要種の生息状況及び予測結果（鳥類）

<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>オオタカ</td><td>猛禽類調査等で、ほぼ１年をとおして確認された。事業実施区域周辺の樹林地において、営巣が確認された。事業実施区域は行動圏（高利用域）に含まれるが、営巣中心域には該当しない。</td><td>事業により行動圏の一部は改変されるものの、営巣中心域は改変されない。採餌環境の一部は改変されるが、行動圏解析の結果、事業により改変される面積は高利用域の 0.44%と小さい。さらに、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は小さいと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

評価書頁	評価書
8.9　動物	
616	(2) 予測結果 ①　哺乳類 カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては環境配慮に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 **表 8.9.31　確認された重要種の生息状況及び予測結果（哺乳類）** 種名：カヤネズミ 生息状況：夏季に、事業実施区域外北側の荒れ地に生育する小規模なススキ草地や、河川敷に成立するオギ群落で球巣が確認された。 予測結果：カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、工事にあたっては施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避けるとともに、低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
616	**表 8.9.32　行動圏解析結果** 項目：高利用域の面積　820.2ha うち、事業実施区域の面積　約 3ha 主要な採食地面積　687.0ha 営巣中心域の面積　4.5ha 事業による高利用域の改変率　0.37%
617	②　鳥類 カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、ケリ、イカルチドリ、サンショウクイについては、生息環境は事業による改変はなく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 **表 8.9.33(1)　確認された重要種の生息状況及び予測結果（鳥類）** 種名：オオタカ 生息状況：猛禽類調査等で、ほぼ1年をとおして確認された。事業実施区域周辺の樹林地において、営巣が確認された。事業実施区域は行動圏（高利用域）に含まれるが、営巣中心域には該当しない。 予測結果：事業により行動圏の一部は改変されるものの、営巣中心域は改変されない。採餌環境の一部は改変されるが、行動圏解析の結果、事業により改変される面積は高利用域の 0.37%と小さい。さらに、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>617</td><td>
表 8.9.33(2)　確認された重要種の生息状況及び予測結果（鳥類）
<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>カワアイサ
カイツブリ</td><td>カワアイサは冬季から春季に、カイツブリはほぼ周年、木曽川で確認された。</td><td>カワアイサは調査地域周辺を越冬利用しており、湖沼、河川、海岸等に生息し、カイツブリは留鳥として湖沼、河川、湿地等で水草、ヨシ、杭等に浮巣をつくり繁殖する。いずれも潜水して魚類を捕食する。
事業により主要な生息環境と考えられる木曽川及び河川敷直近は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>617</td><td>③　昆虫類
事業実施区域外で確認されているチョウセンゴモクムシは生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。</td></tr>
<tr><td>618</td><td>
表 8.9.34　確認された重要種の生息状況及び予測結果（昆虫類）
<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>チョウセンゴモクムシ</td><td>チョウセンゴモクムシは河川敷の砂地で確認された。</td><td>湿潤な砂地を好み、事業により主要な生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>618</td><td>④　両生類
トノサマガエルの生息地は事業により改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。</td></tr>
<tr><td>619</td><td>
表 8.9.35　確認された重要種の生息状況及び予測結果（両生類）
<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>トノサマガエル</td><td>夏季から秋季に木曽川河岸や河畔林内で確認された他、秋季には乾燥した畑地内の水桶内で確認された。</td><td>事業実施区域内での確認例はなく、また、確認地点の水域と事業実施区域は連続していないことから事業による影響はないと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>618</td><td>
表 8.9.33 (2)　確認された重要種の生息状況及び予測結果（鳥類）
<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>カワアイサ
カイツブリ</td><td>カワアイサは冬季から春季に、カイツブリはほぼ周年、木曽川で確認された。</td><td>カワアイサは調査地域周辺を越冬利用しており、湖沼、河川、海岸等に生息し、カイツブリは留鳥として湖沼、河川、湿地等で水草、ヨシ、杭等に浮巣をつくり繁殖する。いずれも潜水して魚類を捕食する。
事業により主要な生息環境と考えられる木曽川及び河川敷直近は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施することから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
<tr><td>チュウサギ
ツツドリ
イカルチドリ
サンショウクイ</td><td>猛禽類調査時に、岐阜県側の上空や伊木山付近、木曽川で確認された。</td><td>ツツドリやサンショウクイは樹林地や山地等に、チュウサギやイカルチドリは水田や湿地等の水辺に生息する種である。
これらはいずれも事業により主要な生息環境は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>618</td><td>③　昆虫類
事業実施区域外で確認されているグンバイトンボ及びチョウセンゴモクムシは生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
<tr><td>619</td><td>
表 8.9.34　確認された重要種の生息状況及び予測結果（昆虫類）
<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>グンバイトンボ
チョウセンゴモクムシ</td><td>グンバイトンボは河川敷の水際で、チョウセンゴモクムシは河川敷の砂地で確認された。</td><td>グンバイトンボは水際で流れが緩やかな場所を、チョウセンゴモクムシは湿潤な砂地を好み、事業により主要な生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>620</td><td>④　両生類
トノサマガエルの生息地は事業により改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
<tr><td>620</td><td>
表 8.9.35　確認された重要種の生息状況及び予測結果（両生類）
<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>トノサマガエル</td><td>夏季から秋季に木曽川河岸や河畔林内で確認された他、秋季には乾燥した畑地内の水桶内で確認された。</td><td>事業実施区域内での確認例はなく、また、確認地点の水域と事業実施区域は連続していないことから事業による影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>620</td><td>
⑥　陸産貝類
ウメムラシタラガイとビロウドマイマイの確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。

表 8.9.37　確認された重要種の生息状況及び予測結果（陸産貝類）
<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>ウメムラシタラガイ</td><td>夏季に事業実施区域外の落葉広葉樹林で３個体、冬季に事業実施区域外の草地縁や落葉広葉樹林で５個体、落葉広葉樹の残る篠地で１個体が確認された。いずれも湿度が保たれた樹林地及びその付近の林床で確認された。</td><td>確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。</td></tr>
<tr><td>ビロウドマイマイ</td><td>夏季に事業実施区域外の落葉広葉樹林で４個体、冬季に事業実施区域外のクズ群落で１個体、落葉広葉樹の残る篠地で１個体が確認された。いずれも湿度が保たれた樹林地及びその付近の林床で確認された。</td><td>確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響はないと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>622</td><td>
表 8.9.40　施設の存在に伴う鳥類への影響に係る予測結果
<table>
<tr><th>分類群</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>鳥類</td><td>カワアイサ、カイツブリは、生息環境が事業実施区域から離れており、事業による改変はないことから、施設の存在による生息地の減少、分断はないと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>622</td><td>
表 8.9.41　施設の存在に伴う昆虫類への影響に係る予測結果
<table>
<tr><th>分類群</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>昆虫類</td><td>チョウセンゴモクムシは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響はないと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>621</td><td>
⑥　陸産貝類
ウメムラシタラガイとビロウドマイマイの確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。

表 8.9.37　確認された重要種の生息状況及び予測結果（陸産貝類）
<table>
<tr><th>種名</th><th>生息状況</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>ウメムラシタラガイ</td><td>夏季に事業実施区域外の落葉広葉樹林で３個体、冬季に事業実施区域外の草地縁や落葉広葉樹林で５個体、落葉広葉樹の残る篠地で１個体が確認された。いずれも湿度が保たれた樹林地及びその付近の林床で確認された。</td><td>確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
<tr><td>ビロウドマイマイ</td><td>夏季に事業実施区域外の落葉広葉樹林で４個体、冬季に事業実施区域外のクズ群落で１個体、落葉広葉樹の残る篠地で１個体が確認された。いずれも湿度が保たれた樹林地及びその付近の林床で確認された。</td><td>確認地点はいずれも事業実施区域外であり、その生息環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>623</td><td>
表 8.9.40　施設の存在に伴う鳥類への影響に係る予測結果
<table>
<tr><th>分類群</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>鳥類</td><td>カワアイサ、カイツブリ、チュウサギ、ツツドリ、イカルチドリ、サンショウクイは、生息環境が事業実施区域から離れており、事業による改変はないことから、施設の存在による生息地の減少、分断はないと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>623</td><td>
表 8.9.41　施設の存在に伴う昆虫類への影響に係る予測結果
<table>
<tr><th>分類群</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>昆虫類</td><td>グンバイトンボやチョウセンゴモクムシは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>622</td><td>

表 8.9.42　施設の存在に伴う両生類への影響に係る予測結果

<table>
<tr><th>分類群</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>両生類</td><td>トノサマガエルは、事業により生息環境は改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による生息環境への影響はないと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>623</td><td>

表 8.9.44　施設の存在に伴う陸産貝類への影響に係る予測結果

<table>
<tr><th>分類群</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>陸産貝類</td><td>ウメムラシタラガイとビロウドマイマイは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響はないと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>624</td><td>

8.9.3.2　環境保全措置

(1) 工事の実施

①　建設機械の稼動等

事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。

・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。

・建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。

・仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。

</td></tr>
<tr><td>625</td><td>

②　掘削・盛土等の土工

事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。

・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。

・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>623</td><td>
表 8.9.42　施設の存在に伴う両生類への影響に係る予測結果
<table>
<tr><th>分類群</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>両生類</td><td>トノサマガエルは、事業により生息環境は改変されず、確認地点の水域とも連続していないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>624</td><td>
表 8.9.44　施設の存在に伴う陸産貝類への影響に係る予測結果
<table>
<tr><th>分類群</th><th>予測結果</th></tr>
<tr><td>陸産貝類</td><td>ウメムラシタラガイとビロウドマイマイは、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>625</td><td>
8.9.3.2　環境保全措置
(1) 工事の実施
①　建設機械の稼動等
事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。
・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。
・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用することを基本とし、低振動型の建設機械についても可能な限り使用する。
・仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。
</td></tr>
<tr><td>626</td><td>
②　掘削・盛土等の土工
事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。
・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。
・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6、SS=200 mg/L）内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>626</td><td>
表 8.9.47　環境保全措置（施設の存在）
<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED 等の設置等の対策により、夜行性動物類の活動や生態系の攪乱防止に努める。</td><td>事業者</td><td>動物全般への影響の低減が期待される。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>627</td><td>
<u>8.9.3.3 評価結果</u>
(1) 工事の実施
オオタカ以外の重要な動物については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さい<u>、または影響はない</u>と判断する。

(2) 施設の存在
オオタカ以外の重要な動物等については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、施設の上空または周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、地形改変並びに施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さい<u>、またはない</u>と判断する。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">8.10　植物</td></tr>
<tr><td>654</td><td>
④　予測方法
予測方法は、重要な種及び群落について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測とした。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.9　動物</td></tr>
<tr><td>627</td><td>
<table>
<tr><th colspan="5">表 8.9.47　環境保全措置（施設の存在）</th></tr>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED 等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。</td><td>事業者</td><td>動物全般への影響の低減が期待される。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>628</td><td>
<u>8.9.3.3 評価結果</u>
(1) 工事の実施
オオタカ以外の重要な動物については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、<u>影響は極めて小さい</u>と判断する。

(2) 施設の存在
オオタカ以外の重要な動物等については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、施設の上空または周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、地形改変並びに施設の存在による生息地の減少、分断による影響は<u>極めて小さい</u>と判断する。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">8.10　植物</td></tr>
<tr><td>654</td><td>
④　予測方法
予測方法は、重要な種及び群落について、事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測とした。<u>なお、事業実施区域の東側、西側には、隣接して開発事業が計画（「第７章 7.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業」参照）されていることから、将来の土地利用は未定であるものの、可能な範囲で予測に含めることとし、土地が改変されるという想定で予測を行った。</u>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.11　生態系</td></tr>
<tr><td>678</td><td>

表 8.11.7　調査期間

<table>
<tr><th>区分</th><th>注目種</th><th colspan="2">現地調査期間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">上位性</td><td>ホンドキツネ</td><td colspan="2">平成31年４月27日（土）、令和元年５月５日（日）
令和元年７月25日（木）、７月31日（水）
令和元年９月25日（木）、９月30日（月）
令和元年12月24日(火)、25日(水)
令和２年１月 27 日(月)～31 日(金)
令和２年２月１日(土)、18 日(火)～20 日(木)
令和２年３月 21 日(土)～24 日(火)
令和２年４月 19 日(日)～21 日(火)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">オオタカ</td><td>１営巣期</td><td>平成31年３月１日（金）
平成31年４月２日（火）、４月３日（水）
令和元年５月５日（日）、５月６日（月）
令和元年６月11日（火）、６月12日（水）
令和元年７月６日（土）、７月７日（日）</td></tr>
<tr><td>繁殖状況調査</td><td>令和元年６月16日（日）
令和元年７月７日（日）</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>679</td><td>

表 8.11.8　注目種の生態等と生息・生育状況

<table>
<tr><th>区分</th><th>種名</th><th>生態</th><th>生息・生育状況</th></tr>
<tr><td>上位性</td><td>オオタカ</td><td>全長は、雄で約50㎝、雌では約56㎝であるが、個体差が目立つ。成鳥では上面が灰褐色、下面が白色で褐色の横斑がある。雌は褐色味が強く、雄は青味があることが多い。
留鳥として九州以北に分布するが、四国・九州では少ない。平地から山地の樹林地に生息し、主として鳥類を捕食する。針葉樹の大径高木に多く営巣し、外敵が接近すると、ケッケッ…キョッキョッキョッ…と警戒声を発する。</td><td>猛禽類調査等で、ほぼ周年確認され、事業実施区域周辺の樹林地で営巣が確認されて、繁殖に成功し、2羽の幼鳥の巣立ちを確認した。</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

評価書頁	評価書
8.11　生態系	

678

表 8.11.7　調査期間

区分	注目種	現地調査期間	
上位性	ホンドキツネ	平成31年４月27日（土）、令和元年５月５日（日） 令和元年７月25日（木）、７月31日（水） 令和元年９月25日（木）、９月30日（月） 令和元年12月24日(火)、25日(水) 令和２年１月 27 日(月)～31 日(金) 令和２年２月１日(土)、18 日(火)～20 日(木) 令和２年３月 21 日(土)～24 日(火) 令和２年４月 19 日(日)～21 日(火) 令和２年５月 20 日(水)、21 日(木) 令和２年６月 24 日(水)～26 日(金) 令和２年７月 18 日(土)～22 日(水) 令和２年８月 18 日（火）	
	オオタカ	１営巣期	平成31年３月１日（金） 平成31年４月２日（火）、４月３日（水） 令和元年５月５日（日）、５月６日（月） 令和元年６月11日（火）、６月12日（水） 令和元年７月６日（土）、７月７日（日）
		２営巣期	令和２年１月 30 日(木)～31 日(金) 令和２年２月 24 日(月)～25 日(火) 令和２年３月 19 日(木)～20 日(金) 令和２年４月 16 日(木)～17 日(金) 令和２年５月 15 日(金)～16 日(土) 令和２年６月 21 日(日)～22 日(月) 令和２年７月 16 日(木)～17 日(金)
		繁殖状況調査	令和元年６月16日（日） 令和元年７月７日（日） 令和２年６月27日（土） 令和２年７月21日（火）

679

表 8.11.8　注目種の生態等と生息・生育状況

区分	種名	生態	生息・生育状況
上位性	オオタカ	全長は、雄で約50㎝、雌では約56㎝であるが、個体差が目立つ。成鳥では上面が灰褐色、下面が白色で褐色の横斑がある。雌は褐色味が強く、雄は青味があることが多い。 留鳥として九州以北に分布するが、四国・九州では少ない。平地から山地の樹林地に生息し、主として鳥類を捕食する。針葉樹の大径高木に多く営巣し、外敵が接近すると、ケッケッ…キョッキョッキョッ…と警戒声を発する。	猛禽類調査等で、ほぼ周年確認され、事業実施区域周辺の樹林地で営巣が確認されて、繁殖に成功し、５羽（平成 31 年・令和元年：２羽、令和２年：３羽）の幼鳥の巣立ちを確認した。

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.11　生態系</td></tr>
<tr><td>684</td><td>

表 8.11.11　ホンドキツネ（自動撮影法）の調査日数

<table>
<tr><th rowspan="2">調査期間
地点番号</th><th>平成 31 年</th><th colspan="3">令和元年</th><th colspan="3">令和 2 年</th></tr>
<tr><th>4 月 27 日
～5 月 5 日</th><th>7 月 25 日
～7 月 31 日</th><th>9 月 25 日
～9 月 30 日</th><th>12 月 24 日
～1 月 27 日</th><th>1 月 28 日
～2 月 18 日</th><th>2 月 19 日
～3 月 21 日</th><th>3 月 22 日
～4 月 19 日</th></tr>
<tr><td>1</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>34</td><td>22</td><td>32</td><td>29</td></tr>
<tr><td>2</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>－</td><td>9</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>3</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>－</td><td>9</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>4</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>34</td><td>22</td><td>32</td><td>29</td></tr>
<tr><td>5</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>22</td><td>32</td><td>29</td></tr>
<tr><td>6</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>22</td><td>31</td><td>注２</td></tr>
<tr><td>7</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>22</td><td>32</td><td>29</td></tr>
<tr><td>8</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>22</td><td>32</td><td>29</td></tr>
<tr><td>9</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>22</td><td>32</td><td>注１</td></tr>
<tr><td>10</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>34</td><td>22</td><td>32</td><td>29</td></tr>
<tr><td>11</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>34</td><td>注２</td><td>32</td><td>注２</td></tr>
<tr><td>12</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>34</td><td>22</td><td>32</td><td>29</td></tr>
</table>

注１）機器不良のため記録なし
注２）機器水没、設置箇所状況により記録なし

</td></tr>
<tr><td>685</td><td>

イ.餌動物の行動範囲

営巣地の巣穴近くには、キュウシュウノウサギやノネコ（子猫を含む）の頭蓋骨等が見られた。いずれも、自動撮影法では複数回撮影されており、キュウシュウノウサギは事業実施区域に隣接する耕作地で足跡が確認された他は河川敷での確認であった。

</td></tr>
</table>

評価書頁	評価書
8.11　生態系	

685

表 8.11.11(1)　ホンドキツネ（自動撮影法）の調査日数

調査期間 / 地点番号	平成 31 年	令和元年		
	4 月 27 日～5 月 5 日	7 月 25 日～7 月 31 日	9 月 25 日～9 月 30 日	12 月 24 日～1 月 27 日
1	9	7	6	34
2 注1）	9	7	6	－
3 注1）	9	7	6	－
4	9	7	6	34
5	－	－	－	－
6	－	－	－	－
7	－	－	－	－
8	－	－	－	－
9	－	－	－	－
10	－	－	－	34
11	－	－	－	34
12	－	－	－	34

表 8.11.11(2)　ホンドキツネ（自動撮影法）の調査日数

調査期間 / 地点番号	令和 2 年						
	1 月 28 日～2 月 18 日	2 月 19 日～3 月 21 日	3 月 22 日～4 月 19 日	4 月 19 日～5 月 20 日	5 月 20 日～6 月 26 日	6 月 26 日～7 月 18 日	7 月 18 日～8 月 18 日
1	22	32	29	31	37	23	30
2 注1）	9	－	－	－	－	－	－
3 注1）	9	－	－	－	－	－	－
4	22	32	29	0	35	2	31
5	22	32	29	31	37	35	31
6 注2）	22	31	－	－	－	－	－
7	22	32	29	31	37	0	31
8	22	32	29	0	37	1	31
9	22	32	注３	31	37	0	31
10	22	32	29	0	37	3	31
11	注２	32	注４	0	37	3	31
12	22	32	29	0	37	5	31

注１）動物四季調査での調査地点であり、ホンドキツネの行動範囲を把握するための地点としては十分な情報が取得できたことから、追加調査では調査対象外とした。
注２）設置箇所状況の変化等により、追加調査では調査対象外とした。
注３）機器不良のため記録なし
注４）機器水没、設置箇所状況により記録なし

686

イ.餌動物の行動範囲

営巣地の巣穴近くには、キュウシュウノウサギやノネコ（子猫を含む）の頭蓋骨等が見られた。いずれも、自動撮影法では複数回撮影されており、キュウシュウノウサギは事業実施区域に隣接する耕作地で足跡が確認された他は河川敷での確認であったことから、ホンドキツネの餌動物の行動範囲は事業実施区域及びその周辺のホンドキツネの行動範囲全体に広がっていると考えられる。

準備書頁	準備書
8.11　生態系	
686	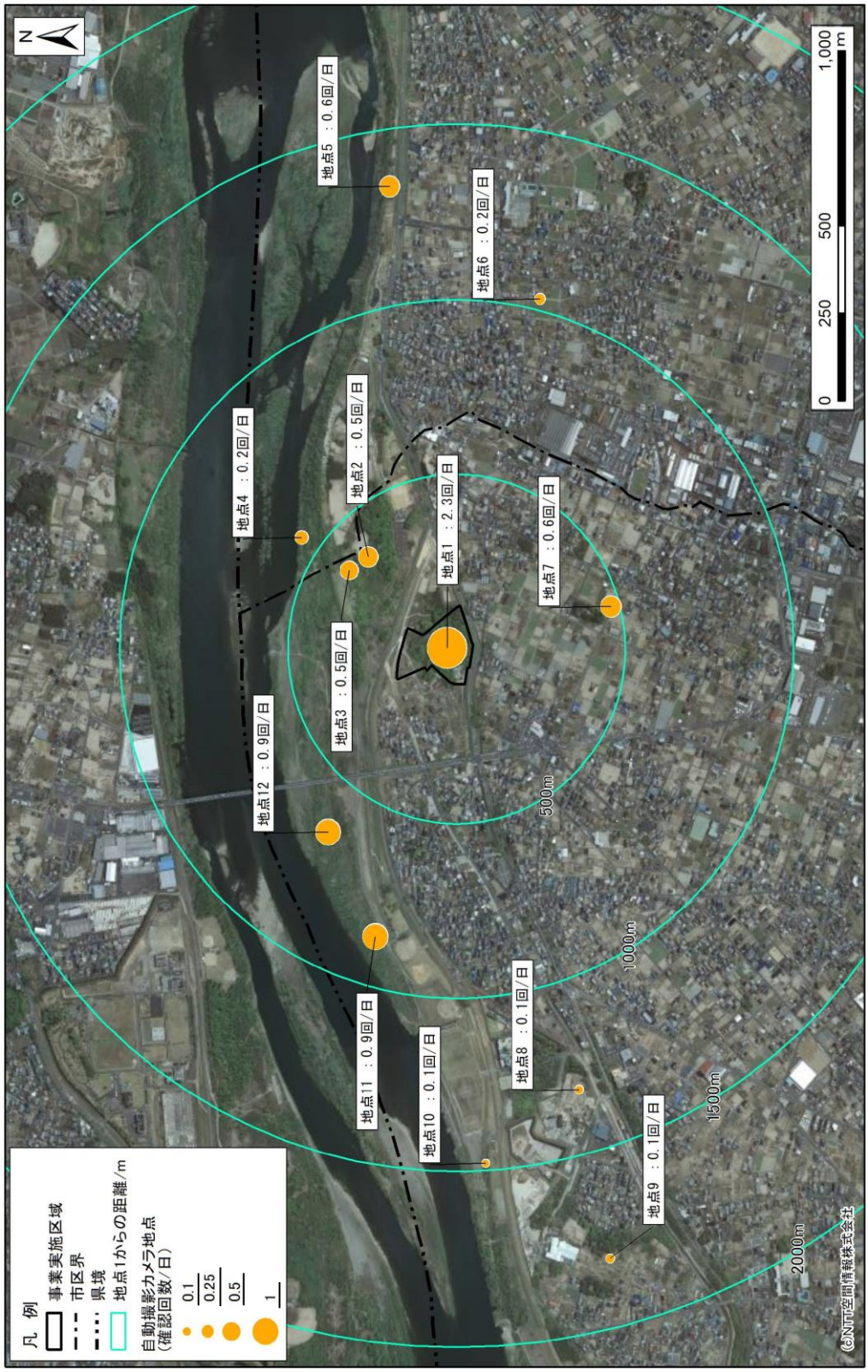 図 8.11.7　自動撮影法による上位性（ホンドキツネ）の確認状況（観察日数換算値）

評価書頁	評価書
8.11　生態系	
687	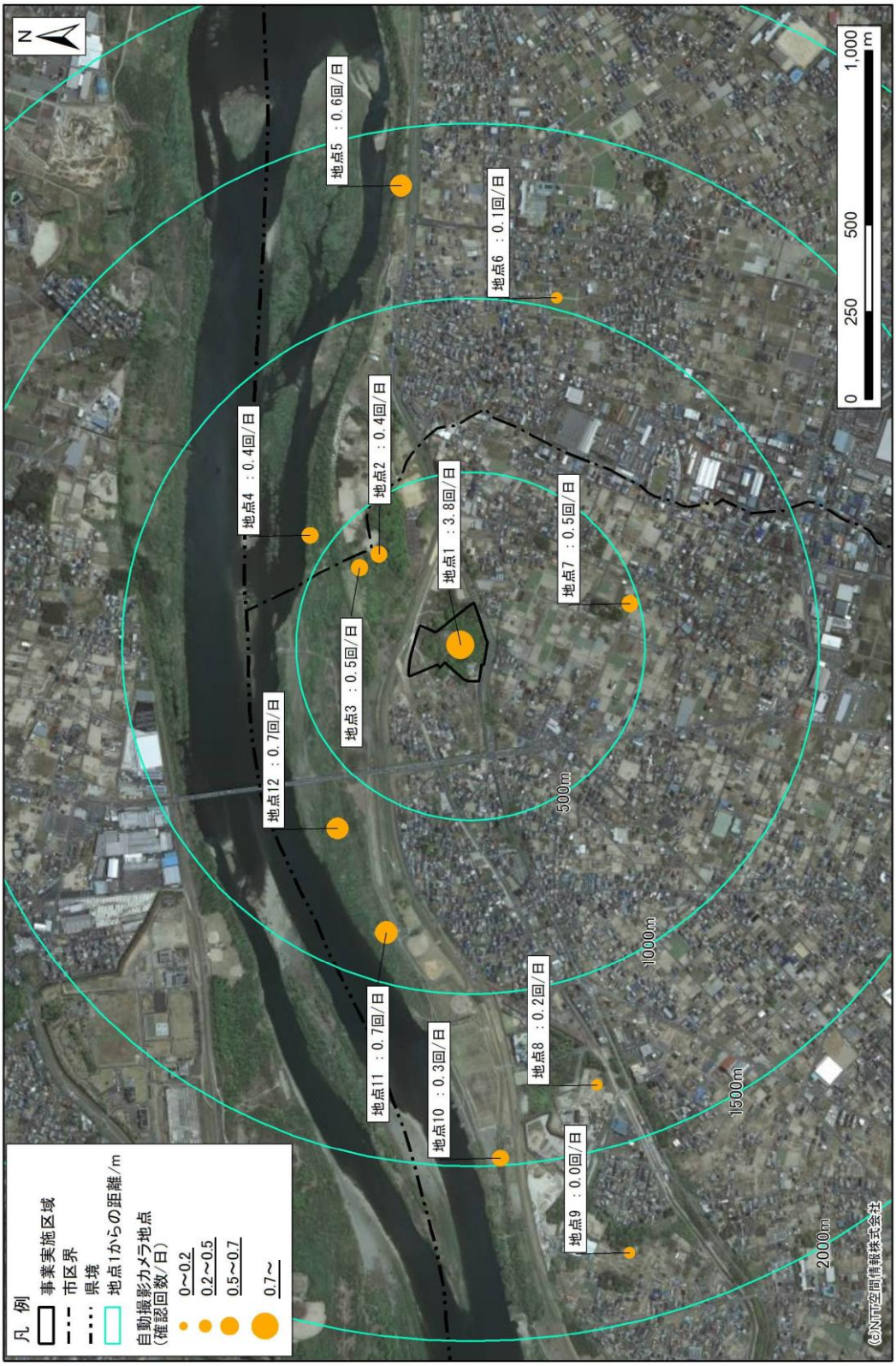 図 8.11.7　自動撮影法による上位性（ホンドキツネ）の確認状況（観察日数換算値）

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.11　生態系</td></tr>
<tr><td>687</td><td>④　予測方法
なお、ホンドキツネについては、有識者に聞き取りを行い、その内容を踏まえた予測を行った。有識者への聞き取り結果は表 8.11.13 に示すとおりである。</td></tr>
<tr><td>688</td><td>

表 8.11.13　有識者への聞き取り結果概要

<table>
<tr><th>専門分野
（聞き取り実施日）</th><th>結果概要</th></tr>
<tr><td>ホンドキツネ
（令和２年６月 19 日）</td><td>【対象者：大学講師】
・事業実施区域周辺においてホンドキツネの営巣場所は、現在確認されている事業実施区域内の１地点のみであり、この場所以外に巣立ちした子ギツネや他の個体の巣穴は発見されていないことから、ホンドキツネにとって事業実施区域内よりも巣穴に適した場所はないと考えられる。
・数年前から繁殖していることから事業実施区域周辺地域一帯を、複数の個体が広く利用している可能性も考えられる。
・営巣地については、ホンドキツネの行動圏の中心として営巣地になったのではなく、営巣に適した場所が事業実施区域内だったと考えられる。
・市街地周辺に生息していることから、今後ホンドキツネの習性が周辺環境に応じて変化する可能性もある。また近年、タヌキやハクビシンが市街地にも生息している例があることから、ホンドキツネも同様に市街地に生息することもあると考えられ、市街地内の地点７で確認されたことは例外ではない。
・現段階では、事業による影響を断言することは難しい。
・ホンドキツネは、群れで生活はしないことから、事業によって現在の営巣地を失った場合、他の生息地を見つけることができず、事業実施区域周辺に戻ってくる可能性も考えられる。また、現在営巣している個体でなくとも、別のホンドキツネの個体がやってくる可能性も考えられる。
・事後調査を実施し、生息範囲や行動範囲を明確にした段階でなければ事業による確かな影響は把握できない。
・環境保全措置について、以下の点に留意すること。
①現在営巣しているホンドキツネに対して環境保全措置を実施するのではなく、事業実施区域周辺地域一帯の地域個体群に対して、事業実施区域周辺を繁殖や生息が可能な環境（営巣・生活価値が高まるような環境）に整備していくといった環境保全措置を実施することが望ましい。
②繁殖や生息が可能な環境とは、餌となるネズミ類等が生息可能な緑地が存在する環境や人の出入りが少なく、ホンドキツネに対して脅威を感じさせない環境等である。そのような場所が確保できるような働きかけが環境保全措置となる。（ノウサギが生活している環境であるため、河川敷が餌の狩場としても有望であると考える。）
③ホンドキツネの生息地を整備するといった土木工事等が伴う環境保全措置を講じても必ずしも移住するとは限らず、そのような環境保全措置を実施すれば影響がないとは言い切れない。
④ホンドキツネも含む、事業実施区域周辺地域一帯の自然環境を保全していくための環境保全措置を実施することが良いのではないか。具体的な環境保全措置の内容としては、ホンドキツネの生息地となりそうな場所に、環境意識を向上させるような看板などを設置する、小中学校や幼稚園等に対して環境教育を実施するなどの地域の人々の環境意識を向上させる取り組みの実施などが考えられる。</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.11　生態系</td></tr>
<tr><td>688</td><td>④　予測方法
なお、ホンドキツネについては、有識者に聞き取りを行い、その内容を踏まえた予測を行った。有識者への聞き取り結果は表 8.11.13 に示すとおりである。
また、事業実施区域の東側、西側には、隣接して開発事業が計画（「第７章 7.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業」参照）されていることから、将来の土地利用は未定であるものの、必要に応じて予測に含めることとし、土地が改変されるという想定で予測を行った。</td></tr>
<tr><td>689</td><td>表 8.11.13　有識者への聞き取り結果概要（予測方法）
<table>
<tr><th>専門分野
（聞き取り実施日）</th><th>結果概要</th></tr>
<tr><td>ホンドキツネ
（令和２年６月 19 日）</td><td>【対象者：大学講師】
・事業実施区域周辺においてホンドキツネの営巣場所は、現在確認されている事業実施区域内の１地点のみであり、この場所以外に巣立ちした子ギツネや他の個体の巣穴は発見されていないことから、ホンドキツネにとって事業実施区域内よりも巣穴に適した場所はないと考えられる。
・数年前から繁殖していることから事業実施区域周辺地域一帯を、複数の個体が広く利用している可能性も考えられる。
・営巣地については、ホンドキツネの行動圏の中心として営巣地になったのではなく、営巣に適した場所が事業実施区域内だったと考えられる。
・市街地周辺に生息していることから、今後ホンドキツネの習性が周辺環境に応じて変化する可能性もある。また近年、タヌキやハクビシンが市街地にも生息している例があることから、ホンドキツネも同様に市街地に生息することもあると考えられ、市街地内の地点７で確認されたことは例外ではない。
・現段階では、事業による影響を断言することは難しい。
・ホンドキツネは、群れで生活はしないことから、事業によって現在の営巣地を失った場合、他の生息地を見つけることができず、事業実施区域周辺に戻ってくる可能性も考えられる。また、現在営巣している個体でなくとも、別のホンドキツネの個体がやってくる可能性も考えられる。
・事後調査を実施し、生息範囲や行動範囲を明確にした段階でなければ事業による確かな影響は把握できない。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

準備書頁	準備書
8.11　生態系	
689	(2) 予測結果 ① 上位性（ホンドキツネ） 候補地点は耕作地である地点 6、7 を除いた表 8.11.14 に示すとおりとした。 環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷（地点 4）が該当し、次点としては、地点 4 以外の河川敷の地点（地点 10、地点 12）が挙げられる（地点 11 は調査中に水没が複数回確認されたため不可とした）。地点 10、地点 12 は、営巣地から距離が遠くなることから、実現性は下がるものの、行動圏の一部であることは確認されている。

表 8.11.14　候補地点の環境条件

番号/条件	1	2	3	4	備考
地点 1	○	○	○	○	－
地点 2	×	△	○	×	アズマネザサが繁茂しており、除草、伐根が必要となる。人が利用する場所に近接している。
地点 3	×	△	○	×	下層草本が繁茂しており、除草、伐根が必要となる。人が利用する場所に近接している。
地点 4	○	○	○	×	休日等にサバイバルゲームの利用者が活動する。
地点 5	×	○	×	△	河川堤防沿いで見晴らしが良い。樹林環境ではない。
地点 8	×	△	×	△	人為的影響が大きく、営巣地から離隔が大きい。
地点 9	○	○	×	△	樹林地の面積が狭く、営巣地から離隔が大きい。
地点 10	○	○	×	△	営巣地から離隔が大きい。クロスバイクの利用者が見られる。
地点 11	○	×	△	○	増水時に水没する。
地点 12	○	△	△	△	営巣地から離隔がやや大きい。クロスバイクの利用者が見られる。

○：条件に合致する、△：条件に完全に合致はしない、×：条件に合致しない

評価書頁	評価書
8.11　生態系	
690	(2) 予測結果 ① 上位性（ホンドキツネ） 候補地点は耕作地である地点 6、7 を除いた表 8.11.14 に示すとおりとした。 環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷（地点 4）が該当する。 また、地点 9 についても候補地点の上位として考えられるが、行動圏の一部であることは確認されているものの、営巣地から距離が遠く、確認回数は極めて少ないことから候補地としての実現性は下がると考えられる。

表 8.11.14　候補地点の環境条件

番号/条件	1	2	3	4	備考
地点 1	○	○	○	○	－
地点 2	×	△	○	×	アズマネザサが繁茂しており、除草、伐根が必要となる。人が利用する場所に近接している。
地点 3	×	△	○	×	下層草本が繁茂しており、除草、伐根が必要となる。人が利用する場所に近接している。
地点 4	○	△	○	×	休日等に遊興使用する団体の利用者が活動する。７月の増水時に水没した。
地点 5	×	○	×	△	河川堤防沿いで見晴らしが良い。樹林環境ではない。
地点 8	×	△	×	△	人為的影響が大きく、営巣地から離隔が大きい。
地点 9	○	○	×	△	樹林地の面積が狭く、営巣地から離隔が大きい。
地点 10	○	△	×	△	営巣地から離隔が大きい。オフロード仕様の車両、単車の利用者が見られる。７月の増水時に水没した。
地点 11	○	×	△	○	６、７月の増水時に水没した。
地点 12	○	△	△	△	営巣地から離隔がやや大きい。オフロード仕様の車両、単車の利用者が見られる。７月の増水時に水没した。

○：条件に合致する、△：条件に完全に合致はしない、×：条件に合致しない

準備書頁	準備書
8.11　生態系	
690	①　上位性（ホンドキツネ） （中略） 採餌環境としては、事業実施区域内は消失するが、事業実施区域周辺には餌資源であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されない。
691	③　典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） （中略） 事業実施区域内の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
693	③　典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） （中略） 事業実施区域内の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に点在しており、これらは改変されず、施設の周辺を飛翔することにより、生息環境への移動を妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
693	⑤　特殊性（カヤネズミ） （中略） さらに、施設の存在により事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響はないと予測する。
694	**8.11.3.2　環境保全措置** (1) 工事の実施 ①　建設機械の稼動等 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。

評価書頁	評価書
8.11　生態系	
691	①　上位性（ホンドキツネ） （中略） 採餌環境としては、事業実施区域内は消失し直接改変されるが、事業実施区域周辺には餌資源であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されない。
692	③　典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） （中略） 事業実施区域内及びその他事業区域の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
694	③　典型性（ヒガシキリギリス、カナブン） （中略） 事業実施区域内及びその他事業区域の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に点在しており、これらは改変されず、施設の周辺を飛翔することにより、生息環境への移動を妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
694	⑤　特殊性（カヤネズミ） （中略） さらに、施設の存在により事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。
695	**8.11.3.2　環境保全措置** (1) 工事の実施 ①　建設機械の稼動等 事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用することを基本とし、低振動型の建設機械についても可能な限り使用する。

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.11　生態系</td></tr>
<tr><td>695</td><td>
② 掘削・盛土等の土工
事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。
・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。
・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
また、工事の実施に伴う注目種への環境影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために実施する環境保全措置は、表 8.11.18 に示すとおりである。
なお、今後注目種の環境保全措置を検討する必要が生じた場合には、専門家等の助言を得ることとする。
</td></tr>
<tr><td>695</td><td>
表 8.11.18　環境保全措置（掘削、盛土等の土工）
<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>ある。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>ある。</td><td>特になし。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.11　生態系</td></tr>
<tr><td>696</td><td>
② 掘削・盛土等の土工
事業計画の策定時における環境配慮事項のうち、予測に反映されている環境配慮事項は以下のとおりである。
・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。
・工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値（pH=5.8～8.6、SS=200 mg/L）内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
また、工事の実施に伴う注目種への環境影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために実施する環境保全措置は、表 8.11.18 に示すとおりである。
なお、ホンドキツネに関する環境保全措置等の内容については、有識者に聞き取りを行った。有識者への聞き取り結果は表 8.11.20 に示すとおりである。今後も注目種の環境保全措置を検討する必要が生じた場合には、専門家等の助言を得ることとする。
</td></tr>
<tr><td>696</td><td>
表 8.11.18　環境保全措置（掘削、盛土等の土工）
<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施する。（表 8.11.19 参照）</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>ある。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。（表 8.11.19 参照）</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>ある。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>工事着手時期はホンドキツネの繁殖等へ影響を及ぼさない時期となるよう配慮する。</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>事業実施区域内の北東側は、まとまった緑地として現況を維持し、実行可能な範囲内で、下層植生の管理等を行うほか、工事関係者は原則として立ち入らない等の取組を実施する。</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

準備書頁	準備書
8.11　生態系	
—	—

評価書頁	評価書
8.11　生態系	

697

表 8.11.19 (1)　ホンドキツネの環境保全措置の概要

ホンドキツネの営巣地となる環境条件は表 8.11.9 に示したホンドキツネの生態を踏まえ、「冠水リスクが低いこと」「人の出入りがすくないこと」「下層植生が疎であること」の３つの条件が挙げられ、現地調査や文献調査により抽出した事業実施区域周辺におけるの上記の環境条件を多く満たす場所（以下、営巣候補地という。）の特性は下表に、位置は下図に示すとおりである。

表　営巣候補地の特性

候補地	冠水リスク	人の出入り	下層植生
候補地Ａ	河川面と比べると標高が約５m高くなっており、候補地周辺で定期的に浸水被害があるといった事例もないことから冠水リスクは低い	河川敷近くには釣り人が来るほか、一部が遊興利用する団体の利用地となっているが周辺の公園と比べると人の出入りは少ない	下層植生は疎であり、開けた環境であることからホンドキツネ及び餌生物となるネズミ類の生息環境に適した環境となっている
候補地Ｂ			アズマネザサが繁茂し、下層植生が密な状態となっている。
候補地Ｃ	河川敷から距離が離れており、標高も高くなっていることから冠水リスクは極めて低い	利用中の耕作地や公園があり、これらの場所では人の出入りは多い 公園や耕作中の畑に隣接する樹林地については、林内の一部にはごみの不法投棄が見られるほか、ノネコへの餌やりが見られるが、周辺の公園と比べると人の出入りはやや少ない	アズマネザサが繁茂し、下層植生が密な状態となっているほか、放置された竹林や倒壊した竹が下層を覆っている 不法投棄されたごみ等も見受けられる

図　候補地位置図

準備書頁	準備書
8.11　生態系	
—	—

評価書頁	評価書
8.11　生態系	
698	

表 8.11.19(2)　ホンドキツネの環境保全措置の概要

抽出した３つの営巣候補地で実施を予定している環境保全措置の内容は下記に示すとおりである。環境保全措置の実施内容については、事後調査において事業実施区域の改変に伴う行動圏の変化等を把握しながら、必要に応じて、整備した営巣候補地にホンドキツネが移動し、新たな営巣場所として定着するために必要な追加的な措置を講じることとする。

なお、環境保全措置、事後調査及び追加的な環境保全措置の検討に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら実施することとする。

候補地Ａ　：下層植生が繁茂していない場所であることから、今後も営巣可能な環境として保全していくため河川管理者に現状環境の維持を要請する。

候補地Ｂ　：アズマネザサが繁茂し、下層植生が密な状態となっていることから、営巣場所としての利用が難しい環境であるため、アズマネザサを除去（伐根）し、営巣可能な環境に整備する。なお、範囲の一部（候補地範囲の東側）が国土交通省による樹木伐採範囲となっており、今後樹木伐採が実施される予定であるため、樹木伐採後の環境改変に応じた整備を実施する。

候補地Ａ、Ｂ：周辺河川敷を利用している主な団体と協議し、ホンドキツネの定着状況を踏まえた利用制限について理解を得ている。このため、工事の進捗や事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、当該団体に対して、継続的に利用制限の要請を行う。その他の利用者については、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促すことで、ホンドキツネにとっての生息環境を保全する。

候補地Ｃ　：江南緑地公園（中般若）北樹林地のアズマネザサ、竹を除去（伐根）し、営巣可能な環境に整備する。あわせて、不法投棄されたごみを撤去するほか、ノネコへの餌やり禁止について注意喚起することで、周辺環境を保全する。

表 8.11.20　有識者への聞き取り結果概要（環境保全措置等）

専門分野 （聞き取り実施日）	結果概要
ホンドキツネ （令和２年６月 19 日）	【環境保全措置について】 ・現在営巣しているホンドキツネに対して環境保全措置を実施するのではなく、事業実施区域周辺地域一帯の地域個体群に対して、事業実施区域周辺を繁殖や生息が可能な環境（営巣・生活価値が高まるような環境）に整備していくといった環境保全措置を実施することが望ましい。 ・繁殖や生息が可能な環境とは、餌となるネズミ類等が生息可能な緑地が存在する環境や人の出入りが少なく、ホンドキツネに対して脅威を感じさせない環境等である。そのような場所が確保できるような働きかけが環境保全措置となる。（ノウサギが生活している環境であるため、河川敷が餌の狩場としても有望であると考える。） ・ホンドキツネの生息地を整備するといった土木工事等が伴う環境保全措置を講じても必ずしも移住するとは限らず、そのような環境保全措置を実施すれば影響がないとは言い切れない。 ・ホンドキツネも含む、事業実施区域周辺地域一帯の自然環境を保全していくための環境保全措置を実施することが良いのではないか。具体的な環境保全措置の内容としては、ホンドキツネの生息地となりそうな場所に、環境意識を向上させるような看板などを設置する、小中学校や幼稚園等に対して環境教育を実施するなどの地域の人々の環境意識を向上させる取り組みの実施などが考えられる。
ホンドキツネ （令和３年２月 19 日）	【環境保全措置について】 ・環境保全措置の実施に当たっては、新たに整備する営巣候補地に確実に巣穴を誘導することは難しいことから、事業実施区域周辺をホンドキツネの生活圏として環境を維持していくことを目的とするとよい。 ・ホンドキツネの個体及び個体群への工事による直接影響を避けるために、工事計画を繁殖期やホンドキツネが巣穴を使用する時期（子育て期）に配慮することが重要である。 ・ホンドキツネについて一般の人に認知してもらうことも大事ではあるが、餌やりを行うことで人に慣れ、エキノコックス等の病気を媒介する等の被害につながる可能性もあることから、野生動物と適切な距離をとるような普及啓発を行うとよい。 【その他】 ・工事着手後にホンドキツネの行動範囲等が変わる可能性があることから、定着状況とあわせて状況把握を行うことが重要である。そのため、行動範囲の変化に伴い、事後調査地点についても適宜変更するなど柔軟な対応をとること。

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.11　生態系</td></tr>
<tr><td>696</td><td>

表 8.11.19　環境保全措置（地形改変並びに施設の存在）

<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED 等の設置等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。</td><td>事業者</td><td>注目種全般への影響の低減が期待される。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>ある。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>ある。</td><td>特になし。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>696</td><td>

8.11.3.3　評価結果

工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては営巣場所が改変されることから、影響はあると判断される。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">8.11　生態系</td></tr>
<tr><td>699</td><td>

表 8.11.21　環境保全措置（地形改変並びに施設の存在）

<table>
<tr><th>環境保全に関する措置</th><th>事業主体</th><th>効果及び措置による環境の変化</th><th>不確実性の程度</th><th>措置に伴い生ずるおそれのある影響</th></tr>
<tr><td>施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯･LED 等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。</td><td>事業者</td><td>注目種全般への影響の低減が期待される。</td><td>小さいと考える。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施する。（表 8.11.19 参照）</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>ある。</td><td>特になし。</td></tr>
<tr><td>ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。（表 8.11.19 参照）</td><td>事業者</td><td>ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がる可能性がある。</td><td>ある。</td><td>特になし。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>700</td><td>

8.11.3.3　評価結果

工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては営巣場所及び採餌環境が改変されることから、影響はあると判断される。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td>第 10 章</td><td>事後調査計画</td></tr>
<tr><td>819</td><td>上記を踏まえた事後調査計画は、表 10.1 に示すとおりである。現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、生息地の定着状況を事後調査により把握する。</td></tr>
<tr><td>819</td><td>表10.1　事後調査計画
<table>
<tr><th colspan="2">調査項目</th><th>調査方法</th><th>調査地点</th><th>調査回数</th></tr>
<tr><td>動物</td><td>ホンドキツネの生息地の定着状況の把握</td><td>現地踏査及び自動撮影法による現地調査</td><td>事業実施区域周辺</td><td>繁殖期間中の各月１回程度</td></tr>
</table>
注）１回目の調査結果や有識者へのヒアリングを踏まえ、調査回数や２年目以降の調査の実施について検討する。</td></tr>
<tr><td>820</td><td>表10.2　モニタリング計画（供用時）
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">モニタリング項目</th><th colspan="3">モニタリングの手法等</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地点</th><th>調査期間</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>ダイオキシン類</td><td>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査</td><td>煙突</td><td>施設供用後に毎年１回以上</td></tr>
<tr><td>騒音</td><td>騒音レベル</td><td>JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく現地調査</td><td>最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の２地点</td><td>施設供用後に毎年１回</td></tr>
<tr><td>振動</td><td>振動レベル</td><td>JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく現地調査</td><td>最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の２地点</td><td>施設供用後に毎年１回</td></tr>
<tr><td>悪臭</td><td>臭気指数</td><td>三点比較式臭袋法による調査</td><td>・最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の２地点
・脱臭装置排出口
・排水</td><td>施設供用後に毎年１回</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第 11 章</td><td>準備書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</td></tr>
<tr><td>821</td><td>名　　称 ： 八千代エンジニヤリング株式会社　名古屋支店
代 表 者 ： 執行役員支店長　眞間 修一
所 在 地 ： 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>評価書頁</th><th>評価書</th></tr>
<tr><td colspan="2">第 13 章　事後調査計画</td></tr>
<tr><td>955</td><td>上記を踏まえた事後調査計画は、表 13.1 に示すとおりである。現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、行動圏の変化及び生息地の定着状況を事後調査により把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加について検討する。追加する環境保全措置は、有識者へのヒアリングの上、事業者が実行可能な内容とする。なお、詳細な事後調査の内容については事業の実施前に事後調査計画書を作成し、公表することとする。</td></tr>
<tr><td>955</td><td>表13.1　事後調査計画
<table>
<tr><th colspan="2">調査項目</th><th>調査方法</th><th>調査地点</th><th>調査回数</th></tr>
<tr><td>動物</td><td>ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握</td><td>現地踏査及び自動撮影法による現地調査</td><td>事業実施区域及びその周辺。
自動撮影法は事業実施区域内の緑地等及び、環境影響調査において事業実施区域周辺に設置した自動撮影カメラの位置を基本として設置するが、行動圏の変化に応じて適宜見直しを図るものとする。</td><td>12 月～８月（現地踏査については、月１回程度）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>956</td><td>表13.2　モニタリング計画（供用時）
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">モニタリング項目</th><th colspan="3">モニタリングの手法等</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地点</th><th>調査期間</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>ダイオキシン類</td><td>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査</td><td>煙突</td><td>施設供用後に１年に１回以上</td></tr>
<tr><td>騒音</td><td>騒音レベル</td><td>JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく現地調査</td><td>最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の２地点</td><td>施設供用後に１年に１回</td></tr>
<tr><td>振動</td><td>振動レベル</td><td>JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく現地調査</td><td>最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の２地点</td><td>施設供用後に１年に１回</td></tr>
<tr><td>悪臭</td><td>臭気指数</td><td>三点比較式臭袋法による調査</td><td>・最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の２地点
・脱臭装置排出口
・排水</td><td>施設供用後に１年に１回</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">第 14 章　評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</td></tr>
<tr><td>957</td><td>名　　称 ： 八千代エンジニヤリング株式会社　名古屋支店
代 表 者 ： 執行役員支店長　津田 光則
所 在 地 ： 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9</td></tr>
</table>

準備書頁	準備書
用語解説	
—	—
—	—
資料編	

334

表 2-8-1　建設機械諸元一覧

名称	規格	稼働時間	運転時間	運転日数	出力 P	原動機燃料消費量	Br	b	$\overline{NOx}$	$\overline{SPM}$	q_{NOx}	q_{SPM}	Nox 排出量	SPM 排出量	1台あたり Nox 排出量	1台あたり SPM 排出量
		h	h	日	kW	l/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	(g/h)	(g/h)	m^3_N/h	kg/h	m^3_N/台	kg/台
バックホウ	0.25～1.4m^3	6.3	690	110	104	0.153	127.50	234	5.4	0.22	306.0	12.5	0.1490	0.0125	0.9388	0.0785
杭打機	35t	5.9	590	100	200	0.103	85.83	237	14.0	0.41	1014.1	29.7	0.4938	0.0297	2.9135	0.1752
クローラクレーン	100～200t	5.8	700	120	184	0.076	63.33	229	5.3	0.15	269.7	7.6	0.1313	0.0076	0.7617	0.0443
ラフタークレーン	16～80t	6.0	720	120	257	0.088	73.33	229	5.3	0.15	436.2	12.3	0.2124	0.0123	1.2744	0.0741
ブルドーザ	24～26t	6.5	720	110	152	0.153	127.50	229	5.3	0.15	448.5	12.7	0.2184	0.0127	1.4197	0.0825
フォワーダ	10t	6.5	520	80	185	0.134	111.67	229	5.3	0.15	478.1	13.5	0.2328	0.0135	1.5133	0.0880
タブグラインダー	10t	2.0	380	70	141	0.185	154.17	237	14.0	0.41	1284.1	37.6	0.6253	0.0376	1.2506	0.0752
コンクリートポンプ車	40～45m3/h	6.9	960	140	118	0.078	65.00	239	13.9	0.45	446.1	14.4	0.2172	0.0144	1.4988	0.0996
コンクリートミキサー車	3.0～3.2m3	4.9	780	160	162	0.059	49.17	237	14.0	0.41	470.5	13.8	0.2291	0.0138	1.1227	0.0675
コンバインドローラー	0.8～8t	4.0	400	100	56	0.160	133.33	238	6.1	0.27	191.4	8.5	0.0932	0.0085	0.3728	0.0339
モーターグレーダー	2.8～3.7m	5.4	380	70	101	0.108	90.00	234	5.4	0.22	209.8	8.5	0.1021	0.0085	0.5516	0.0461
アスファルトフィニッシャー	1.4～6m	5.0	400	80	70	0.147	122.50	234	5.4	0.22	197.9	8.1	0.0964	0.0081	0.4818	0.0403

注1)出力及び原動機燃料消費量は、「令和元年度版　建設機械等損料表」（令和元年5月6日、一般社団法人 日本建設機械施工協会）より設定した。
注2)燃料（軽油）の密度は、1/1.2kg/lとした。
注3)排出係数原単位は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所）の値を用いた。
注4)日稼働時間は、「令和元年度版 建設機械等損料表」の年間標準運転時間を年間標準運転日数で除して求めた。

410

表 7-1-1(1)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
1	トビムシ	ムラサキトビムシ	ムラサキトビムシ	*Hypogastrura communis*	●	●		●	

418

表 7-1-1(9)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
620			マルムネジョウカイ	*Prothemus ciusianus*	●				

419

表 7-1-1(10)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
704			ホンドクロオオクチキムシ	*Upinella fuliginosa*		●	●		
705			サトウナミクチキムシ	*Upinella hirokii*			●		
706			ナミクチキムシ	*Upinella melanaria*			●		

420

表 7-1-1(11)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
795			ヒメキバネサルハムシ	*Ceratophysella communis*	●	●			

評価頁	評価書
用語解説	
964	**・指針** 本評価書で示している指針とは、「環境影響評価指針」（平成 11 年　愛知県告示第 445 号）のことを指しており、「環境影響評価指針」とは、様々な事業種、様々な環境要素に対応するため、環境影響評価の技術上の基本的な考え方を定めるものである。
973	**・評価書** 準備書（評価書案）の公告、縦覧後、住民等の意見を取り入れ、最終的に環境アセスメントの結果を記した報告書のこと。環境影響評価書ともいう。
資料編	
334	**表 2-8-1　建設機械諸元一覧**

名称	規格	稼働時間	運転時間	運転日数	出力 P	原動機燃料消費量	Br	b	$\overline{NOx}$	$\overline{SPM}$	q_{NOx}	q_{SPM}	Nox 排出量	SPM 排出量	1台あたり Nox 排出量	1台あたり SPM 排出量
		h	h	日	kW	1/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h	(g/h)	(g/h)	m^3_N/h	kg/h	m^3_N/台・日	kg/台・日
バックホウ	0.25～1.4m^3	6.3	690	110	104	0.153	127.50	234	5.4	0.22	306.0	12.5	0.1490	0.0125	0.9388	0.0785
杭打機	35t	5.9	590	100	200	0.103	85.83	237	14.0	0.41	1014.1	29.7	0.4938	0.0297	2.9135	0.1752
クローラクレーン	100～200t	5.8	700	120	184	0.076	63.33	229	5.3	0.15	269.7	7.6	0.1313	0.0076	0.7617	0.0443
ラフタークレーン	16～80t	6.0	720	120	257	0.088	73.33	229	5.3	0.15	436.2	12.3	0.2124	0.0123	1.2744	0.0741
ブルドーザ	24～26t	6.5	720	110	152	0.153	127.50	229	5.3	0.15	448.5	12.7	0.2184	0.0127	1.4197	0.0825
フォワーダ	10t	6.5	520	80	185	0.134	111.67	229	5.3	0.15	478.1	13.5	0.2328	0.0135	1.5133	0.0880
タブグラインダー	10t	2.0	380	70	141	0.185	154.17	237	14.0	0.41	1284.1	37.6	0.6253	0.0376	1.2506	0.0752
コンクリートポンプ車	40～45m3/h	6.9	960	140	118	0.078	65.00	239	13.9	0.45	446.1	14.4	0.2172	0.0144	1.4988	0.0996
コンクリートミキサー車	3.0～3.2m3	4.9	780	160	162	0.059	49.17	237	14.0	0.41	470.5	13.8	0.2291	0.0138	1.1227	0.0675
コンバインドローラー	0.8～8t	4.0	400	100	56	0.160	133.33	238	6.1	0.27	191.4	8.5	0.0932	0.0085	0.3728	0.0339
モーターグレーダー	2.8～3.7m	5.4	380	70	101	0.108	90.00	234	5.4	0.22	209.8	8.5	0.1021	0.0085	0.5516	0.0461
アスファルトフィニッシャー	1.4～6m	5.0	400	80	70	0.147	122.50	234	5.4	0.22	197.9	8.1	0.0964	0.0081	0.4818	0.0403

注1)出力及び原動機燃料消費量は、「令和元年度版　建設機械等損料表」（令和元年5月6日、一般社団法人 日本建設機械施工協会）より設定した。
注2)燃料（軽油）の密度は、1/1.2kg/lとした。
注3)排出係数原単位は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所）の値を用いた。
注4)日稼働時間は、「令和元年度版 建設機械等損料表」の年間標準運転時間を年間標準運転日数で除して求めた。

410

表 7-1-1(1)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期 春季	夏季	秋季	冬季	その他
1	トビムシ	ムラサキトビムシ	フクロムラサキトビムシ	*Ceratophysella communis*	●	●		●	
49			グンバイトンボ	*Platycnemis foliacea*					●

418

表 7-1-1(9)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期 春季	夏季	秋季	冬季	その他
621			ヒガシマルムネジョウカイ	*Prothemus reinii*	●				

419

表 7-1-1(10)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期 春季	夏季	秋季	冬季	その他
705			ホンドクロオオクチキムシ	*Upinella fuliginosa*		●	●		
706			ナミクチキムシ	*Upinella melanaria*			●		

421

表 7-1-1(12)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期 春季	夏季	秋季	冬季	その他
795			マルキバネサルハムシ	*Pagria ussuriensis*	●	●			

準備書頁	準備書
資料編	

437

表 7-1-1(28)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
－	20 目	269 科	2047 種		961	951	778	51	231

439

表 7-2-3　注目すべき種（鳥類）

No.	目　名	科　目	種　名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	カモ目	カモ科	カワアイサ				越：NT					●
2	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					準				●
3	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD						●
4		シギ科	ヤマシギ				越：NT					●
5	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	繁：NT					●
6		タカ科	ハイタカ			NT		準				●
7			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準			●	●
8			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			●	●
9	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	繁：VU/越：NT	準				●
10	スズメ目	ムシクイ科	センダイムシクイ					準			●	●
11		ヒタキ科	アカハラ				繁：CR				●	●
12			コサメビタキ				繁：NT	準				●
計	6 目	9 科	12 種	0 種	1 種	6 種	8 種	7 種	0 種	0 種	4 種	12 種

評価頁	評価書
資料編	

437

表 7-1-1(28)　昆虫類確認種一覧

No	目	科名	種名	学名	調査時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
－	20 目	269 科	2047 種		961	951	777	51	232

439

表 7-2-3　注目すべき種（鳥類）

No.	目　名	科　目	種　名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	カモ目	カモ科	カワアイサ				越：NT					●
2	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					準				●
3	ペリカン目	サギ科	チュウサギ			NT						●
4	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				繁：VU/通：NT					●
5	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD						●
6			イカルチドリ				繁：VU/越：NT					●
7		シギ科	ヤマシギ				越：NT					●
8	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	繁：NT					●
9		タカ科	ハイタカ			NT		準				●
10			オオタカ			NT	繁：NT/越：NT	準			●	●
11			サシバ			VU	繁：EN/通：NT	準			●	●
12	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	繁：VU/越：NT	準				●
13	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU		準				●
14		ムシクイ科	センダイムシクイ					準			●	●
15		ヒタキ科	アカハラ				繁：CR				●	●
16			コサメビタキ				繁：NT	準				●
計	8 目	12 科	16 種	0 種	1 種	8 種	10 種	8 種	0 種	0 種	4 種	16 種

準備書頁	準備書
資料編	
—	—

評価頁	評価書
資料編	

441

表 7-2-4(2)　注目すべき種の概要（鳥類）

種　名	チュウサギ　*Egretta intermedia intermedia* ペリカン目/サギ科
選定基準	環境省 RL:NT

一般生態

【特徴】全長約 68 ㎝、翼開長約 114 ㎝。雌雄同色で繁殖期には胸と肩羽に飾り羽が生じる。嘴はやや短めで、繁殖期には黒色で目先は鮮黄色。脚は長く黒色。
【生態】本州から九州にかけての水田や湿地で生活し、川の流れの中や干潟に出ることは少ない。集団でねぐらを形成する。水辺の草むらや水田でおもに昆虫類、両生類、爬虫類、魚類などを食べる。
【確認状況】猛禽類調査時、岐阜県側の上空を飛翔しているところが確認された。
【予測結果】事業により主要な生息環境と考えられる木曽川及び河川敷は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の存在による生息地の減少、分断はないと予測する。

写真	備考
	原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞/保育社 確認地点 重要種保護の観点から 確認地点非公開

種　名	ツツドリ　*Cuculus optatus* カッコウ目/カッコウ科
選定基準	愛知県 RL：繁:VU/通:NT

一般生態

【特徴】翼長約 200㎜、尾長約 160㎜。カッコウによく似ているが、やや小型で、胸腹部の黒い横斑は巾が広く、羽縁に横斑がない。雌には赤色型があり、カッコウの場合と同じ羽色となる。
【生態】北海道、本州、四国の低山帯の落葉広葉樹林や，亜高山帯の針葉樹林に生息。単独で森林中に生活。主にムシクイ類に托卵する。
【確認状況】猛禽類調査時に、伊木山付近で鳴き声が確認された。５月に１度確認されたのみであり、渡りの途中の個体であると考えられた。
【予測結果】事業により主要な生息環境と考えられる伊木山付近の樹林地は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の存在による生息地の減少、分断はないと予測する。

写真	備考
	原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞/保育社 確認地点 重要種保護の観点から 確認地点非公開

準備書頁	準備書
資料編	
—	—
—	—

評価頁	評価書
資料編	

442

表 7-2-4(3)　注目すべき種の概要（鳥類）

種　名	イカルチドリ　*Vanellus cinereus* チドリ目/チドリ科
選定基準	愛知県 RL: 繁：VU/越：NT

一般生態

【特徴】全長約 21 ㎝。雌雄ほぼ同色。成鳥の額は白く、頭は暗灰色。前頭と過眼線は黒いが、コチドリより淡色。上面は灰褐色で、体下面は白い。
【生態】日本では留鳥として本州、四国、九州で繁殖する。繁殖期には番で、非繁殖期には数羽～十数羽の小群で、中洲、河原、湖岸、水田などにすむ。主に中流より上の河原に生息し、降雪地帯の上～中流域の河原にも留まり越冬する。海浜や干潟にはほとんど出ない。
【確認状況】猛禽類調査時、河川敷上空を飛翔しているのが確認された。
【予測結果】事業により主要な生息環境と考えられる木曽川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の存在による生息地の減少、分断はないと予測する。

写真	備考
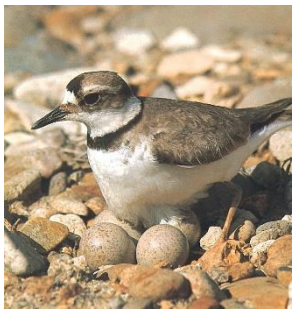	原色日本野鳥生態図鑑＜水鳥編＞/保育社
	確認地点
	重要種保護の観点から 確認地点非公開

446

表 7-2-4(7)　注目すべき種の概要（鳥類）

種　名	サンショウクイ　*Pericrocotus divaricatus divaricatus* スズメ目/サンショウクイ科
選定基準	環境省 RL:VU、岐阜県 RL:準

一般生態

【特徴】全長 28 ㎝。体は細く、尾羽は長め、雄の額から頭部は白く、後頭、後頸、過眼線は黒い。雌は後頭から頸が灰色。
【生態】本州以南に夏鳥として飛来し平地から山地で繁殖する。繁殖分布は局地的であり、現在の繁殖地は次第に減少している。樹上で昆虫などを探し、高い枯れ枝や梢に直立した姿勢でとまり、低い枝や地上にはほとんどとまらない。
【確認状況】猛禽類調査時に、伊木山付近で確認された。６月に２個体で飛んでおり、囀りも盛んで、斜面林の一ヶ所から出入りがあったことから、繁殖していた可能性があると考えられた。
【予測結果】事業実施区域内での確認例はなく、事業により主要な生息環境と考えられる山地の樹林地や木曽川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の存在による生息地の減少、分断はないと予測する。

写真	備考
	日本の野鳥/㈱山と渓谷社
	確認地点
	重要種保護の観点から 確認地点非公開

<table>
<tr><th>準備書頁</th><th>準備書</th></tr>
<tr><td>資料編</td><td></td></tr>
<tr><td>446</td><td>

表7-2-5　注目すべき種（昆虫類）

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">目　　名</th><th rowspan="2">科　　目</th><th rowspan="2">種　　名</th><th colspan="7">選定基準</th><th rowspan="2">事業実施区域内</th><th rowspan="2">事業実施区域外</th></tr>
<tr><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th></tr>
<tr><td>1</td><td>トンボ</td><td>トンボ</td><td>ノシメトンボ</td><td></td><td></td><td></td><td>NT</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>5 目</td><td>8 科</td><td>10 種</td><td>0 種</td><td>0 種</td><td>8 種</td><td>3 種</td><td>1 種</td><td>0 種</td><td>0 種</td><td>5 種</td><td>9 種</td></tr>
</table>

一部、省略

</td></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td></tr>
</table>

評価頁	評価書
資料編	

448

表7-2-5　注目すべき種（昆虫類）

No	目　　名	科　　目	種　　名	選定基準							事業実施区域内	事業実施区域外
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	トンボ	モノサシトンボ	グンバイトンボ			NT	EN	準				●
2		トンボ	ノシメトンボ				NT				●	●
計	5 目	9 科	11 種	0 種	0 種	9 種	4 種	2 種	0 種	0 種	5 種	11 種

一部、省略

449

表 7-2-6(1)　注目すべき種の概要（昆虫類）

種　名	グンバイトンボ　*Platycnemis foliacea* トンボ目/モノサシトンボ科
選定基準	環境省 RL：NT、愛知県 RL：EN、岐阜県 RL：準

一般生態

【特徴】全長約 37～41 ㎜。体色は地色が黒色で明るい青緑色から空色の縞模様が複雑に入る。雄の中脚、後脚の脛節は白色で軍配状に広がる特異な形をしている特徴がある。雌はモノサシトンボに似るが、頭部に後頭条があることなどで区別できる。
【生態】平地から丘陵地の周囲に樹林がある抽水植物や沈水植物が豊富で、水質の良好な河川中流域、湧水や細流に生息する。
【確認状況】その他調査時に河川敷の水際で確認された。
【予測結果】水際で流れが緩やかになった場所に生育する抽水植物部分が発生地になっていると考えられる。事業実施区域内には安定した水域はないため、事業により主要な生息環境は改変されないことから、事業による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。また、施設の存在による生息地の減少、分断はないと予測する。

写真	備考
	令和２年６月 25 日撮影 確認地点 重要種保護の観点から 確認地点非公開

第13章　　事後調査計画

第13章　事後調査計画

事後調査の実施については、指針の第 26 に以下の場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとされている。

・予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
・工事の実施中及び土地又は施設の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
・代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
・環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
・環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
・環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

上記を踏まえた事後調査計画は、表 13.1 に示すとおりである。現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、行動圏の変化及び生息地の定着状況を事後調査により把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加について検討する。追加する環境保全措置は、有識者へのヒアリングの上、事業者が実行可能な内容とする。なお、詳細な事後調査の内容については事業の実施前に事後調査計画書を作成し、公表することとする。

表13.1　事後調査計画

調査項目		調査方法	調査地点	調査回数
動物	ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握	現地踏査及び自動撮影法による現地調査	事業実施区域及びその周辺。 自動撮影法は事業実施区域内の緑地等及び、環境影響調査において事業実施区域周辺に設置した自動撮影カメラの位置を基本として設置するが、行動圏の変化に応じて適宜見直しを図るものとする。	12 月～８月（現地踏査については、月１回程度）

その他の項目については、本事業による工事の実施、地形改変又は施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、また、環境保全に関する基準等との整合が図られていると判断した。そのうえで、事後調査が必要か否かについて検討を行った結果、予測手法等については不確実性が伴うものはなく、また、環境保全措置についてはこれまでの実績から十分効果が確認されているものであることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断する。

また、事後調査とは別に事業者が行う監視として、表 13.2 に示すモニタリング調査についても実施する計画である。供用時について、大気汚染防止法等に基づく測定のほか、自主規制値を設けた騒音、振動及び悪臭について測定を実施する。

表13.2　モニタリング計画（供用時）

モニタリング項目		モニタリングの手法等		
		調査方法	調査地点	調査期間
大気質	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	自動測定によるモニタリング	煙突	施設供用後に連続監視
	硫黄酸化物、窒素酸化物ばいじん　、塩化水素	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に２ヵ月に１回以上
	水銀	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に４ヵ月に１回以上
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	煙突	施設供用後に１年に１回以上
騒音	騒音レベル	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の２地点	施設供用後に１年に１回
振動	振動レベル	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の２地点	施設供用後に１年に１回
悪臭	臭気指数	三点比較式臭袋法による調査	・最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の２地点 ・脱臭装置排出口 ・排水	施設供用後に１年に１回

第14章　評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第14章　評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価書に関する業務は、以下に示す者に委託して実施した。

名　　称 ： 八千代エンジニヤリング株式会社　名古屋支店
代　表　者 ： 執行役員支店長　津田 光則
所　在　地 ： 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9

用　語　解　説

用　語　解　説

【　あ行　】

・１時間値

大気質の測定において、60 分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄（SO_2）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO_2）は１時間値の１日平均値によることとしている。

・硫黄酸化物（SO_X）

重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた二酸化硫黄（SO_2）、三酸化硫黄（SO_3）などの総称。無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる物質である。また、上空で酸化されると硫酸塩となり、大気中の雨に溶けて酸性雨の原因になると考えられている。

・一般環境大気測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路、工場等の特定の大気汚染物質発生源の影響を受けない場所で、その地域を代表すると考えられる場所に設置されたものをいう。一般環境大気の汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局である。

・上乗せ基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法では、国が全国一律の排出基準、排水基準を定めている。しかし、自然的・社会的条件からみて不十分であれば、都道府県は条例でこれらの基準に代えて適用するより厳しい基準を定めることができる。これを「上乗せ規制」といい、この基準値を「上乗せ基準」と呼ぶ。

・エアカーテン

施設の出入り口などに早い気流の幕をつくり、内外の空気の移動を遮断する設備。

・影響要因

環境影響を与える側としての行為を影響要因という。環境影響評価法に基づく基本的事項においては、影響要因は、事業としての土地又は工作物が完成するまでの工事と、工事完了後の土地又は工作物の存在・供用の２つに区分され、それぞれにおいて環境に影響を及ぼし得る要因を細区分として抽出できるようになっている。

・塩化水素（HCl）

石油中に含まれる少量の塩素や大量に廃棄されているプラスチック（ポリ塩化ビニルなど）の中に含まれる塩素が、燃焼に伴って放出された物質のことである。

・煙源

大気汚染の予測における大気汚染物質の発生源を指す。排出形態により､面煙源、点煙源、線煙源に分けられる。

・オキシダント（OX）

大気中の窒素酸化物（NOX）、炭化水素（HC）などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾン（O_3）である。人体には、目やのどを刺激し、頭痛、中枢神経の障害を与え、植物の葉を白く枯らせたりする影響もみられる物質である。

・温室効果ガス

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF_6）の６物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

【　か行　】

・化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素の量をいい、BOD と同様に水質汚濁の指標とされ、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなる。海域及び湖沼の汚濁状況を表すときに用いられる。

・ガス化溶融施設・シャフト式

熱分解と溶融を一体で行う方式を一体式ガス化方式といい、助燃用副資材の種類により、コークスベット式と酸素式に分類される。

一体式ガス化溶融施設は、製鉄所の高炉設備をごみ処理に転用したもので、都市ごみを高温で溶融しスラグを回収する施設である。

・ガス化溶融施設・流動床式

熱分解と溶融を別々の工程で行なう方式を分離式ガス化溶融方式といい、さらに、熱分解炉の形式の違いにより、キルン式と流動床式がある。分離式ガス化溶融施設は、ごみを熱分解し、ごみの持つ熱エネルギーを用いて灰分を溶融し、スラグを回収する施設である。なお、流動床式は、塔状の炉内に多孔板または、多孔管があり、その上にけい砂による流動層を形成させ、下部から予熱空気を送り上部からごみを投入し、炉内の流動状態で浮遊する高温の砂とごみをむらなく接触させることにより、上部の燃焼室で焼却させる施設である。

・環境影響評価

環境アセスメントともいう。また、英語ではEnvironmental Impact Assessmentであり、EIAという略称も広く使用される。

事業の内容を決めるにあたって、環境へどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査･予測･評価を行うこと。また、その結果を公表し、市民や関係市町村などからの意見を踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げ、環境と開発の調和をはかっていくための制度である。

・環境基準

「環境基本法」第16条に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁（底質も含む）、土壌汚染について定められている。

・環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。1994（平成６）年に第１次計画、2000（平成12）年に第２次計画、2006（平成18）年に第３次計画、2012（平成24）年に第４次計画、2018（平成30）年に第５次計画が閣議決定されている。

・環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。環境基本法第20条には、環境影響評価の推進の規定がある。

・環境振動

ある地点で観測される振動は、様々な振動源からの振動が重なり合っているため、そのレベルの時間変化は複雑な様相を呈する。このようにある観測地点において観測されるあらゆる振動源からの総合された振動を環境振動という。

・環境騒音

観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音。環境基準との比較などを行う場合は、等価騒音レベル Leq を用いる。

・環境要素

環境影響評価の評価対象のうち、環境影響を受ける要素を環境要素という。

環境影響評価項目を選定する際の区分として示されているものであり、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気環境、水環境、土壌環境、その他の環境）、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（植物、動物、生態系）、人と自然との豊かな触れ合い（景観、人と自然との触れ合いの活動の場）、及び環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス等）の４分野について環境要素を設定している。

・規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。

・寄与濃度

事業の実施に伴い、ばい煙の排出や施設関連車両の走行、建設機械の稼働等により大気汚染物質が排出されることで、計画地周辺において新たに増加する大気汚染物質濃度のこと。

・計画段階環境配慮書

2011（平成 23）年４月の環境影響評価法改正により、事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階環境配慮書を作成し、送付等を行うことが義務付けられている。

愛知県では、愛知県環境影響評価条例の一部改正（条例第 49 号、平成 24 年７月）により、計画段階環境配慮書の作成、公表等の手続きが設けられた。

・景観資源

景観と認識される自然的構成要素及び自然的構成要素と一体をなす名勝や、自然景観資源（山岳、湖沼等）及び歴史的文化的価値のある人文景観資源（史跡、名勝等）。

・建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。

・光化学オキシダント（O_X）

大気中の窒素酸化物（NO_X）、炭化水素（HC）などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾン（O_3）である。

・降下ばいじん

大気中に排出されたり、風により地表から舞い上がった粒子状物質のうち、粒子が比較的大きいために自重で地上に落下（降下）するものや、雨や雪に取り込まれて地上に落下するもの。

・ごみピット

搬入されてきたごみを一時的に貯留するための場所であり、ここで、ごみ質を均一にするための撹拌も行われる。水密性の高いコンクリートを使用することにより、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする

・CONCAWE 式

大気拡散シミュレーションに用いられる排気ガスの『有効煙突高』を求める拡散式のひとつ。CONCAWE は、″Conservation of Clean Air and Water in Western Europe″の略で、この式は野外実験から統計的な回帰によって求められた経験式であるが、排出熱量、風速から計算され、大気安定度などの気象条件は考慮に入れない。

日本では大気汚染防止法（1968）に基づく総量規制のための「総量規制マニュアル」において、有風時の有効煙突高推定式として煙源の規模の大小に拘わらずコンカウ式を用いることとしている。なお「総量規制マニュアル」では無風時の有効煙突高推定においては『ブリッグス（Briggs）』式を用いることとしている。

・個体群

ある空間を占める同種個体の集まり。一般的にはその内部で遺伝的交流があり、他の個体群とは何らかの隔離がある。

・コドラート法

植生調査の調査区設定方法の一つで、ある面積の枠を設け、その区画内に出現する植物種、被覆率などを計測する方法である。

【　さ行　】

・最大着地濃度

煙突等から排出された汚染物質が、煙源の風下で地上に到着するときの最大濃度。煙源から最大着地濃度の距離は、有効煙突高さが高いほど大きく、大気が不安定なほど小さい。

・サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収することで、熱回収ともいう。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の給湯等に利用されている。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でもサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされている。

・指針

本報告書で示している指針とは、「環境影響評価指針」（平成 11 年　愛知県告示第 445 号）のことを指している。「環境影響評価指針」とは、様々な事業種、様々な環境要素に対応するため、環境影響評価の技術上の基本的な考え方を定めるものである。

・自動撮影法

哺乳類の体温に反応するセンサーと連動し作動するカメラ(センサーカメラ)を用いる調査方法。

・自動車排出ガス測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路周辺に設置されたものをいう。自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局。

・地盤卓越振動数

道路交通振動レベルに影響を及ぼす要因の１つである地盤条件を表わす指標で、その地盤固有の主体となる振動数をいう。軟弱地盤では、堅い地盤に比べて小さい値となる。

・地盤沈下

自然的又は地下水揚水などの人為的要因により地面が沈下する現象を指し、広義には盛土や構造物の荷重による局部的な沈下も含むが、一般的にはある程度広い地域全体が沈下することをいう。

・臭気指数（臭気濃度）

官能試験法による臭気の数量化方法のひとつであり、対象空気を無臭の正常な空気で希釈したとき、ちょうど臭わなくなったときの希釈倍率を臭気濃度という。

臭気指数は、臭気濃度を基礎として、次式により得られる。

（臭気指数）＝10Log（臭気濃度）

・準備書

準備書は、環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、調査、予測、評価、環境保全対策の検討を実施した結果等を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものである。

・上層逆転時

煙突の上空に気温の逆転層が停滞する場合、煙突からの排ガスは上層逆転層内へは拡散されず、地表と逆転層の間で反射を繰返し、地上に高い濃度をもたらすことがある。

・植物群落

同一場所である種の単位性と個別性をもって一緒に生活している植物群を指す操作的･便宜的な植生の単位。その大きさや広がりについて、特に規定はない。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が、ある程度の再現性を持ってみられる。

・植物相

フロラともいう。特定の場所に分布、生育する植物の種類組成を指す。動物相（特定の場所に分布、生息する動物の種類組成）と合わせて、生物相を構成する。

・振動レベル

人が感じる振動の強さを表す指標として使われる量で、振動のエネルギーの大きさを示す振動加速度レベルを振動感覚補正特性で補正したもの。単位として dB(デシベル)が用いられる。

・水素イオン濃度（pH）

水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数を pH 単位としてあらわすものである。pH7 で中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。

・ストーカ式焼却炉

耐熱鋳鋼製の火格子上にごみを供給し、火格子の下方から空気を吹き込みながら 900℃程度で燃焼させる施設である。安定的な焼却処理ができ、建設実績は一番多い。ごみの焼却処理により、残渣（灰）が発生する。

・静穏

風が弱く穏やかな状態を表す用語。気象観測等において、風速がある数値より小さいときに「静穏（calm）」または「C（calm の頭文字）」を用いて表すが、その定義は観測方法等により異なる。風がこのような静穏状態になると汚染物質は拡散せず滞留しやすくなる。

・生活環境項目

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値が定められている。

・生活排水

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。このうち、トイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水という。

・生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。

・生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量をいい、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなる。河川の汚濁状況を表すときに用いられる。

・接地逆転層崩壊時

夜間から早朝にかけて形成されていた気温逆転層が日の出とともに地面付近から崩壊し、不安定層が次第に上昇する形となって上空の煙を地上にひき降ろし、いぶしの状態を起こし地上に高い濃度をもたらすことがある。

・総量規制

一定の地域内の汚染物質・汚濁物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染物質・汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染では排出ガス量に汚染物質の濃度を乗じたもの、水質汚濁では排水量に汚濁物質の濃度を乗じたもの。大気汚染は硫黄酸化物と窒素酸化物について、水質汚濁ではCOD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）、窒素及びりんについて、特定地域と特定水域を対象に実施されている。

【　た行　】

・ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD　75種類）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF 135種類）、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称をいう。ごみの燃焼過程など、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような過程で非意図的に生成される。

・大気安定度

大気の安定性の度合いを大気安定度といい、基本的に気温の高度分布によって決まるものである。

気温の鉛直方向の変化をみた場合は、通常、地表から上空に行くに従って気温が低下し、乾燥した空気が上昇する場合は、その温度の減率が、高度100mあたり0.98℃（湿度を持つ空気の場合は0.6℃）であり、これは乾燥断熱減率と呼ばれる。

実際の大気中では、その時の気象条件等により温度の分布は変化しており、気温の高度分布が乾燥断熱減率に近い状態を中立といい、その他、気温勾配によって、大気の状態を不安定、安定という。大気が安定のときは、汚染物質が拡散しにくく、逆に不安定のときは拡散が大きくなる。大気安定度の不安定時は、安定時、中立時に比べて拡散が活発で、近傍の着地濃度が大きくなる状態となる。

・大気汚染常時監視測定局

大気汚染の状況を常時監視するための測定局で、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局がある。

・大気拡散

煙突から排出された煙や排ガスが、風によって運ばれながら、大気と混合して、薄まりながら広がること。大気の持つ性質のうち、拡散や希釈作用を持つものは「風速」と「乱れ」で、最大着地濃度は、有効煙突高の二自乗に反比例し、排出量に比例する。環境影響評価では、発生源の種類、気象条件を勘案して、種々の拡散モデルを使用して、大気の環境濃度を推計している。

・ダウンウォッシュ

強風は、ばい煙や排出ガスの希釈作用に効果的に働くので、大気汚染は風が弱いとき著しいのが普通である。しかし、煙突からの排煙は、風が強くなり排出ガス吐出速度の１／1.5以上の速度に達すると、煙突自身の後方にできる負圧域に引込まれて、地上に吹き付けられる現象。

・ダウンドラフト

煙突の高さが周辺の建物等の高さの2.5倍以下の場合に、建物等の影響によって生じる乱流域に排ガスが巻き込まれる現象。

・濁度

水の濁りの程度を表すもの。比較用の標準液を使って肉眼により求める方法と光の透過率や散乱の度合いを計測して求める方法がある。JIS K 0101（工業用水試験法）ではカオリンを標準とするカオリン濁度と、ホルマジンを標準とするホルマジン濁度の２種類を定める。それぞれの物質の１mg/l を含む溶液の濁度を１度とする。測定は、比色管による視覚測定法と各種の濁度計（いずれも光学式による）を用いる方法がある。

・短期濃度

「環境基準による大気汚染の評価（二酸化硫黄等）」（昭和48年５月12日　環大企143大気保全局長通知）によると、「二酸化硫黄等の大気汚染の状況を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。」としていることから、当計画による影響濃度を１時間値として予測し、その影響を評価する。

・短期的評価

大気汚染状況に関する環境基準の評価の一つ。環境基準と１時間値又は１日平均値とを比較して評価する。

・窒素酸化物（NO_x）

NO_x（Nitrogen Oxide）ともいう。窒素原子（N）と酸素原子（O）の化合物の総称。窒素酸化物は、空気中で石油や石炭等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど大量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO_2）であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%以上がNOである。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOの形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついてNO_2となる。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。窒素酸化物は人の健康に影響を与える。また、紫外線により炭化水素と光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

・長期的評価

大気汚染状況に関する環境基準の評価の一つ。環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間98%値、２%除外値がある。

・眺望点及び眺望景観

眺望点は、人が「見る」という行為を行う地点。景色を眺めるために整備された展望台などだけではなく、例えば眺望が開けている峠や山の頂上、不特定多数の人が集まる場所なども眺望点として取り上げるのが一般的である。主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観が「主要な眺望景観」である。

・低公害車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車などの環境性能に優れた従来車を含む。

・低周波音

一般に、周波数がおおむね100Hz以下の音をいう。人の耳には聞こえにくい。

・透視度

水質調査等で採取した採水試料の透明の程度を示す度合い。測定は、白色円板に黒線で二重十字を刻んだ標識板を底部に入れた下口付きシリンダー（透視度計）を用いて行う。透視度計に試料を入れ、上部から透視し、底部においた標識板の二重十字が初めて明らかに識別できるときの水層の高さを測り、10㎜を１度として表す。単位は度。

・動物相

ファウナともいう。特定の限られた地域に生息する動物の種類組成を指す。植物相（特定の限られた地域に分布、生育する植物の種類組成）と合わせて、生物相を構成する。

・道路交通振動

自動車が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。振動規制法では、指定地域内における道路交通振動について、区域及び時間の区分により限度（道路交通振動の要請限度）が定められている。道路交通振動の要請限度との比較は、５秒間隔で連続して測定して得た値を 100 個得て、その測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値（L_{10}）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値で行う。

・特定悪臭物質

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の規制を目的とした悪臭防止法第２条第１項において「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」とされているもので、現在、アンモニアや硫化水素等 22 物質が指定されている。

・特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、騒音規制法又は振動規制法に定められている。騒音規制法では８項目、振動規制法では４項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法又は振動規制法の規制を受ける。騒音または振動レベルの規制の場合、それぞれ敷地境界線で、騒音レベルは 85dB、振動レベルは 75dB を超えないこととされている。レベルの規制以外に１日の作業時間、連続しての作業日数、届け出などの定めがある。

・特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。

(1) 大気汚染防止法では、化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質を発生する施設（同法第 17 条）。ばい煙発生施設は除かれる。

(2) 水質汚濁防止法では、健康に被害を生ずるおそれがある物質を含む、又は生活環境項目について生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は排水を排出する施設（同法第２条第２項）をいう。

(3) 騒音規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい騒音を発生する」施設（同法第２条第１項）をいう。

(4) 振動規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい振動を発生する施設（同法第２条第１項）をいう。

・都市計画

都市計画法に基づく、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

・都市計画区域

都市計画法に基づき、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として、都道府県が指定する。都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要があるときは、市街化区域及び市街化調整区域に区分し、さらに市街化を誘導する市街化区域等については、用途地域をはじめとする地域地区等を定める。

・都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

・トラップ法

小型哺乳類の捕獲罠を用いた調査方法。個体を捕獲する小型はじき罠（スナップトラップやパンチュートラップ）、生け捕り可能なライブトラップがある。

【　な行　】

・二酸化硫黄（SO_2）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

・二酸化炭素（CO_2）

温室効果ガスの一つ。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。二酸化炭素濃度の増加が、地球温暖化の主要因であると考えられている。

・二酸化窒素（NO_2）

大気中の窒素酸化物の主要成分。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

・日平均値の年間 98%値

年間における二酸化窒素の１日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものを指す。

・２%除外値

一日平均値である測定値につき、測定値の高い方から２%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は７日分の測定値）を除外したうち、最も大きい測定値を２%除外値という。

・任意観察法

直接観察法ともいい、調査地域を任意に踏査し、捕虫網を用いた見つけ捕りのほか、主にチョウ・トンボ類等を目視により確認する手法。

・任意採集法

陸上昆虫類やクモ類を捕虫ネットを用いて直接採集する方法である。多様な環境で多くの種類を対象とすることができるため、陸上昆虫類等の調査において不可欠な調査方法である。

・$m^3{}_N$

排ガス量などの体積を表す便宜的な単位で、温度０℃、１気圧に換算した気体の立方メートル（m^3）単位の体積である。従来はNm^3で表されていたが、Ｎが国際単位のニュートンと間違えられるため$m^3{}_N$に改められた。

【　は行　】

・ばい煙

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称していう。ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

・廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）」と定義される。排水は原則として含まれない。さらに、その排出状況等から産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

・ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

・バックグラウンド濃度

事業の実施によって環境の状態がどのように変化するかを予測する場合は、当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態に、事業によって発生する環境負荷の寄与分を加算して予測を行う。この「当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態」の濃度のことをバックグラウンド濃度という。

・パフ式

排煙の煙流を細切れにし、一つ一つの煙塊として移流・拡散を表現する式で、無風時（風速 0.4m/秒以下）に濃度分布を予測する式である。

・ppm

濃度の単位で、100 万分の１を１ppm と表示する。例えば、１m^3の空気中に１cm^3の二酸化硫黄が混じっている場合の二酸化硫黄濃度を１ppm と表示する。

・評価書

準備書（評価書案）の公告、縦覧後、住民等の意見を取り入れ、最終的に環境アセスメントの結果を記した報告書のこと。環境影響評価書ともいう。

・フィールドサイン法

調査対象地域を可能な限り詳細に踏査してフィールドサイン（フンや足跡、食痕、巣、爪痕、塚等の生息痕跡）を発見し、生息する動物種を確認する方法。主に大型・中型哺乳類の確認が可能な調査方法である。

・風配図

ある地点の風向（風速）の統計的性質を示すために用いられる各方位別に風向（風速）の出現頻度を線分の長さで示したもの。環境影響評価では主に風向のみが扱われる。

・フォトモンタージュ法

現況写真に、計画施設等のカラーパースを合成して将来景観図を作成することにより、現況景観と将来景観とを対比する手法である。

・浮遊物質量（SS）

水中に浮遊する物質の量のことである。各種排水からの不溶性物質などからなり、数値が大きいほど水質汚濁が著しく、水の濁りの原因となり、SS が大きくなると魚類に対する影響が現れる。

・浮遊粒子状物質（SPM）

発生源は、土砂等の飛散、固体物質の破砕によるもの、また燃焼過程から出るものなど多種多様であるが、これら微粒子の大きさが 10μm 以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）と呼ぶ。比較的長期間大気中に滞留する物質である。

・プラットホーム

ごみの搬入車が、ごみをごみピットに投入するためのスペースである。

・プルーム式

排煙の移流・拡散を煙流で表現した式で、有風時（風速 0.5m/秒以上）に風や拡散係数、排出量を一定として濃度分布を予測する式である。

・ベイトトラップ法

地面と同じレベルに口がくるように、プラスチックコップなどを埋め、１晩放置した後に落下した陸上昆虫類等を回収する調査方法である。

・ポイントセンサス法

対象とする地域が一望できるような地点に定点を設け、定点から一定範囲、一定時間内に確認できた鳥の種類や個体数を記録する調査方法である。

・方法書

環境影響評価（環境アセスメント）を行うにあたって、あらかじめどのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかを示すものである。

方法書は、事業者により公告・縦覧され、住民は環境の保全の見地からの意見書を提出することができる。

【　ま行　】

・目撃法

調査中に哺乳類の姿を見かけたら、双眼鏡等を用いて種類を識別し、目撃した 場所の状況と合わせて記録する調査方法である。

【　や行　】

・有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取しつづけることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、平成８年５月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の 22 物質が定められている。

・有効煙突高

煙突実体高と排ガス上昇高との和で算出するもので、大気拡散計算の基礎となるもの。

・要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域において、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしている（騒音規制法第 17 条、振動規制法第 16 条）。この限度のことを要請限度という。

・溶融スラグ

ごみや焼却灰を高温（1200℃以上）で溶融したときに生成されるガラス質の固化物。

水で急冷した水砕スラグと常温で冷却した空冷（徐冷）スラグがある。コンクリート用の骨材や道路舗装用の骨材として有効利用されている。

【　ら行・わ行　】

・ライトトラップ法

夜間、光に誘引される夜行性昆虫を採集する方法。白布スクリーン（カーテンともいう）に光を投射し、集まる昆虫を採集するカーテン法のほか、光源に集まる昆虫を捕獲箱に落とすボックス法がある。

・ラインセンサス法

あらかじめ設定しておいたセンサスルート上を歩いて、一定の範囲内に出現する鳥類を姿や鳴き声により識別して、種別個体数をカウントする方法。ルートセンサス法ともいう。

・レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめたもの。RDB と略される。

・レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してまとめたもの。